

江 戸 時 代 の 森 林 と 地 域 社 会

公益財団法人徳川黎明会

徳川林政史研究会編

まえがき

我が国は、国土面積の約三分の一が森林で占められている。森林と一口にいっても、地域によって気候・風土、生育する樹種や人びとの暮らしに違いがある。日本の森林と地域社会との関係にはさまざまな「個性」があるといえよう。

ところが、昭和三〇年代の燃料革命による薪炭材需要の激減と高度経済成長下における用材需要の高まりによって推進された「拡大造林」政策では、地域の「個性」が視野の外に置かれ、建築材として有用なスギ・ヒノキ・アカマツの植林が全国でいっせいに進められた。その結果、用材生産は一時的に活況を呈したが、森林と地域社会の「個性」の多くはこのとき失われていったと考えられる。

さらに、外国産材の輸入完全自由化により、国内の林業はまもなく低迷することとなつた。これにより、山間部の人々が都市部へ流出すると、林業の担い手が不足した。そしてその結果、現在では手入れの行き届かない針葉樹の人工林などが増加し、国土保全機能の低下も指摘されている。

こうした状況を開拓するため、近年では我が国固有の「木」の文化を再興させ、森林の恵みを再認識する機会を設けようとしたり、森林をレクリエーションの場として利用する動きがみられたりするなど、森林の新たな活用方法の模索が図られている。ただし、ここで改めて議論されなければならないのは、どのようにして持続可能な森林經營を進めるのかという点である。このとき、議論の素材を提供してくれるのが、地域社会における森林の管理・活用の歴史である。

日本で森林に関わる諸制度が整備され、それに基づいて森林政策が本格的に敷かれるようになるのは、江戸時代のことであつた。幕府や諸藩の大名たちは地域の実情に応じながら、建築用材や薪炭材・肥料などの多様な林産物需要のバランスを上手に取りつつ、長期にわたって持続的に森林が利用できるような仕組みをつくってきた。

また、村や町に暮らす人びとは、幕藩領主の支援・保障を受けながら、森林から伐採した木を使って木工品や炭に加工したり、田畠を耕すにあたって肥料となる草を刈り出したりしていた。その結果、森林をめぐる人びとの生産・文化活動も大きく発展することとなり、それらは地域によつて多種多様な姿をみせていたのである。

いうまでもなく、森林が育つには数十年から数百年の長い期間が必要であり、森林の視点に立てば江戸時代は遠い過去ではない。そのため、今後いかに森林を管理・活用していくべきなのかを考えるには、「歴史」という観点が欠かせない。

徳川林政史研究所（前身の徳川林政史研究室は大正一二年設立）は、創立者の徳川義親（尾張徳川家第一九代当主）が尾張藩領であった木曽山の歴史研究を志して以来、江戸時代から現代に至るまでの全国各地の森林の歴史を、政策史・産業史の観点から一貫して研究してきた我が国唯一の民間研究機関である。近年では、文部科学省から科学的研究費補助金「特定奨励費」の交付を受け、組織の統廃合により廃棄・散逸の危機にあった全国の森林管理局所蔵史料を調査し、国立公文書館への移管に結びつけた。さらに、全国各地の行政機関や史料保存機関に散在している林政史関係史料についても所在調査・収集を行い、当研究所でそれら史料を一元的に集約してきた。これら調査・収集した史料から「森林と人の関係」を研究し、三〇〇年におよぶ江戸時代の森林政策の大枠を提示したり、現代的課題に応えながら「国土保全」に資する森林の成立過程を明らかにしたりしてきた。なお、これら調査・研究成果は、全国各地で公開講座を開催するなど、一般の人たちにもわかりやすく伝える機会を設けている。

このように当研究所では、調査・研究・普及の多方面にわたって幅広く活動を展開している。こうした活動を展開するなかで浮かび上がってきたのは、先述した森林の保護・維持・育成を図りながら多様な生産・文化活動を営んできた地域社会と、それを保障しつつも、場合によっては人びとによる森林利用を制限し、大局的な視野に基づいて森林の持続的な利用を図ろうとする領主たちの姿である。

そこで本書では、森林とともに歩んできた地域社会に着目し、そこでの林産物利用や、それに関わる知識・技術・文化の実態と、それを保障・支援する領主の取り組みを、以下 I（木曽山）、II（飛騨山）、III（北奥羽）、IV（江戸周辺）、V（畿内近国）の地域に分けて具体的に紹介する。なお叙述にあたっては、領主の森林政策ばかりではなく、それぞれの地域に暮らす人びとによる森林利用の実態についても扱うことに重点を置いた。

最初に幕府や諸藩による御用材生産・流通が盛んにみられた地域を取り上げて、地域の人びとと森林との関係について扱った。そのうえで、同地域におけるこれまでの御用材生産やそれをめぐる森林政策の歴史をとらえ直した。これら地域は、具体的には良質な針葉樹（スギやヒノキなど）に恵まれている中部山間地域や北奥羽地方などがあげられる。

まず、現在の長野県と岐阜県に広がり、良質なヒノキを産出していた木曽山周辺地域については I 「木曽山と周辺の村々」で取り上げた。

江戸時代初期の城郭建築や、城下町の建設に伴い、幕府・諸藩は森林から盛んに木を伐り出すようになった。木曽山もその例外ではなく、幕府や尾張藩による御用材生産などが進行したことによつて、一七世紀半ばの時点で有用樹種が枯渇する「尽山」の様

相を呈していたといわれる。そこで、木曽山を領有していた尾張藩では、寛文期（一六六一～七三）・享保期（一七一六～三六）の二度にわたって林政改革を実施し、森林資源の保全に努めた。寛文期には指定区域内の立木の伐採を禁じる「御留山（留山）」や、幕府献上用の鷹の籬を得る目的で住民の立ち入りを禁じる「御巣山（巣山）」をはじめとする禁伐区域が設定された。加えて享保期になると、これら禁伐区域周辺の保護を徹底する目的で「鞆山」が設定された。そして享保期には「御停止木」が指定され、領主と地元の百姓が使用できる樹種の区分の明確化が図られた。なお、この「御停止木」に指定されたのは、ヒノキ・サワラ・マキ・アスピ・ネズコの五種で、これらは「木曽五木」と呼ばれた。

この享保期の林政改革をきっかけとして、これまでの資源活用方法も見直されるようになり、これ以降、尾張藩では大材の伐り出しを抑制し、健全に成長している良木を保護する方針をとるようになった。このとき、藩が注目したのが良木の成長を妨げる要因となる枯損木であり、これを積極的に活用した御用材生産を行うようになる。木曽山のなかでも、信州側での枯損木を活用した御用材生産が一段落すると、美濃国側の「濃州三ヶ村」と呼ばれる村々での御用材生産が、宝暦（明和期）（一七五一～七一）に活発となる。このとき、「御山守」として森林の取り締まりを担い、地域の山々に精通していた内木家が、枯損木の選定を行うにあたつて重要な役割を果たした。（ここからは、藩の御用材生産が地域の者の協力なしでは成立しなかつたことがうかがえる。）

また、木曽山に暮らす人びとが「木曽五木」に接することは基本的になく、彼らの利用が許可されていた「明山」と呼ばれる区域においてもこれら樹種の伐採は禁じられていた。人びとが「木曽五木」を利用できるようになるのは明治時代に入つてからのことであり、「濃州三ヶ村」では岐阜県からの五木利用の許可を念頭に、それらが長く村の者たちの利益となるような規則を定めた。村々はこの規則を定めるにあたつて、家作木などへの利用時のチエック、森林の取り締まりといった、これまで「御山守」が担つてきた役割の一部を、村方が肩代わりして遂行できるようにしたのである。このように、「濃州三ヶ村」では、江戸時代に形成された「御山守」の秩序をもとに、明治時代以後「木曽五木」が利用されていくようになった（I-1「木曽五木」と濃州三ヶ村）。

一方、木曽山には地元の百姓たちの手によって植栽された「百姓控林」と呼ばれる森林も多く存在していた。この「百姓控林」は、百姓たちが田畠の用水確保や土砂流出防止を目的に自力で雑木を植え立てたもので、その機能さえ損なわなければ、家作木や薪炭を伐り出すことが可能な場所であった。木曽山では百姓たちによる自力植栽が留山の周辺や内部にまで拡大し、明治維新を迎えるまで彼らによる植栽は続いた。明治時代に入つてから、政府は巣山・留山・明山を「官林」と編入していくようになるが、「百姓控林」は「人民自ラ新植スルモノ」などを理由に結果的に民有林への編入が企図されるようになつた。木曽山の百姓たちによる植林の動きからは、幕府・藩とは異なる百姓たちの森林に対する考えがみえてくる（I-2 木曽谷の村々と「百姓控林」）。

次に、豊富な森林資源を目的に幕府が領有した地域である飛騨国を取り上げ、飛騨国における幕府林政の展開と、地域の人びとによる森林資源の利用について、Ⅱ「飛騨山と村・町の暮らし」で扱つた。

「一国御林山」と称されるほどの豊富な森林資源を有する飛騨国は、元禄五年（一六九二）に幕領へ編入されてから幕末に至るまで幕府の代官・郡代による支配が続いた。当初、飛騨国では幕府の御用材生産が盛んに行われていたが、その結果森林資源が枯渇するようになる。代官たちは植林政策を享保期以後実施し、明和期に入ると御用材生産の休止を言い渡すことによって、将来の森林資源の蓄積と持続的な利用を目指した。

しかし、御用材の伐り出しを担っていたのは地元に居住していた百姓たちであり、彼らは御用材生産の休止を言い渡されたことによって生活に支障が出るようになってしまった。そこで、幕府の代官・郡代たちは、彼らの生活を保障するため、地元の人びとが風倒木・転倒木を利用してさまざまな木工品に加工し、国内や他国へそれらを販売することで収入を得る「白木稼」のあり方を模索するようになつたのである（Ⅱ-1 飛騨国の森林政策と村々）。

さらに、代官・郡代たちの森林資源保護の政策は、飛騨国の町・村における家屋建築の規制にまでおよんだ。特に、幕府の代官所が置かれ、飛騨国の政治・経済の中心地だった高山町とその周辺の村々では、天保期（一八三〇～四四）になると幕府による天保改革の影響によって、大々的な建築規制がかけられるようになつた。例えば、幕府の郡代は高山町の商人に対して家屋建築内部の柱や装飾材にいたるまで詳細に書き上げさせ、それを「建家造作建具巨細書上帳」（「建家造作並建具取調理書上帳」ともいう）として提出させた。そのうえで、ウルシ塗りの窓枠や、柱の上部をつなぐ長押などの装飾材を取り扱うよう指示したのである。また、村方の家屋建築に際しては建築用材を申請させたうえで、それに基づいた詳細な調査が実施され、必要に応じて用材の本数を申請分から少なくする「減木」や、工事そのものを不許可とする「差止」の処置が行われた。人びとの暮らしと木々が密接に関わり合つていた飛騨国では、町や村のこのような利用にも目を向けながら、森林資源が枯渇しないような方策を講じる必要があつたのである。しかし、高山町では家屋を建築するにあたつて、周辺の村々の古家が再利用されて工事が実施されたり、村々で貯えていた古材を建築資材として活用したりするなどの工夫がみられた。森林資源が貴重であり、木を伐つて造材することにも多大な労力を要した当時、飛騨国の人びとは古家や古材を廃棄せずに有効利用することを慣習として行つていたのである。今なお残る高山町の町家建築は、飛騨国における人びとの知恵や伝統が活かされて築かれてきたものだつたといえよう（Ⅱ-1 町方・村方の家屋建築と飛騨山）。

続いて、現在の青森県・秋田県・岩手県に相当し、良質なスギやヒバ（ヒノキアスナロ）、鉱山資源に恵まれていた北奥羽地方を取り上げ、地域に生育する特徴的な樹種と人びとの関わりや、森林と鉱山資源との関わりについてⅢ「北奥羽の森林とその利用」で扱つた。

ヒバが豊富に生育する下北・津軽半島を領有していた盛岡・弘前両藩では、ともに藩政初期からヒバを使った御用材生産と流通が盛んに行われていた。このうち弘前藩では、ヒバを使った曲げ物や箸・串などが城下の職人たちによつて製作され、領内で販売されていた。江戸時代後期になると、同藩では飢饉などの影響により森林資源の枯渇が顕著となつた。藩はこれに対処するべく、森林利用に制限をかけたり、村々による植林を実施したりするようになつた。これら対策の一つとして、城下の職人たちによる曲げ物へのヒバ材使用が差し止められたが、城下の職人たちには領内ではヒバ以外で作られた曲げ物は売れないことなどを理由に、藩の方針と対立するようになる。このように、北奥羽地方に特徴的な樹種であるヒバは、藩の御用材だけではなく、人びとが日常的に使用する曲げ物などにも利用されていた。（III-1 ヒバをめぐる弘前藩領の人びと）。

そして、北奥羽地方に多くみられる鉱山の開発には製錬用に大量の薪炭が必要となり、それには雑木が多く利用された。秋田藩領阿仁銅山では、森林資源の保護・育成を目的に、銅山用の森林として「銅山掛山」が設定されたり、「番山繰」と呼ばれる森林経営計画が立案されたりした。さらに、実際の炭生産にあたつては周辺村々から山稼ぎを生業としていた者たちが釜子として集められ、生産された炭の運搬に際しては盛岡藩から牛士が雇用された。このように、炭の生産は鉱山の開発を支えるだけではなく、地域の人びとにとっても重要な稼ぎの一つになつていていた。北奥羽地方の鉱山の開発には、森林資源を介した地域の人びとの結びつきが必要不可欠だったのである（III-2 秋田藩領阿仁銅山をめぐる森林利用）。

中部山間地域や北奥羽地方など、良質な針葉樹に恵まれ、領主による御用材生産が盛んにみられた地域がある一方で、大都市である江戸近郊の村々では、その立地条件などを活かして、江戸時代の主要なエネルギー源である炭の生産と、幕府や江戸市中へ向けた流通が特徴的のみられた。そこで、IV「大都市江戸の燃料と森林」では、このような幕府や江戸市中向けの炭の生産に従事する人びとの意識や村々の変容について扱つた。

江戸近郊の村々のなかには、将軍の居城である江戸城へと供給される炭生産を代々請け負つた村もあつた。その一つが武藏国秩

父郡大野村で、同村の人びとの間では幕府の炭生産を担つてきたという自負の意識が形成されるようになる。江戸時代後期になると、江戸市中における炭の価格高騰と品不足が問題となり、幕府は江戸市中へ供給される炭を増産する目的で、寛政期（一七八九～一八〇一）に大野村などに対して炭の上納量増加を命じた。大野村は炭の原木入手が困難であることを理由にこれを拒否したため、同村における御用炭の上納は一時中断され、伊豆天城御林で生産された炭が上納されるようになつた。しかし、江戸市中における炭の問題は伊豆天城御林だけの炭生産だけでは解消されなかつたため、文化二年（一八〇五）には炭の生産区域が拡大された。大野村もその対象となり、以後二二年にわたつて同村では江戸市中向けの炭が生産・上納された。大野村では、時代の変化とともにその性格を変えつつも、大都市江戸へ供給される炭の生産を支え続けていたのであつた（IV-1 江戸城御用炭請負山村と村人の意識）。

また、江戸市中で流通、重宝された炭の一つに「佐倉炭」がある。「佐倉炭」はもともと下総国で生産されていた炭が改良されたものであつた。これが生産された房総地方は、幕府直営の牧が広がつており、開発の過程のなかでマツやクヌギなどの植林が実施されるようになる。マツやクヌギは炭の生産に適した樹種の一つであり、佐倉藩によつて炭の専売制が志向されるようになると、牧の周辺に位置していた村々による炭生産は盛んになつていく。幕府による牧の開発は、房総地方の自然環境に変化をもたらすと同時に、そこに住む人びとの暮らしにも大きな変容をもたらしたのである（IV-1 房総の牧と「佐倉炭」）。

さらに、江戸にならぶ大都市として大坂や京都があげられる。これら大都市でも炭や木材の需要は高く、大坂に運ばれる炭は主に紀伊国や土佐国、日向国で生産された。とりわけ、紀伊国熊野の「熊野炭」は、上質な炭として江戸時代から人びとの間で有名だつた。さらに、伏見や伊丹、灘などの酒造業で使用される酒樽用の木材や大坂へ向けた家屋建築資材を安定的に供給していた大和国吉野地域では、「密植」・「多間伐」・「長伐期」に代表されるような地域独自の技術が考案され、日本有数の林業地帯として位置づけられるようになる。そこでV「畿内近国の森林と遠国への技術の広がり」では、畿内近国における林産物生産の様相と、それに関わる技術が諸国へ伝播する様相を扱つた。

先述の通り、紀伊国熊野で生産された「熊野炭」は上質な炭として江戸・大坂などへ流通したが、この「熊野炭」の製法を積極的に学び取り入れようとしたのが、薩摩藩であった。薩摩藩は江戸時代後期になると慢性的な財政難に陥つており、藩はその打開策の一つとして専売制を打ち出すようになる。この専売制は炭をはじめとする林産物にも適用され、藩は森林經營に携わつていた藩士を熊野へ派遣して、そこで炭焼き法の修得をさせた。これにより、薩摩藩は国産の炭の品質を向上させようとしたのである（V

一 熊野炭の生産と技術の伝播）。

一方、江戸時代から大坂などへ安定的に木材を供給し、地域独自の林業技術が考案された吉野では、殖産興業が目指された明治時代になると、その技術を学ぶべく多くの官僚たちがこの地に来訪するようになる。そして、明治三一年（一八九八）に吉野林業技術の解説書である『吉野林業全書』が出版されると、その技術は全国各地に広く知れわたることとなつた。実は、江戸時代にも既に下野国黒羽藩の興野隆雄が吉野の林業技術に接していたが、彼は吉野と黒羽藩の自然や市場の条件差を比較分析し、黒羽藩に適合した技術の確立を目指した。興野隆雄は吉野で行われている技術を安易に模倣しようとせず、地域に見合つた施業のあり方を模索したのであつた（V-1 明治の森林事情と吉野林業）。

以上、本書は五章にわたつて地域の森林と人びとがあゆんできた歴史を紐解いている。本書が、地域に暮らす人びとにとって森林がどのような存在であつたのか、そして今後森林と地域がよりよい関係を構築していくにはどうすれば良いかを考える端緒となれば幸いである。今後は検討する地域をさらに広げ、森林と人びとが歩んできた歴史に関する検討を深めていきたい。

なお、本書の執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、研究所が実施している調査や公開講座などで協力いただいた研究者の方が主体となつていて、末筆ながら、執筆者各位に厚く御礼申し上げるとともに、企画・立案・執筆・編集において中心的な役割を果たした萱場真仁氏・芳賀和樹氏・藤田英昭氏の努力に感謝したい。

平成三〇年三月

徳川林政史研究所所長

竹内誠

◎ 江戸時代の森林と地域社会—目次

まえがき

I	木曽山と周辺の村々
一	「木曽五木」と濃州三ヶ村（太田尚宏）
二	木曽谷の村々と「百姓控林」（田原昇）
II	飛騨山と村・町の暮らし
一	飛騨国の森林政策と村々（高橋伸拓）
二	町方・村方の家屋建築と飛騨山（田中彰）
III	北奥羽の森林とその利用
一	ヒバをめぐる弘前藩領の人びと（萱場真仁）
二	秋田藩領阿仁銅山をめぐる森林利用（芳賀和樹）

IV

大都市江戸の燃料と森林

- 一 江戸城御用炭請負山村と村人の意識（栗原健一）
二 房総の牧と「佐倉炭」（高木謙二）

V

畿内近国の森林と遠国への技術の広がり

- 一 熊野炭の生産と技術の伝播（芳賀和樹）
二 明治の森林事情と吉野林業（藤田英昭）

あとがき

執筆者一覧

I
木曾山と周辺の村々

一 「木曾五木」と濃州三ヶ村

1 尾張藩における森林政策の変化

「木曾五木」の成立 木曾山の森林は、ヒノキ・サワラ・マキの三種に付の天然林を中心に構成され、現在でも日本三大美林の一つと称せられるほどの見事な林相を示している。しかし、この木曾山の豊かな森林資源も、自然のまま放置しただけでできあがったものではない。

木曾川本流や支流の流域では、江戸初期の城郭建築やインフラ整備にともなう幕府・尾張藩の御用材取得のため、口山はおろか奥山にまで森林伐採が進出し、すでに一七世紀なかばの時点で有用木が枯渇する「尽山」の状況を呈したといわれる。そのため尾張藩は、寛文期（一六六一～七三）・享保期（一七一六～三六）の二度にわたって林政改革を実施し、森林資源の保全に努めた。寛文期は、藩による森林利用の一元化と禁伐区域（御留山・御巣山）の設定、享保期は、鞘山の設定による禁伐区域の拡大（図一一一参考）、領主と百姓の利用樹種区分（御停止木・留木の指定）、資源活用方法の改善が主な内容であった。

享保林政改革でとりわけ重要なのは、俗に「木曾五木」と呼ばれる御停止木の指定である。尾張藩では、すでに元禄

一〇年（一六九七）頃よりヒノキ・サワラ・マキの三種について、伐採を禁止する触書が出されていた。林政改革を推進した市川甚左衛門は宝永五年（一七〇八）、これにアスピ（アナナス）を加えた四種類を「御停止木」に指定し、従来の御留山・御巣山はもちろん、用益が許可されていた明山や百姓控林に生い立っている場合でも、四種の木々の伐採利用を禁じた。さらに享保一三年（一七二八）には、ネズコを御停止木に追加して、いわゆる「木曾五木」が成立する。

この施策の画期的な点は、従来の禁伐区域の設定に加えて、藩が主要な御用木と認識していた樹種を示し、百姓の利用を禁止したところにある。いわば五木をはじめとする「領主の木」とクリヤマツを中心とする「庶民の木」の区分を明確化したのである。また、禁伐区域の設定という、今までの「面」的な統制から、樹種区分による規制という「点」の統制へと移行したことも見逃せない。この尾張藩独自の統制策は、明治維新後の官民有区分において、木曾の森林の帰属に混乱を生じさせる大きな原因となつたからである。

尾張藩の御用材生産と枯損木 また尾張藩では、享保林政改革をきっかけにして、御用材生産の方法にも変化が見られた。それは枯損木への着目とその有効利用である。

森林では、成長不良の樹木（古木・立枯・朋木・根上り）や、伐採後の跡木（株木・末木）、獣害による皮剥木（熊剥・

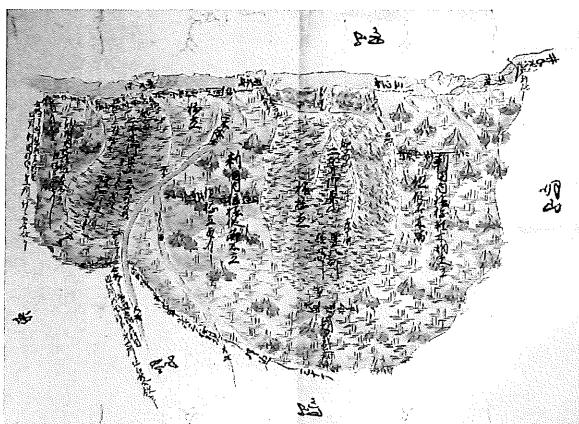


図 I-1-1 御巣山と新囲

「加子母村二本木御巣山」(徳川林政史研究所所蔵)

より。

曾一帯の森林は、天然更新による次世代樹木の成長途上の段階にあり、枯損木の伐り出しは、結果的にヒノキを中心とした林相の維

猿ばみ)、強風・降雪・土砂崩れ・出水などによって折れたり、倒れたり、根ごと流される樹木(「風折・根返り・押し出し」)が多数存在した(図I-1-1-2参照)。木曽山などの広範囲にわたる森林地帯では、その量は膨大なものとなる。「悪木」「疵木」などと総称されるこれらの枯損木は、そのまま放置すれば良木の成長の妨げになると同時に、朽損が進んで角材・丸太・板橋などの中用材を造材する可能性も絶たれる。尾張藩では、大径材の伐り出しを抑制し始めた享保期以降、健全に成長している「良木」を温存し、こうした枯損木を用いた御用材仕出を積極的に実施していくようになる。

この時期の木

特に大きな役割を果たした。ヒノキは乾燥した場所を好み、主として尾根筋の岩場などに分布する。ヒノキの幼樹は、陰のなかでも比較的明るい場所を好むとされ、成長には多くの陽光が必要となる。また、一定の大きさまで育ったものは、日陰の環境下でも簡単には枯死することはない。しかし、成木に覆われたところでは日射量が足りず、次世代の幼樹が発芽・生育することが困難となり、より陰樹としての性格が強いアスピなどに淘汰されてしまう。ヒノキの天然林を長期にわたって保続していくためには、次世代の幼樹育成のために適度な陽光を得るために伐採を行う必要がある。

尾張藩による枯損木を用いた御用材生産は、この伐採と同様の役割を果たした。森林のなかで温存すべき「良木」と「悪木」「疵木」とを峻別し、「悪木」「疵木」を伐採・除去することを通じて日射量を調節し、若木の成長を促したのである。

木曽材木方と「三浦・三ヶ村御山守」

尾張藩で木曽山の管理や御用材生産を所管した部局は、木曽材木方である。木曽材木方の役所は名古屋城下と木曽の上松に設置されており、木曽材木奉行をトップとして、元締手代(目代手代)・手代・内詰手代などから構成される(のちに吟味役・調役などが加わる)。また、手代格(藩士格)以下の身分で地域の山々の事情に詳しい者が山手代・御山守などに就任し、森林の管理や御用材仕出の監督といった実務を担当した。

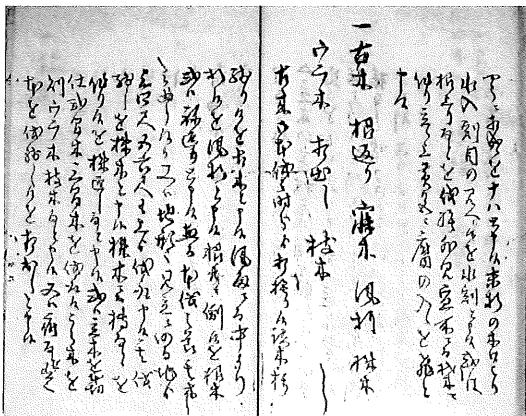


図 I-1-2 「木曽山雜話」に記された枯損木
徳川林政史研究所所蔵。

枯損木を使つた御用材仕出は、御巣山やその周囲の鞘山、一部の

明山において行われた。御巣山・鞘山は原則として禁伐区域であったが、木曽木材方の監督下で行われる御用材仕出の場合も例外であった。

ことで（図 I-1-1-3 参照）、飛騨国と隣接する信州三浦山の国境紛争を契機として、享保一五年（一七三〇）より「三浦・三ヶ村御山守」が設置され、加子母村の内木家が代々この任にあたつていた。

宝暦四年（一七五四）一一月より二代目の御山守に就任した内木彦七武久は、非常に筆まめな人物で、藩からの御用状や村方からの願書を転写した留帳類、公私の活動を記した日記など、大量の文書・記録類を作成・保存しており、これらは、同時期の藩による森林管理や御用材仕出の様子を克明に伝えるものとなっている。そこで以下、これらの記録をもとに、尾張藩の森林資源の管理と活用の実態について述べていきたい。

2 御用材仕出にみる徹底した資源活用

また、一口に木曽山といつても、その範囲は広大で、毎年行われる御用材仕出の場所には、中心となるいくつかの山々が選ばれた。木曽材木方は、こうした出材山を適宜移動させ、順番に山内の枯損木の処分を行つていったと考えられる。

宝暦（明和期）（一七五一年）になると、信州側の木曽山（木曾）では枯損木による御用材仕出が一巡したのか、「濃州三ヶ村」（または「裏木曾三ヶ村」）と呼ばれる美濃国側の尾張藩領における御用材生産が活発になつた。濃州三ヶ村とは、美濃国恵那郡に属する川上村・付知村・加子母村の

これら、「良木」を伐採する機会は、城郭・殿舎建築用の温存する「良木」 尾張藩が本木曾や濃州三ヶ村において温存を図った森林資源の第一は、前述した御停止木（木曾五木）である。しかし、これにも優劣があり、健全に成長している「良木」の林は、御留山・御巣山・鞘山として禁伐区域に指定されたり、村方の伐採規制の対象となつて厳重に管理された。

大径材需要が発生し、幕府や藩が御用出材を命じた場合に限られた。

大規模なものとしては、天明八年（一七八八）の京都大火で類焼した禁裏の再建用材や天保九年（一八三八）に炎上した江戸城西丸の再建用材など、幕府御用による緊急出材が有名である。また、このほか名古屋城内・江戸藩邸の殿舎建築に必要な御用材も、藩御用の名目でしばしば伐り出されている。

枯損木の徹底活用

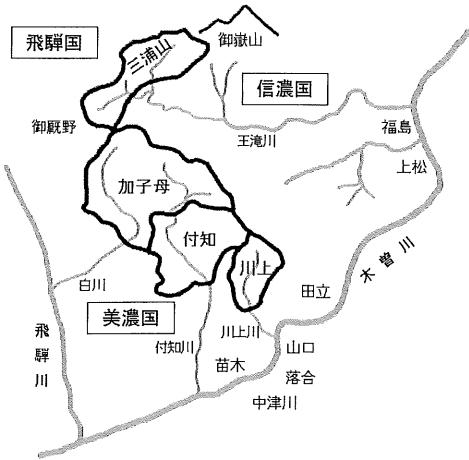
一方、御停止木であっても、枯損木は木曽材木方の管理・監督のもとで伐採・造材され、藩の御用材として活用された。出材は、木曽材木方があらかじめ対象とする山やおよその年間採取量を定めて実施する方法と、

頭^{かしら}らの出願によ

る方法の二

図 I-1-3 濃州三ヶ村と三浦山

種類があり、前者の場合は、山ごとに請負希望者を募集し、これに応じた枯頭^{かしら}に対する入札が行われて、「受頭^{うけかしら}」と呼ばれる請



負人が決定された。

枯損木の仕出は、対象となる樹木を伐採して損傷・腐食のある部分を除去し、残りを丸太・板子・角・樽木などの中規模材に加工するのが一般的なものであったが、このほかに板^版仕出といって、中規模材を採取した後の残木や、株木と呼ばれる立木伐採の跡木を使つた小規模材生産も行われた。木曽材木奉行をつとめた寺町兵左衛門が宝暦九年に著した「木曽山雜話」によると、立木を伐採するときには、樹木自体の反り加減や伐り倒す際の地面の傾斜の都合などにより、根元から三〇四尺（九〇〇センチ）、あるいは五〇

家数が五〇七軒で、人数が二七八四人（男一四五〇人・女一三四四人）である。このうち山仕事に関わる「操^{かせ}人数」は四〇〇人となつており、内訳は枯・日用が三二五人、木挽が四〇人、屋根板師が三五人であった。屋根材から葺板をつくる屋根板師（片師）を除いても、村の男性の約二五%程度が枯頭^{かしら}のものとに編成された労働力として、御用材生産に関わっていた可能性がある。

枯損木の仕出は、対象となる樹木を伐採して損傷・腐食のある部分を除去し、残りを丸太・板子・角・樽木などの中規模材に加工するのが一般的なものであったが、このほかに板^版仕出といって、中規模材を採取した後の残木や、株木と呼ばれる立木伐採の跡木を使つた小規模材生産も行われた。木曽材木奉行をつとめた寺町兵左衛門が宝暦九年に著した「木曽山雜話」によると、立木を伐採するときには、樹木自体の反り加減や伐り倒す際の地面の傾斜の都合などにより、根元から三〇四尺（九〇〇センチ）、あるいは五〇

六尺（一五〇～一八センチ）の高さのところで斧入れをした。したがつて立木を伐倒しても、残った根元の部分が活用可能となり、これが株木と呼ばれて板樁採取に使われた。板樁は、坪木ともいい、株木・根返り・古木などから大きさや形にどうわれずに小規模材を木取し、長さ四尺（一二〇センチ）・横六尺（一八〇センチ）・高さ三尺（九〇センチ）を一坪と見積もつて、受頭が請け負つた坪数分の用材を取り集め、藩に納入するものであつた。

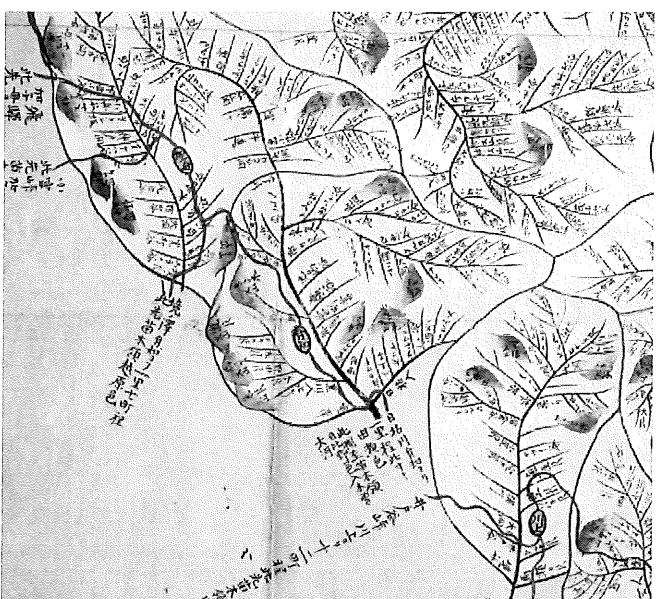


図 I-1-4 濃州三ヶ村の森林
「岐嶋摠山・三浦三ヶ村山略図」(徳川林政史研究所所蔵)
より。

しかし、枯損木の活用は、これにとどまるものではなかつた。株木から板櫓を採取した残りの部分を末木すえきというが、末木御払すゑひら（末木出し）といつて、これらも入札によつて請負人が定められ、根ごと掘り出されて薪などに使われた。末木御払は、杣頭ではなく村方の庄屋・組頭のもとへ入札の指示があり、村内で希望する者が代銀を記入して応札する仕組みであつた。村方では、農作業が一段落した秋から冬にかけて末木出しを行うのが通例で、宝曆八年（一七五八）に加子母村の福崎・細野御巣山内の末木御払を請け負つた同村の喜八という百姓は、一〇月に場所の引き渡しを受け、翌月までに取出しを終えて御山守の見分を受けている。このとき喜八が木曾材木方に対し上納した代銀は、八匁五分であつた。

このように尾張藩では、枯損木を伐倒して丸太・板子・角・檣木などに造材した後も、株木から板櫛を、そして末木から薪を見るといった形で徹底した資源活用を図った。これらが藩に一定の収入をもたらしたのはいうまでもないが、これら の動きは、森林の管理を考えるうえでも重要である。

木曽材木方が記した書類には、板樽仕出や末木御扱について、「御掃除山同前（然）」という表現を用いたものがある。この表現には、中規模御用材を出材した後の残木や跡木を活用・除去し、林床りんじょうを整備するという意味が込められていたものと理解できる。木曽山や濃州三ヶ村では、こうした一連

の流れによって、枯損木の処分 → 次世代樹木が更新可能な林床の確保が行われ、「良木」の温存と相まって、良質な天然林を維持し続けたのである。

枯損木を見定める目 御用材として伐り出す枯損木の選定作業は、木種見分と呼ばれ、地域の山をよく知る山手代の仕事であった。山手代は、造材可能な「悪木」「疵木」を見つけると、木口印というハンマー状の刻印具を木の根元に打ちつけて、伐採すべき樹木の目印とした。

宝暦期の濃州三ヶ村からの出材の際も、当初は信州側から派遣された山手代が根木口印入れを担当していたが、三ヶ村山の植生や樹木の状態に「不案内」な山手代が行つた枯損木選定により、ミスが多く発生したため、宝暦八年八月の木曾材木奉行の通達により、山手代と御山守が立ち会いで根木口印入れを行うことに改められた。

このときの御山守であった内木彦七武久は、樹木の疵穴の様子から内部の腐食状態を判断し、御用材として伐採するとの適否を判断する能力に長けていた人物であった。彼は、三ヶ村内の御巣山などを見回る際に、山中の植生状況をこまめに観察し、将来「良木」が生い立つと予想される場所や、逆に、一見太木が繁った林に見えても内実は「悪木」「疵木」が多い場所などを調査したうえ、こうした枯損木が多いところを優先的に御用材の仕出場所へ振り向けるよう木曾材木

方へと進言した。

このように御山守は、処分すべき枯損木を選定し、これらを御用材として優先的に伐り出すことを通じて、幼樹が更新しやすい環境をつくり出し、「良木」がより多く育つように森林をコントロールしたのである。

3 村方の「五木」利用をめぐる動き

村方とヒノキ類との関係

ところで、「木曾五木」に関する巷間流布しているものに「木一本首一つ」という言葉がある。ヒノキを一本盗伐すると、犯人の首が一つ飛ぶという意味で、尾張藩の盜伐取締りの峻厳さを示す戒めとして伝わったものであるが、実際にヒノキ類を盗伐して厳罰に処せられた事例は寛文期前後の数例に過ぎない。享保期以降の盜伐に関わる史料をみると、重い場合で追放刑、軽いものであれば過料程度で事件が落着している。しかもこれらは、木曾材木役所へ上申されて郡方が吟味し、処罰が確定した事例である。

宝暦七年二月、御山守は、濃州三ヶ村で発生する「背」(盜伐)の取り締まりに関する一通の献策書を木曾材木奉行へ提出した。これによると、枝打ち程度の軽い「背」の場合、村方に吟味を行わせ、山方取り締まりの趣旨を申し聞かせた後、

証文を提出させることで済ませ、伐採が行われた場合でも、差し渡し一尺以下の樹木で切株が一つまでのときは、同様に証文をとつて「叱」を申し付けることにしてはどうか、と述べている。つまり、軽微な「背」については、御山守と村方が主体となつて吟味を行い、証文を提出させて名古屋の役所へ送付するという形で事案を処理したいと提案していたことがわかる。

御停止木の伐採禁止の規制は、村方が共同で利用する入会山や百姓の持ち林（控林）にも適用されたため、村方の者たちは一切ヒノキ類を利用できなかつたというのが、現在までの通説的理解となつていて。しかし、次に示す事例をみると、実態はそれほど厳しいものではなかつたようである。

明和四年（一七六七）六月、木曽材木奉行の倉林^{くらばやし}藤右衛門^{とうえもん}は、御山守の内木彦七に対して、以下のような質問をした。濃州三ヶ村にあるヒノキ類の古株や木端を地元村方の者が「御山」（直轄林）に入つて拾い取つてよいという規定はあるか。明山ならば問題はないか。または、御巣山も明山も御停止木は一切拾つてはならないことになつてゐるのか。

これに対する彦七の回答は、次のようなものであつた。

三ヶ村の村方の者が「御山」でヒノキ類の古株・木端などを採取することを認めた規定はないが、古木について

は、昔から家作木^{かさくぼ}・葦板^{よし}・桶木などに使うため拾つてくることがあり、私どもが見回りをするときにも、明山の古木についてはそのまま見過ごしていい。御巣山については、五木はもちろん、かな木（おもに落葉広葉樹）に至るまで吟味を行つていい。

ひと口にヒノキ類と言つても、その生育状態はさまざまである。将来の「良木」として健全に成長している樹木もあれば、古木といって、木征^{きせい}が悪くて御用材の伐採対象にならず、そのまま打ち捨てられ、朽ちかけている樹木もあつた。彦七の回答によると、こうした古木は、百姓たちが内々に利用することができたという。ここでは「捨う」と表現されといふから、おそらく、風雪などで倒木となつた古木を担ぎ出し、朽ち損じた部分を除去して使つたのであろう。用途は、家作木・葦板・桶木があるので、採取できるのはせいぜい小規模材程度であろうが、明山のなかにある古木のヒノキ類ならば、御山守のチェックを必要とせずに使うことができたというのである。

百姓による「春木」生産 しかし、こうした古木の利用は、全体から見れば「くわづかな規模であり、しかもこれは、藩が事實上「お目こぼし」をする形で行われてきた慣行であった。尾張藩の建前^{けんぜん}からすれば、村方の百姓がヒノキ類をはじめとする「五木」を自由に伐採して活用することはできなか

つた。

百姓たちが独自に行う森林伐採は、明山や百姓控林での「春木」生産が中心であった。「春木」は、農閑期の毎年一

月頃から翌年二月頃にかけて行われるもので、御用材の板橋（坪木）と同様、一定の縦×横×高さを一坪と見積り、大きさや形にとらわれずに小規模材を造材するものである。「春木」として伐り出される樹種は、クリや「かな木」と総称される落葉広葉樹が多かった。「春木」の伐倒・造材は、せいぜい二～三人程度の規模で行われており、史料中に「春木背負い」など

の表現が使われていること

から、造材された「春木」は、人背によつて山中から引き出され、棚場と呼ばれる保管場所に納められた。「春木」の運材に関わった。

いため、これらが自家消費に回されたか、あるいは流送して市場へ運ばれたかについては、確たる根拠を示し得ず、判然としない部分も多い。

「五木」利用への期待と「取極証書」

前述した古木利用を例外とすれば、濃州三ヶ村の百姓たちが「五木」に接するのは、基本的には藩の御用材生産や杣頭らの出願に基づく運上仕出など、「受頭」のもとに編成された労働力としてのみであり、「五木」を自らの意思で自由に進退できる立場にはなかつた。江戸時代の「五木」は、あくまでも「領主の木」であり、「庶民の木」ではなかつたのである。

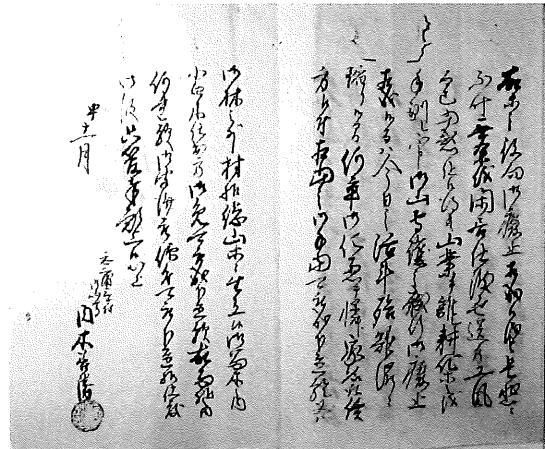


図 I-1-5 御山守廢止にともなう嘆願書
(明治5年11月)

内木哲朗氏所蔵。

る史料が少な

明治維新を迎えて、版籍奉還・廢藩置県の過程を経るなかで、各藩の直轄林は官林（のちの国有林）へと編入され、当面の措置として府県の管理のもとに置かれた。これにより濃州三ヶ村に所在した尾張藩の直轄林は、岐阜県が管理することになり、明治五年（一八七二）三月には、内木善衛が三浦・三ヶ村御山守を解任されている（図I-1-1-5参照）。その後、岐阜県は官林調査を行い、境界を画定した後、濃州三ヶ村へ「御預ヶ」とする旨を通知し、各村より請書を提出させた。

その際、不入山であった三浦山・西股（にしあまた）以外の明山について、五木の禁伐はそのまま据え置いたうえ、さらに雑木・下草の採取も禁止されたことから、明治六年九月二十四日、濃州

下草採取の許可、ならびに官林以外の五木伐採の許可を願い出た。

翌七年三月二〇日、岐阜県参事の小崎利準は、この三ヶ村の出願に対し「書面之通聞届候事」と、認可する旨を回答している。岐阜県はこのとき、過去に尾張藩が行ってきた御停止木制度、すなわち「五木」の利用樹種規制の本質を十分に認識しないまま、明山を一律に「面」としてとらえて、雜木・下草と同様に「五木」にも利用許可を与えたと推測される。

官林以外の明山部分とはいえ、初めて岐阜県から「五木」利用のお墨付きが得られたのだから、濃州三ヶ村にどつては待望久しい、大きな喜びであつたことに違ひない。すでに岐阜県からの内意が伝えられていたのか、三ヶ村は、正式な通達の五日前にあたる同年三月一五日、「御官林外村持山林ノ五木」が「村民共進退御差許」となつたとして、戸長・副戸長・小前惣代が連名で前文と六か条からなる「取極^{とりき}証書」と称する規則を定めた。この「取極証書」の全文は、謄写版刷りで流布した三尾箕山（金三）『三千年物語 付知のあゆみ』（六五〇六七頁）に翻刻されているので、主要な内容を要約しておきたい。

このほど三ヶ村は、岐阜県の「出格之御沙汰」によつて、官林外の村持山林の「五木」を村民たちで進退できるよ

うになつたが、「五木」にケヤキを加えた「六木」の利用については、「永世村益ノ方法」を立てて、租税の補助や凶年への備えなどのほか、村方一同の利益になるようにして、個々が勝手な伐木をしないよう、以下の箇条のように取り決める。

① 「六木」に関しては、伐木はもちろん寝木・古木や末木・枝葉に至るまで勝手に手を出してはならない。家作木などで購入したい場合は村役場へ届け、株代金を差し出して刻印を受けてから伐木すること。家作普請が落成した後、村役場の改めを受け、刻印をもらうこと。

② 百姓控林に生い立つてゐる「六木」については、自由進退とするのが建前だが、取り締まりのことを考慮し、自用および売り払いにあたつては、そのつど村役場へ届け出て根極印を受けること。

③ 取り締まりには村役人や役人代があたり、見廻りを行う。村民一同は決まりを守り、小苗木などの育成にも尽力すること。

④ 規則を破つた者は、取り調べのうえ、株代金の一〇倍を過怠料として徴収する。

⑤ 規則に背いた者を発見し、通告した者には、取り立てた過怠料の半金を支給する。

⑥規則を破つた者が不明な場合は、その者が判明するまでその場所や最寄りの地を斧留めにして吟味を行う。

以上の全六か条は、村民一同が申し合わせをして「永世不朽之規則」として取り決めたものである。

これをみると、「五木」の利用は認められたものの、村役人たちが中心となつて村民の自由進退を抑制し、「永世村益ノ方法」を定めて「村方一同全備ノ利益」となるように誘導していったことがわかる。

しかも、①③⑥などの箇条では、明治五年三月まで御山守が行つてきた職務の一部を村役場や村役人たちが肩代わつて行つような形となつてゐる。このときの「取極証書」は、

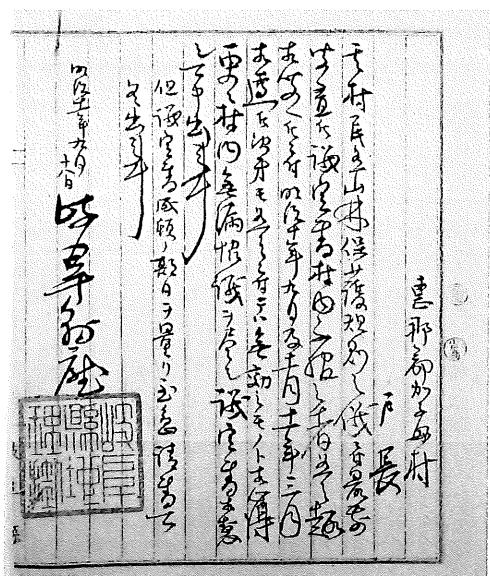


図 I-1-6 「山林保護規則」無効の通達（明治 11 年 9 月）

内木哲朗氏所蔵。

いわば従来御山守が担つてきた役割を三ヶ村の村方へ置き換えて遂行する性格を有したものだったといえよう。

加子母村「山林保護規則」と同「増補」の性格

その後、

「地所名称区別」の影響や内務省の官林直轄化の動きもあって、さらに糾余曲折をたどつた。内務省の出張官の上申によつて、御留山・御巣山を「官林」とし、明山については五木の相当代価支払い（一〇か年賦）を前提に、無代払い下げとする方針が固まつたのは、明治九年九月二六日のことであつた。村民が利用樹種制限の対象であつた「五木」を買い上げる形をとることで、過去の「点」による規制を明山といふ面へと落とし込み、一律の扱いが可能となるように措置したのである。

この動きをうけて、加子母村は明治一〇年三月一五日、「山林保護規則」（第一条～第六条）および同「増補」（第七条～第二六条）を定めた。「増補」の最初の箇条にあたる第七条には「明治六年癸酉九月廿五日、本村全戸ノ衆議ニ依テ決定シタル取極証書ニ、全村人民調印ノ上、官ノ聽許ヲ経タル六ヶ条ヲ、今後山林保護規則ト称シ、今回決議シタル左ノ数条ヲ増補シタルニヨリ、村民一同總テ之レヲ永遠ニ固守スヘシ」とある。つまり、前述した「取極証書」の名称を「山林保護規則」と改めたうえで、さらに「増補」部分を追加する

形式をとつたのである。

ただし、ここで問題となるのは、「取極証書」の作成時期

を「明治六年癸酉九月廿五日」としている点である。この前

日の九月二四日には、濃州三ヶ村が岐阜県に対し明山内の雑木・下草採取と官林以外の五木伐採の許可を願い出ている。一方、明治七年三月一五日付の「取極証書」の前文には、「今般出格之御沙汰ヲ以御官林外村持山林ノ五木、村民共進退御差許ニ相成」とあり、岐阜県から許可がおりたことが明記されている。前日に出願した内容を翌日すぐに許可するということは考えにくいから、「明治六年癸酉九月廿五日」というのは誤記か、あるいは出願の時点で許可されることを見込んで作成されたか、のいずれかであろう。

いずれの場合であっても、明治一〇年三月一五日に定めた「山林保護規則」と同「増補」の骨格部分は、「取極証書」を改称した「山林保護規則」の六か条であり、「増補」にあたる部分は、その後の情勢を踏まえて村内融和を図るための妥協的な箇条といえるであろう。この時期、加子母村では「大前・小前の大争論」と呼ばれていた村方不和が発生しており、この「山林保護規則」と同「増補」の調印をめぐっても紛議が起こっている。一般村民（小前百姓）が「五木」を自由に利用する、あるいは「五木」利用の収益を得ることができるようになるなどということは、長年にわたり尾張藩独自の林政に

よつて規制を受けてきた人々にとつての悲願ともいべきものであったのだろう。

【参考文献】三尾箕山（金三）『三千年物語 付知のあゆみ』（私家版、一九五三年）、丹羽邦男「裏木曾における官林設定過程」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四五年度、一九七一年）、岐阜県編『岐阜県林業史』下巻（近代編）（岐阜県山林協会、一九八七年）、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』（東京堂出版、二〇一二年）、太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一四号、二〇一八年）、太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』」（徳川林政史研究所『研究紀要』五二号〔『金鯱叢書』四五輯所収〕、二〇一八年）

（太田尚宏）

二 木曽谷の村々と「百姓控林」

勤めた。

1 木曽山支配と山村甚兵衛

木曽山の概況 信濃國筑摩郡西部（現長野県木曽郡）の木曽山はヒノキの美林地帯で、古来寺社や城館建築の主要材の生産地であった。だからこそ、草創期の江戸幕府は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原戦後、直ちに木曽谷を直轄地としてヒノキなど豊富な森林資源を確保した。というのも、江戸城など多くの城郭や政庁の建築に追われ莫大な材木が必要としていたからである。

このため、元和元年（一六一五）に木曽谷一円を徳川義直に下賜し尾張藩領とした後も「材木の儀は、公儀御用にも相立つべき旨これを仰せ付けらる」とし、木曽山林についてはなおも直轄林同然に材木採出権を保留し続けた。

木曽代官山村甚兵衛 こうした一連の動向のなか、木曽代官を一貫して勤めたのが木曽氏の旧臣である山村甚兵衛家である。関ヶ原戦後、木曽谷制圧の報償として徳川家康から木曽代官を命じられた山村家は、元和元年以前までは、幕府の代官として木曽谷一円を支配し、元和元年以降、木曽谷が尾張藩領となつた後も、幕府から木曾福島関所番を預かりつつ、寛文五年（一六六五）までは木曽代官をこれまで通り

寛文五年に尾張藩直属の上松材木役所が設置され木曽山林支配の諸事が移管されると、木曽代官である山村家の権限は山林取り締まりと木曽谷中の村方支配に限定される。さらに享保九年（一七二四）には、福島上之段に尾張藩の立合役所が設けられ、村方支配の一切が山村家と上之段立合役所の立ち合い裁許となる。この立合役所は、元文五年（一七四〇）に上松材木役所と統合され、村方支配は山村家の一手に復し、以後、幕末まで上松材木役所と山村家の二元体制で木曽谷は支配されていく。

2 林政改革と留山・明山

乱伐と尽山 こうして木曽山が尾張藩領となるなか、木曽山林の乱伐は続いた。というのも、幕府の政権が安定した後も、江戸や大坂をはじめとした大小さまざまな城下町が全国的な規模で新たに建設され続けたからである。これら城下町は大規模な城郭を中心として、御殿・諸役所・寺社および家臣や商人の住居からなり、いきおいこれらの建築用材として莫大な木材を必要とした。しかも、城下町に付随する河川・運河・道路といった土木事業用資材の大半もまた木材であつた。こうした未所有の建築ラッシュは、必然的に国内森林の



図 I-2-1 「木曾谷中檜櫛檜明檜御止木二被仰出書附写」
徳川林政史研究所所蔵。図で示したのは、木曾山で宝永五年にヒノキ・サワラ・マキ・アスピの伐採禁止を通達した書付の写し。

め、領内の優良な山林を「御林」と名づけて直轄化し、「留山」と称して有用樹木の伐採を禁止して、山林を保護する動きを見せた。こうした一連の改革が寛文期と享保期を中心に行われた林政改革である。

寛文林政改革と享保林政改革 幕府の木曾福島関所番である山村甚兵衛家が、幕府と尾張藩の両属という立場で木曾代官を勤め、木曾山林と村方三二か村を一手に支配する体制は、寛文五年、尽山化が進むなか、大きく改められる。

寛文五年以降は、尾張藩直属の上松材木役所が設置され木曾山林の支配を強化、村方支配と山林取り締まりは山村家が引き続き請け負う（寛文の林政改革）。上松材木役所の設置以降、尾張藩と御用商人が木曾山林を独占的に運営したため、木曾谷住民による山林との関わりは、社・日用に雇われない限り、薪炭や家作木などの日常的な利用に限定されていく。そして享保一三年に「御停止木」（伐採禁止木）として木曾五木（ヒノキ・サワラ・アスピ・マキ・ネズコ）が確定すると、住民による山林利用はますます不便となつた（図I-1-2-1参照）。この木曾五木の制定をはじめとする享保林政改革の中心を担つた人物が、宝永四年（一七〇七）～享保八年、元文五年～延享二年（一七四五）の二度にわたつて上松奉行（のち木曾材木奉行）に就任した、市川甚左衛門である。

この間に市川は、木曾五木のような大径木を得るための針

伐採超過をまねいた。しかも、木造建築には耐用年限があるうえ、過密集住都市を襲う火災や地震により、都市建設が一応終了した後も、木材需要は減退することはなかつた。その結果、寛文期（一六六一～七三）には森林資源の枯渇が進み、「尽山」と称されるほどにまで立ちいたつた。

この尽山の過程において、尾張藩は森林資源を確保するた

葉樹用材林について「毎年雑木をまぜて、二八万数ずつ伐り出せば、五〇年目でもとのところへ戻ってきて、幼樹が伐採できる大きさとなる」といった択伐の方法を工夫する。すなわち、伐採に適当な時期のヒノキなどを選抜して雑木とともに伐採し、未成熟な樹木や稚樹は残して天然更新にあてるという特定樹種を中心とした山林維持を創案したとされる人物であった。

山林の種類 これら一連の林政改革に合わせて、木曽の山林はその利用目的によつてつぎの四種類に分類された。

巣山は、享保林政改革以前から幕府献上用の巣鷹（鷹狩り用の鷹の雛）を得る目的で設置されていた山林で、最も繁茂したところを選び、住民の立ち入りを禁じた禁伐林である。留山は、寛文五年の上松材木役所設置にともない同時に設定された。その目的は、尽山化を抑制し、木曽五木など材質の優良なヒノキ類を保護するため、住民の立ち入りが禁じられた禁伐林であり、寛文五年以降も漸次増設された。

鞘山は、享保林政改革に際し市川甚左衛門が、巣山・留山の保護を徹底するため、その周囲二町を区画して伐木を禁止した禁伐林である。通常、巣山・留山という場合には、その周囲の鞘山も含まれる。

明山は、木曽山林のうち巣山・留山以外の地域をいい、元来は、住民による自由な伐採と利用が許可されていた。しか

し、宝永期（一七〇四～一二）以降の相次ぐ御停止木令のため、明山内でも木曽五木など様々な樹種の伐採が禁止され、住民利用が厳しく制限された限定利用の入会山林となる。さらに、享保林政改革の際、巣山・留山の周囲に鞘山が設けられた結果、明山、すなわち百姓が自由に伐採し利用できる山林の面積は大きく減じていった。

3 百姓による植林と新規立林

木曽村々の百姓控林 それでも百姓たちが大きな不満を表明しなかつたのは、彼らが自力植栽によって育成した「百姓控林」が、百姓による生活用林産物の策源地として留保されてきたからである。百姓控林とは、元来は屋敷廻りや田畠廻り、用水沿いなどに設けられた立林（保安林）を起源とするものである。これは百姓たちが風水害防備、土砂流出防止、水源涵養などの目的で日常的に自力植栽し、成立したものである。もちろん、その利用は保安林としての機能に留まらず、例えば薪炭や家作木、肥料の策源地としても利用された。成立の事情が自力植栽であり、樹種も木材としての利用価値が低い小規模なクリなどの雑木であったため、領主はその存在を等閑視するか、場合によつては帳簿に書き上げ把握しこそすれ、百姓たちの自由進退は妨げなかつた。

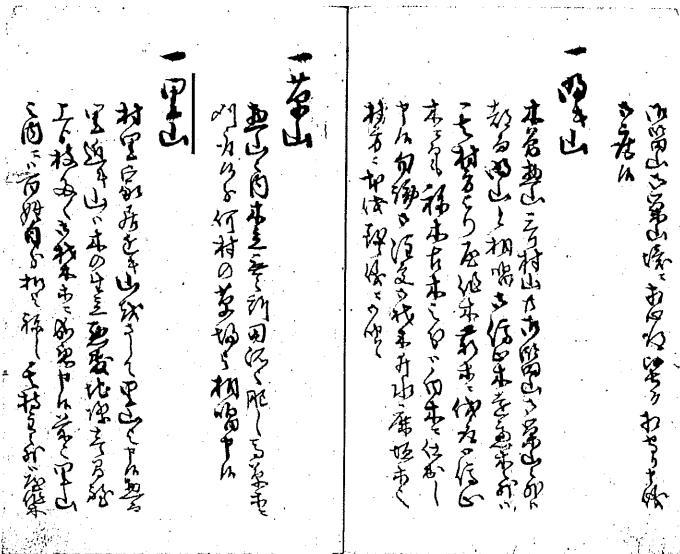


図 I-2-2 里山という言葉が記された「木曾山雑話」
徳川林政史研究所所蔵。

ところが江戸時代もなかばを過ぎると、百姓による植栽が進み、いつしか保安林の域を超えて拡大、御林山や入会山をも浸食しはじめる。この段階になつて尾張藩は、様々な規制を加えはじめるのである。こうした百姓控林の成立と規制について、その事情を端的に物語つているのが、木曽山における「享保度書上林」と「新立林」である。

百姓控林の功罪 ところで近年、江戸時代以来の百姓控林を、住環境に隣接し住民の生活と密着した山林「里山」と称して、都市化の波に対する反省や自然環境保全といった目的で見直す議論が盛んである。しかし里山とは元来「村里家鄰の山と相嘗ひ候本をも思はず即ち村の山と呼ぶもの也」（享保度書上林）と定義される。つまり里山は、百姓が御林山をも含めて相嘗ひ候本の山である。何處の里山かは御林山と相嘗ひ候本の山である。

享保度書上林の成立 こうして百姓控林は、保安林としての域を超えて拡大を続け、なかには控林からの伐採木を商材にするものまで現れた。このため、享保九年に尾張藩によって書き上げ調査が行われ、以後、「村預り御林」として村方に管理責任が委任されることとなつた。もつとも、従来の持ち主である百姓にその利用が優先的に留保されたため、むしろこの書き上げ調査は、慣行的な所持にすぎなかつた自分持林が明確に百姓の所持に帰する端緒となり、以後、享保度書上林あるいは享保度林と呼ばれることとなる。

この享保度林の百姓用益権については、再三、尾張藩によ

つて確認がなされたようである。例えば、書き上げ調査から一五年後の元文四年一二月に尾張藩から山村甚兵衛へ仰せ越された書付には、村預けとなつた村々控林は「只今まで村方入合の分は向後共入合に致」としてその入会権が保証されている。

このように享保度林は、本来的には水源涵養、田畠の土砂流出防止などのために百姓自身が植え立てたもので、その機能を損なわない限り、家作用材や道橋用木に利用してきた様子がうかがえる。一方、尾張藩でもその点は首肯しながらも、

一度山林取り締まりのため回収・村預けとして書き上げ登録した以上、必要ならば尾張藩の御用材伐り出しが可能とも考えていた。もつとも宝暦七年（一七五七）になつて実際に尾張藩が御用材の伐り出しを敢行したところ、村方の反対を受け争議となるなど、享保度林の利用については、大きく百姓側に留保されていたのである。

新立林の形成 ところが享保度林を設定した後も、百姓による自力植栽の動きは止まることを知らず、ついには留山明山の周辺や内部にまで拡大する。この享保度林以降の拡大林を新立林と称し、尾張藩は安永九年（一七八〇）、享保度の書上分を除いて伐り漬すように布達する。しかし、薪炭や家作木などの策源地として実際の利用に供されている新立林については伐り漬しを免除したため、結局、この布達は骨抜きとなり、新立林は明治維新をむかえるまで拡大を続けることとなつた。

そして明治維新後の官民有区分において、この二種類の百姓による自力植栽林は「新規立林」と称され、巣山・留山・明山が徹底的に官林（のち国有林）へと編入されていくなか、一貫して民有林への編入が企図され処分されていくのであつた（表一-2-1 参照）。

暦七年（一七五七）になつて実際に尾張藩が御用材の伐り出しを敢行したところ、村方の反対を受け争議となるなど、享保度林の利用については、大きく百姓側に留保されていたのである。

4 旧領主の百姓控林

百姓控林の諸相 この百姓控林には、その成立の経緯からもう一つの形があつた。すなわち、木曾氏の旧臣やその系譜に連なる有力百姓が江戸時代以前から所持していくと称する持山である。その由緒により尾張藩から旧来の占有・利用を免ぜられ、規模は比較的大きかった。この手の百姓持山は、

【表I-2-1】明治7年ごろ・享保度林・新立林の様子

村名	山林種別	反別	木数	木種
王滝村	享保度林	19町9反3畝13歩	2,751本	五木、雑木
	新立林	345町4反3畝24歩	60,412本	五木、雑木、栗木
上田村	享保度林	55町5反8畝2歩	12,822本	雑悪木
	新立林	一町一反一畝一歩	46,682本	雑悪木
荻曾村 藪原在	享保度林	42町2反3畝一步	6,481本	五木、雑木、栗木
	新立林	146町1反5畝14歩	33,430本	五木、雑木、栗木
長野村	享保度林	51町2反5畝15歩	17,107本	雑悪木
	新立林	108町一反3畝4歩	55,340本	雑悪木

「信濃国筑摩郡木曾村々山林調一覽表」（徳川林政史研究所所蔵）より作成。

規模の大きさから有力百姓個人による利用よりはむしろ、村落内の一般百姓に労働力の提供や賃貸料の上納などさまざま

な条件を付けて利用を許すといったものとなつたが、次第に村落内の百姓たちに侵犯され、入会山同様の様相を呈していった。

このため江戸時代後期になると、山林所持の由緒を保とうとする有力百姓と、すでに実態として入会山であるとする一般百姓との間でたびたび争論となり、領主による調停・介入を要する結果となる。とはいっても、これら有力百姓の持山は、長期にわたる占有の事実をもつて明治以降の官民有区分問題において有力百姓の民有林に編入されていく。しかし、ただでさえ入会山の官林編入で生活用林産物の獲得を不安視していた住民による異議申し立てが頻発するなど、江戸時代以前と同様の利用権争いの継続をまねく結果となつた。

「五貫文山」「三貫文山」 そうした旧領主控林の事例に、黒川村（現長野県木曽郡木曽町）の「五貫文山」「三貫文山」がある。木曽谷村々の一つ黒川村は、木曾福島宿の北方、木曽川を挟んで対岸にあつた村である。木曾川支流の黒川沿いに展開し、両川が合流する地点に黒川渡があつた。ここから先に飛騨国への間道があり、木曾福島関所の裏番所、黒川番所が設けられていた。この家作木・薪炭生産を生業とする黒川村には、江戸時代を通じて「五貫文山」「三貫文山」と称

される百姓控林があつた。

五貫文山は「古山」ともいい、黒川村の庄屋古畠家が、旧領主木曾氏から給付されたと称して代々控山林としてきたものである。三貫文山は「郷山」ともいい、やはり木曾氏旧臣であった馬場家が、幕府旗本となり美濃國に新知を給わつた後、黒川村に残留した親族へ分割移譲し、以後、同村百姓の控山林となつたとされるものである。

古畠・馬場両家と黒川村 古畠家と馬場家は、同じ木曾氏一族として同じ黒川郷を七集落ずつ所領としていたが、天正一八年（一五九〇）に木曾氏が転封したため、別々の道を歩むこととなる。古畠家は、黒川郷に残り、豊臣家、徳川家による支配の下、代官、肝煎を勤め、尾張藩領となつてからは代々庄屋を勤める。馬場家は、木曾家に従い関東へ赴き、木曾家改易、関ヶ原合戦といった事態を乗り切つて、最終的には美濃国に一六〇〇石を領する旗本として幕末をおかえる。こうした両家の展開のなか、黒川郷もまた近世村落としての黒川村へと変容をとげる。旧領主古畠家を代々肝煎（のち庄屋）とし、その旧領七か所は一部古畠家の控田地・控山林として免許された以外は本百姓地となる。旧領主馬場家が退転した旧領七か所は、控田地・控山林も含め闕所（のちに除地）となり、その百姓らは脇百姓となり、古畠家と郷百姓の差配を受けることとなるのである。

こうして黒川村は、古畠・馬場両家の由緒により、古畠家が所持する控山林（五貫文山・古山）があり、かつ肝煎（古畠家）および郷百姓が差配する馬場家旧来の控山林（三貫文山・郷山）とを有して、双方を入会山とする村落として成立するのである。

とはいっても、特にこの五貫文山は、同村内の百姓により江戸時代から明治初年にかけて、その所持理由について古畠家と争論にまわれる。にもかかわらず、官民有区分で「古来より多少の由緒確証もこれ有り」として、古藩家の民有に帰すのであつた。

5 近代以降の百姓控林

明治初頭に木曽山林で官民有区分が進展するなか、「留山」や「明山」といった山林の多くを「官林」に比定しようとする明治政府の志向により、その多くが官林へと編入されていく。にもかかわらず、筑摩県（明治九年八月二一日以降、長野県）が一貫して「私林」に比定し続け、結果的に民有林に編入された山林があつた。その山林こそ「享保度林」「新立林」などの百姓控林であり、いずれも旧幕時代に「人民新タニ明山ニ栽植スルモノ」「人民自ラ新植スルモノ」、すなわち民間植林による新造林として政府や県が認知した山林である。

あつた。そして政府や県は、これら山林成立の歴史的経緯に配慮して官民有区分の際に民有林に編入したのである。

このように、木曽谷村々の百姓の生活と山林との関係において、より彼らの生活に根差した「百姓控林」の成立や利用については、まだまだ見直すべき歴史が秘められているようである。

【参考文献】田原昇「近代木曽林業と第二回内国勧業博覧会」（徳川林政史研究所『研究紀要』四〇号、二〇〇六年）、同「山村甚兵衛による木曽山林支配の様相」（徳川林政史研究所『研究紀要』四一号、二〇〇七年）、同「近世木曽山における『新規立林』の様相」（徳川林政史研究所『研究紀要』四二号、二〇〇八年）、同「享保度林・新立林と私林・民有林の形成」（『農業史研究』四四号、二〇一〇年）、同「木曽谷における旧領主控山林の成立と展開」（徳川林政史研究所『研究紀要』四五号、二〇一一年）、同「コラム一五 尾張家臣か旗本か山村甚兵衛と千村平右衛門」（徳川美術館編『尾張の殿様物語』、徳川美術館、二〇〇七年）、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』（東京堂出版、二〇一二年）

（田原 昇）

II

飛
驥
山
と
村

•

町
の
暮
ら
し

一 飛驒国の森林政策と村々

1 用材生産と森林資源の枯渇

阿多野郷などで、ヒノキ・サワラ・クロベ・ヒバといった樹種の角材・板材などを生産していた。

高山藩時代の用材生産 飛驒国は、吉城・大野・益田郡で構成され、北流して日本海側へ運材（材木の運送）する地域を北方といい、南流して太平洋側へ運材する地域を南方といつて、それぞれの山で用材が生産された（図II-1-1-1参照）。

高山藩時代の用材生産には、出雲守御台所木と商人請負木、という二つの生産方式があった。出雲守御台所木は、山方村々や高山町の杣頭を通じて杣稼農民に金銀・米・味噌・塩を前貸しして諸材木を伐り出させ、藩主である金森氏が買取つて差引勘定をするものである。商人請負木は、あらかじめ定められた値段と請負量に基づいて商人が前掛金を上納し、伐採事業の完了後、藩が実際の数量・寸法を改めたうえで、商人へ代銭と引き替えに材木を渡したものである。

この時期には、岐阜の中島兩以、越中の高田屋市助、加賀の間崎宗鑑、高山の矢島茂兵衛・矢島茂右衛門・加賀屋次郎兵衛・能登屋庄四郎、木曾の木村市右衛門など多くの商人たちが請負人として名を連ねており、彼らは吉城郡の小鷹利郷・小島郷、大野郡の白川郷・久々野郷、益田郡の小坂郷・

飛驒国の幕領編入と御用材生産 江戸幕府が元禄五年（一六九二）に飛驒国を幕領に編入した後、御用材の伐り出しは、出雲守御台所木を引き継いだ地元山方百姓による生産と、商人請負木を継承した請負生産の双方を並行して実施する方式をとった。商人請負は、請負期間を設定して、商人らが御用材生産を行つたものである。これは江戸商人による請負が多数を占め、元禄六・七年には南方山で白子屋・奈良屋が、北方の高原山で大岡屋・岡村屋・大文字屋などが請負生産を開始した。商人請負による用材生産が行われる一方で、地元の山方百姓による用材生産（元伐）は元禄一四年に中止されたため、百姓は宝永期（一七〇四～一）にその継続を歎願した。また百姓は、商人請負の年季明けを迎えた正徳三年（一七一三）には再契約の阻止運動を展開した。これが受け入れられ、この年には南方山における商人請負の継続が認められないこととなつた。こうして幕府直営で用材生産を行う元伐制度が整えられた。その後、享保一二年（一七二七）に代官長谷川忠国によって北方の白川山でも商人生産が中止され、請負による伐採は廃止された。一方で地元山方にによる伐り出しを南方山に限定して年間伐採金高を七五〇〇両とする定式元伐の制度を整備した。こうして元伐の制度が整えられ

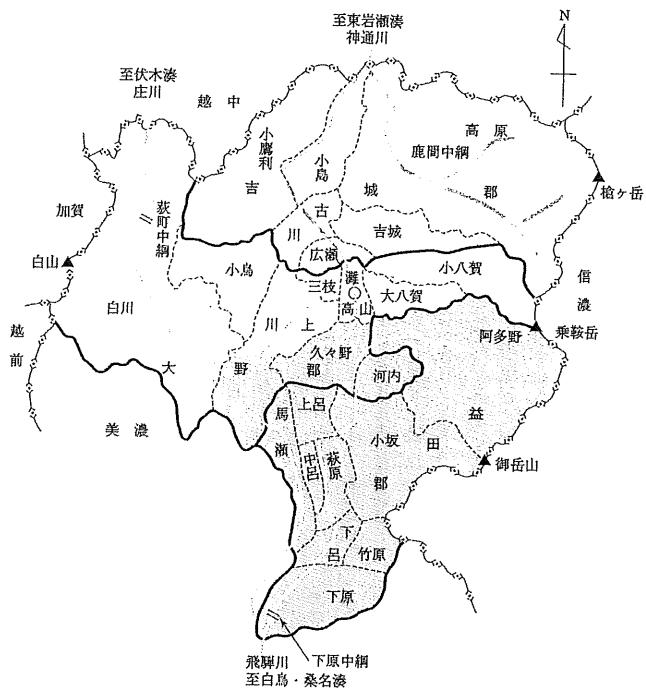
たが、飛騨国の森林資源は次第に枯渇していくこととなる。

2 植林政策の展開と村々への影響

代官龜田三郎兵衛による植林政策 森林資源が枯渇していくなかで、飛騨国では植林が行われるようになつた。飛騨国における最初の植林政策は、享保六年に代官龜田三郎兵衛によって実施された。当時、飛騨国では大量の木が伐り出された結果、国内の普請用材が不足するという問題が生じており、亀田は村の者たちに苗木を割り当て、彼らの手で植林を担わせていったのである。

苗木とその植栽場所（植木場）の割り当ては、益田郡は一〇〇か村に対して苗木五九四〇本・植木場九四か所、大野郡は五四か村に対して苗木四三七八本・植木場五三か所、吉城郡は八か村に対して苗木一九三本・植木場八か所で、三郡合わせて一六二か村・苗木一万五一一本・植木場一五五か所となつた。なお、苗木の樹種はヒノキ・サワラ・ヒバ・クロベ・スギが中心であった。

ところが、このような植林政策が実施される一方で、御用材の生産も継続して行われたため、飛騨国における森林資源の枯渇はますます進行していった。享保一二年には北方白川山での元伐が中止となり、元文四年（一七三九）になると、



図II-1-1 飛騨国林業図

田上一生『岐阜県林業史』上巻（飛騨国編）（岐阜県山林協会、1984年）、口絵より。

南方山も尽山（資源の枯渇）となってしまった。村々の百姓たちは元伐の再開を歎願するようになるものの、御用材となる樹種が減少していたため、当時は雑木の榑木（小材）しか生産できなかつた。飛騨国における森林資源枯渇の問題は、一八世紀前半にかけてかなり深刻なものとなつていてるのである。

代官幸田善太夫による植林政策 こうしたなかで、代官幸田善太夫（だぜんたゆう）が延享三年（一七四六）正月一五日に再び植林政策に着手した。このとき、植林する苗木は（一）村役、（二）高懸（がくせん）、（三）人別割に基づいてそれぞれ割り当てられた。（一）は飛騨国三郡の三九七か村を対象に、一村につき三五本を割り当て、計一万三九四〇本となつた。（二）は高一〇〇石につき二四本を割り当て、計八一八七本となつた。（三）は榑木稼ぎの村一一四か村・一万八五〇〇人余を対象に、一〇〇人につき六五本を割り当て、計一万二一八五本となつた。

幸田の政策は、植林による山稼ぎの継続、国内での普請材木・家作木の確保、御用材や村々の利益の確保という理念のもとで行われ、意識的に飛騨国の森林資源管理を実施しようとしたものであった。このとき、実際に飛騨国三郡で割り当てられた村数と苗木数をみてみると、益田郡は一〇〇か村で苗木一万三五〇一本、大野郡は一二一か村で苗木九九六二本、吉城郡は一七六か村で苗木一万五四三本となり、三郡合

わせて村数三九七・苗木三万四〇〇六本となつた。

ここからは、元伐稼への依存度が高い益田郡に対して最も多くの苗木が割りあてられていることがわかる。延享三・四年の益田郡・大野郡における植林の状況をみると、益田郡は全村で苗木を植え付けており、その本数は二年間で二万六六一七本にのぼつた。しかし、益田郡における苗木の活着率（植林した全本数の内で、根付いて生長したもののが割合）は六六・六パーセントとあまり高くはなかつた。また、活着率は大野郡でも低い率を示し、全体で六五パーセントであつた。

先述した亀田の植林政策は一年のみ実施され、全体で九一五九本を植林した。樹種は、ヒノキ・サワラ・スギ・マツ・クロベ・ネズコ・クリ・ヒバ・モミ・カシであった。特にヒノキ・サワラ・スギ・マツの植栽本数が多く、全体の約九六パーセントを占めている。

一方、幸田の植林政策は延享三年から寛延二年（一七四九）までの四年間にわたって実施され、全体で一万六三一二本を植林した。樹種は、ヒノキ・サワラ・スギ・マツ・クロベ・ヒバ・ヒメコ・クリ・マキ・モミ・ツガであつた。

亀田・幸田の植林政策は、御用材となるヒノキ・サワラなどの樹種は勿論、それ以外のマツ・クリ・モミなど多様な樹種を植林していくことに特徴があるといえる。このことからは、亀田・幸田が御用材となる樹種のみならず、村々の百姓

たちが日常的に使用する樹種に至るまで枯渴しないよう配慮していたことがうかがえよう。

幕府代官・郡代による植林状況の調査 龜田・幸田の政策以後も飛騨国に赴任してきた代官・郡代たちは必要に応じて植林政策を実施し、高山役所地役人が定期的に実施していた春・秋の村々巡回の際には、それら苗木の活着状況などの調査も併せて行われた。

ここではその具体例として、天保八年（一八三七）に実施された益田郡桜洞村と上呂村（いずれも現岐阜県下呂市）の植林状況についての調査をみていただきたい。両村は川下稼（かわせき）

（運材の貢稼ぎ）を中心とする生業としており、表II-1-1-1.

2は、どの代官・郡代のときに植林が実施されたのか、村内

のどこに植林がされたのか、植林された樹種が何かについて、それぞれ調査した結果をまとめたものである。また、図II-1-1-2・3は桜洞・上呂村の絵図で、植林が実施された場所を示している。表と絵図に示した丸番号はそれぞれ対応しているので、適宜参考していただきたい。

これらによれば、まず桜洞村は居村周辺に植木場を設定しており、いすれも用水路や道の隣接地に位置していることがわかる。また、植林の場所については、亀田のときは①の場所であったが、時期が下るにつれて②から⑥へと移動しており、居村近くから次第に離れた場所に植林をしていることが

明らかである。

一方、上呂村は五・六か所の植木場を設けていた。表、および絵図をみてみると、ヒノキが大半の場所で植えられ、次に多いのがスギであることがわかる。ここからは、同村では御用材として利用できるものを積極的に植林していくことがうかがえる。なかには、御用材として利用できるまで生長した場所もあつた。また、実を食べることができ、用材にも使えるクリも植えていた。こうして植林は村々の負担によって行われ、植林政策の一一定の成果が確認できる。

3 飛騨国の白木稼政策

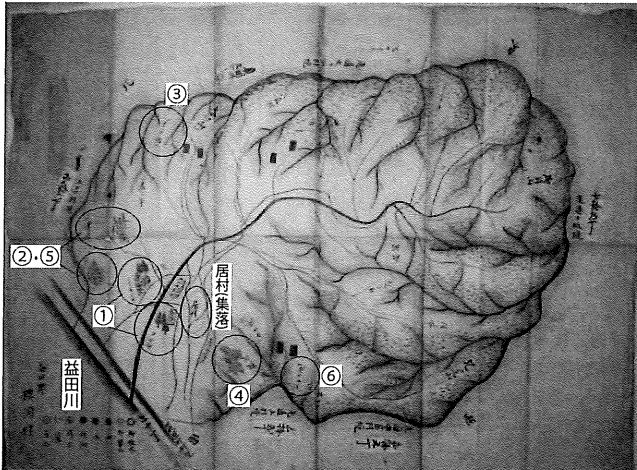
高山藩時代の白木稼政策 飛騨国では幕府の御用材生産だけではなく、百姓が御用材を伐り出した跡の末木・枝木・株木といった残材や、風倒木、転倒木、枯損木をさまざまに木工品に加工し、国内や他国で売り払い、収入を得る白木稼が行われていた。百姓は他国へ白木を移出すると、その帰りに塩、茶などを移入し、それも販売して利益を得ていた。このように白木稼は重要な生業として位置づけられてきた。

まず高山藩時代の白木稼の様子をみてみる。高山藩時代の森林は、金森氏がその大半を有していたが、領内の百姓たちが日常的に白木稼を行い、収入を得ていたと考えられる百

【表II-1-1】益田郡桜洞村の植林の状況

代官名（在任時期）	場所・字名	樹種（本数）
①龜田（1721～1724）	いもじや・くすや	檜（117）、杉（65）、榧（7）、松（70・小木）
②幸田（1745～1750）	久津か上	檜（393）、杉（42）
③大原（1765～1779）	いら洞	檜（70）、杉（15）、栗（30）、松（500）、苗木（本数不詳）
④田口（1804～1811）	とやか尾山内宇板洞	檜（100）、杉（14）
⑤芝（1815～1829）	久津か上	檜（100）
⑥大井（1829～1839）	とやか尾続	檜・杉（419）、檜（50、亥年増）
小計		檜・杉・榧・松・栗（1942）、苗木（60）

「飛川村々植木井山内取調清書 兼田」（岐阜県歴史資料館所蔵）より作成。



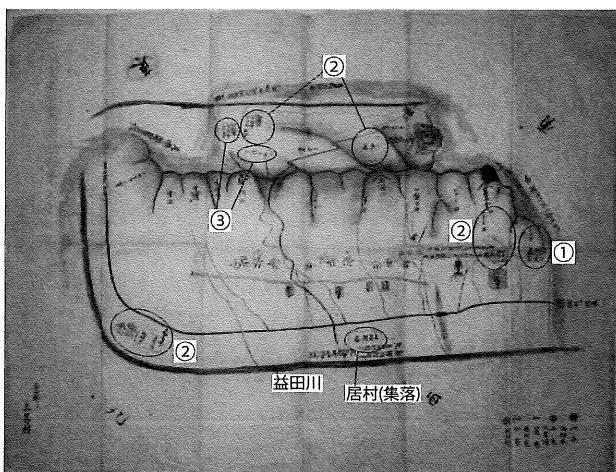
図II-1-2 桜洞村絵図にみる植林の状況

岐阜県歴史資料館所蔵の絵図を加工引用。

【表II-1-2】益田郡上呂村の植林の状況

代官名（在任時期）	場所・字名	樹種（本数）
①龜田（1721～1724）	大沢	檜（55）、榧（13）、杉（1）、檜・杉（12）
②幸田（1745～1750）	さいら野	檜（84）、松（210）、栗（11）、榧（2）、小苗木（5）
大原（1765～1779）	水洞	檜（121）、杉（32）、榧（30）、小苗木（9）
田口（1804～1811）	あんず洞	松（100）
⑥大井（1829～1839）	尾野林	檜・杉（443）、檜（43、亥年増）
小計		檜・榧・杉・松・栗・榧（1052）、苗木（69）

「飛川村々植木井山内取調清書 兼田」（岐阜県歴史資料館所蔵）より作成。



図II-1-3 上呂村絵図にみる植林の状況

岐阜県歴史資料館所蔵の絵図を加工引用。

姓稼山も存在していた。百姓稼山は、幕領編入後の元禄一五年の調査で確認される白木山・割物白木山と考えられ、当時は白木山が大野郡に七か所、吉城郡に二一か所の計二八か所、割物白木山が益田郡に三〇か所、大野郡に四一か所の計七一か所あった。なお、白木山と割物白木山の違いは不明であるが、白木山は、出雲守台所木や商人請負木の生産後の中材を利用して白木を生産した山のことを指していると考えられる。

幕領編入後の白木稼政策

幕領編入後の飛騨国では、享保期（一七一六～三六）から白木生産の様子が具体的にみられる。このときから、高山役所では白木を担当する専門の部署である白木方が設置されており（享保十二年「末日記」「木材方」）、岐阜県歴史資料館所蔵）、當時赴任していた代官長谷川忠崇は、「飛州志」で飛騨国の白木の特徴や樹種などを記録している。延享～宝曆期（一七四四～六四）には白木稼がこれまで以上に行われるようになり、代官幸田善太夫・同上倉彦左衛門によつて白木にかけられる運上の増永（増加）が行われた。

こうしたなかで、明和八年（一七七一）に休山政策が言い渡されると、御用材の生産を行う元伐生産が中止になつた。代官大原彦四郎は、休山を決定する前の明和四年四月から白木の増永を吟味し始めており、翌五年になると、飛騨国の生

業調査を実施した。そのなかで大原は、①白木稼に用いる材木の寸法、②白木稼差し止めの村への影響と運上の減少、及び仲買人の人数などについて地役人に問い合わせている。これに対しても地役人は、判然としない返答をしているが、村側のことを配慮してか白木稼の継続を願い出でている（明和五年「御用留〔樽木方〕」、岐阜県歴史資料館所蔵）。休山が実施されることによって山方の百姓たちの生活が不安定になるなかで、白木稼のあり方も模索される段階に入つていた。

寛政二年（一七九〇）二月、幕府勘定所は木地稼（白木稼）について上木（良質の材木）の利用差し止めを通達した。これを受け、同年八月に郡代飯塚常之丞は、白木の販売について樹種・品種ごとに厳しく制限する仕法を設定した。しかし、稼ぎに支障があると村々から願い出があつたため、飯塚は増永をしたうえで制限を一部解除し、雜木による稼ぎは許可して村々への助成を行つた（寛政一一年「飛州村々諸白木運上之儀ニ付伺書」、岐阜県歴史資料館所蔵）。

さらに、文化元年（一八〇四）六月、郡代田口五郎左衛門のときに再び仕法の改正が行われた。田口は、吉城郡高原郷と大野郡川上郷・白川郷村々が、元伐稼村から外されて特に生活が困難になつていていたため、雜木だけでなくヒノキ・ケヤキ・サワラ・クロベといった良質の樹種についても白木の生産とその他国への移出を認めるよう願い出て勘定所の許可

を得て いる。上記の村々は、北方の高原山・白川山での元伐生産で生計を立てていたが、当時は元伐が実施されていなかつた。そのため、田口はこれに代わる措置をとつたのである。

続いて天保一〇年（一八四五）まで郡代を勤めた

豊田友直

（ともなお）

は、白木稼

（よし）

を一度休止したうえで、飛騨国の山を

御留山・草山・薪山と白木稼を実施する山に区別し、そこで白木稼を許可制とした。彼は、白木稼によつて残材や風倒木などが利用されれば、森林の手入れにもなつて植林した木が育ち、村々の利益になると述べた。また、運上収入も増して幕府の利益にもなり、御林の管理が行き届くとも考えていました。豊田は当時、植林事業も併せて実施しており、それを踏まえたうえで白木稼が永続する仕法を模索していたのである。

その後、文久二年（一八六二）五月と同三年正月には、郡代増田作右衛門が白木稼の実施について勘定所へ伺い、許可されている。しかし、勘定所の許可による白木稼は、翌年に元伐生産が停止されたのと同時に終焉したとみられる。

以上、ここまで幕領編入後の白木稼の展開をみてきた。白木稼は当初、御用材の根木・株木や風倒木・枯損木の有無によって稼ぎが制限されたり許可されたりして いた。しかし寛政期以降になると、元伐生産による収益が減つた分、郡代は地域の生業として白木稼の重要性を認識するようになり、許

可のない稼ぎを取り締まる一方で、白木稼の保護を模索しようとしていたのである。特に、元伐稼村から外された吉城郡高原郷、大野郡川上郷・白川郷の村々にとって、白木稼の保護策は意義のあるものだつたと言えるだろう。

村々における白木稼

ここでは、先述の政策のもとにおける白木稼の展開をみてみたい。まず、白木稼を生業とした村々について確認する。文化四年（一八〇六）において、上木による白木の生産を願い出た村は、吉城郡下高原郷二か村・高原郷四か村・小鷹狩郷一か村、益田郡阿多野郷二か村・小坂郷二か村、大野郡川上郷三か村・白川郷四か村・小鳥郷二か村であった。一か村や二、三か村で一緒に白木稼を願い出る場合もあり、一年当たりの申請件数は七〇一〇件で推移した。

文政元年（一八一八）～天保一〇年に上木の白木稼を願い出た村は、吉城郡下高原郷三か村・高原郷一一か村、益田郡阿多野郷六か村・下原郷二か村・小坂郷一か村・下呂郷二か村・馬瀬村一か村、大野郡川上郷四か村・白川郷八か村・小鳥郷一か村・河内郷一か村であった。一年当たりの件数は、七〇一四件で推移し、天保一〇年のみが二〇件と多く、これらの村は自村内や近隣の山で白木を生産していた。また、打保村では安永元年（一七七二）に御用材を伐り出した跡の根木・末木を利用しており、金木戸村は、同一箇所で少なくと

も文政元年～天保一〇年まで継続して白木を生産している。これらの点からは、元伐による残材が長い期間山に大量に残されていたことがわかる。なお、時期が下った天保一四年に白木稼を生業とした村は、大野郡が二七か村、吉城郡が三三か村、益田郡が二一か村で、計八一か村存在した。

【表II-1-3】 文化12年(1815)の白木仲買人一覧

郡名	所在村・名前	人数
吉城	古川町方村文右衛門、古川町方村和助、中山村八助、角川村又次郎、東漆山村六兵衛、吉ヶ原村平助、笈破村伝兵衛、鹿間村与兵衛、船津町村市三郎	9
大野	高山壺之町矢島屋茂右衛門、大原村勇蔵、檜谷村次右衛門、高山町かがや又右衛門、高山壺之町かがや佐助、宮村次右衛門、高山壺之町又兵衛、小八賀郷町方村政蔵、(高山)田中半十郎、高山壺之町千虎屋弥右衛門、高山三之町村大森屋兵三郎、高山壺之町打保屋久六、高山壺之町村瀬屋伊右衛門	13
益田	青屋村小吉、見座村伝蔵、一之宿村長左衛門、中之宿村長左衛門、中之宿村仁右衛門、中之宿村忠右衛門、中洞村佐右衛門太郎、門原村市右衛門、大古井組惣右衛門、大古井組伝十郎、大古井村太郎兵衛、上ヶ洞村勘助、野麦村善太郎、阿多野郷村藤助・孫右衛門、小日和田村喜右衛門、胡桃島村長左衛門	17
計		39

「上木白木稼願留・諸白木挽木地願留」(岐阜県歴史資料館所蔵)より作成。

次に、白木の種類と運上金をみてみる。『飛州志』によると、赤土井板・土井底板・千枚板・三千枚板・葺板・葺樽板・打割板・そぎ板・半切そぎ板・天井そぎ板(以上は天井板や屋根葺用)・大縁木・小縁木・輪木・ユリハ木(以上は曲物用)・閑折敷・室ぶた(麹ふた用)・檜笠(耳垂笠用)・かまち木(戸障子用)・木舞木(壁の下地になる竹の代わりに用いた)・楳皮・臼木・くつくわ木(くわの柄

次に、白木の種類と運

用)・はし木(食用はし用)・二面揚子木(檜板で木の色は白く芯は赤)・桶木・朴さや木(刀のさや用)・木地椀(食用椀の木地用)がみられ、二七種類の白木が生産された。

これら白木は、明和四年に村々が白木稼を願い出た伺書によれば、飛騨国内と美濃・信濃・越中・越前国といった国外で販売されていたことがわかる。これらにかけられた運上金

は、文政一〇年の段階で金一三六両一分・永六五文八分、天保六年には金五五両二分・永二五九分、同八年には金四八両・永四二一文一四分、同九年には金五七両・永二九文四分であり、時期によって変動が見られる。なお、永は、永樂通宝のことと、実際には使用されていない錢であるが、一両の一〇〇〇分の一を示す単位として用いられていた。

白木の生産は、(一) 村や組、あるいはそのなかの個々人が行う場合、(二) 仲買人が請け負つて行う場合があつた。表II-1-3は、文化一二年の仲買人をまとめたものである。人数は、郡でみると益田郡が一番多く、町・村別でみると高山町が一番多い。高山町の請負人は主として材木問屋であり、このなかには御用材の請負を担つていた田中半十郎の名前もみられる。

なお、近世後期には白木の仲買人として、益田郡の中島清左衛門という人物が登場している。彼の動向を追つてみると、文久三年に計三六件の白木生産を請け負つてている。幕末期に

は、飛騨国の山稼ぎにおける白木稼の比重が高くなつていつたと思われる。白木稼は、御用材の残材、風倒木・枯損木の有無による制約や運上の負担があつたが、請負金額が決まつて元伐稼に比べると、仲買人や村の者が自由に取引を行い、収入が得られた。（ここに白木稼の利点があつたのである。

ここまで飛騨国における白木稼の展開を、簡単ではあるがみてきた。白木稼が飛騨国で継続された意義は、地域の生業の保護に加え、風倒木や枯損木、残材の処理による山の保全にあつた。特に、郡代豊田は、御留山・草山・薪山と白木稼を実施する山に区別し、山の環境の保全、資源の増強、生業の継続のバランスを考慮していたのである。

【参考文献】田上一生『岐阜県林業史』上巻（飛騨国編）（岐阜県山林協会、一九八四年）、太田尚宏「飛騨国山林地域における元伐生産と御持木方地役人」（徳川林政史研究所『研究紀要』三七号、二〇〇三年）、高橋伸拓『近世飛騨林業の展開』（岩田書院、二〇一一年）、同「飛騨幕領における白木稼の展開」（徳川林政史研究所『研究紀要』四七号、二〇一三年）、下畠五夫・堀祥岳『幕領飛騨の御留山と植木場』（高山陣屋管理事務所、二〇一六年）

（高橋伸拓）

二 町方・村方の家屋建築と飛騨山

1 町家建築の申請と規制

家屋建築への注目 飛騨国の高山町（現岐阜県高山市）は、金森氏の城下町として発展し、元禄五年（一六九二）に幕領

へと編入されてからは同地に幕府代官所が置かれるようになつた。以後、高山町は飛騨国の支配、および経済の中心地として発展し、今なお町人たちの文化が根づいている。

それを示す代表的な例の一つとして、町家建築があげられる。これら建築物は森林資源に囲まれた飛騨国における人びとの知恵や伝統が活かされて築かれてきたものであった。また、周辺の村々においても、建築活動を通じた町との繋がりが築かれていたり、民家普請に際して森林資源が大いに利用されたりしていた。

そこで本稿では、高山町と周辺村々におけるこれら建築活動の実態と森林資源との関わりについて、史料をもとに紹介していきたい。

町家の建築願

文政一〇年（一八二七）から明治五年（一

八七二）までの高山町会所文書（高山市教育委員会所蔵）には「願書留」と呼ばれる文書群があり、このなかには高山町の建築活動について記された文書も含まれている。その主な内容は、江戸時代後期の町家の建築願であり、使用する木材

については古木を用いるなど質素に行うので、建築行為を許可してほしいと願い出たものが多くみられる。

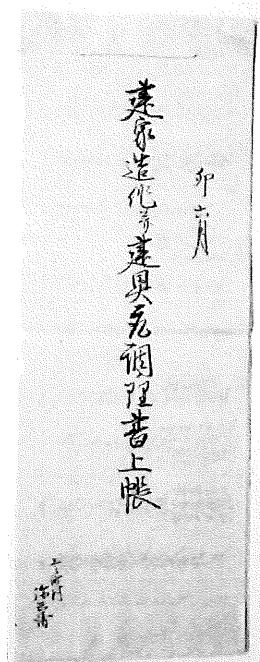
では、これら建築願の具体的な内容はどうなものだったのだろうか。以下、その一例として、文政一〇年正月に高下向町の町人藤左衛門から提出された建築願をみてみた

い。

これによれば、藤左衛門は下向町にある自身の居宅、および貸家が「年久しく相成、悉く相損ない」という状況になつてしまつたため、マツの角材三〇本をはじめとする木材を公三郎という人物から購入し、建て替えを実施したいという。この願書は、北隣の七兵衛、南隣の公兵衛、さらには組頭の七右衛門や木材の売人である公三郎らの署名が付されたうえで、高山役所へと提出された。

建築行為を願い出る際のこうした願書は体裁が定められており、（一）建物の種類、（二）その大きさ、（三）主な柱の材種と量、（四）建築行為の許可を願う本文、（五）届出の本人の署名、（六）両隣・組頭の署名、（七）木材売主の署名を順番に記載する形が一般的で、このほかに年月日と、申請先である高山役所の名前が記された。

以上のよう、「願書留」に所収されている建築関係の文書の主旨は、いずれも建築行為を許可してほしいというもののが中心である。文書の数は多く、それら内容を一つ一つ紐解いてみると、高山町における建物の種類、建築行為を行なう



図II-2-1 三之町村弥兵衛書上帳
高山市教育委員会所蔵。

た。

さらに天保一四年には、高山役所は上層町人の建物について、身分相応な建築を行うように通達している。「町年寄日記」（高山市教育委員会所蔵）天保一四年六月一一日条によれば、「在町家作の義につき御触書成り候事、但委細は御廻状写にこれ有り、」とあり、同日付の高山役所が提示した廻状には、「町中は勿論、国々在々ども、家作の儀については、先年より度々相触れ置き候處、追々相弛み、なげし・杉戸・附書院・入側附等に紛らわしき家作いたし（後略）」と記されている。ここからは、当時の高山町の上層町人たちの家屋のなかに、書院造りにも似た豪奢なものがあつたことがわかる。

天保期における高山町の建築規制 飛驒国を支配していた高山役所は、高山町の建築についてしばしば規制をかけており、それが最も厳しくなったのは天保期（一八三〇～四四）のことであった。

天保八年六月に高山役所が出した僕約令の中には、建物についての項目もみられる。当初、建物についての項目は火災についての注意だけとなっていたが、僕約の指導は次第に厳しくなり、同一一年には、町年寄矢島茂右衛門が居宅普請に際し心得違いがあったとして、一〇日間の謹慎を命ぜられた

幕府はそれまでにもたびたび衣食住に関する禁制や触書を出してはいたが、高山町で家作についてこれほど詳細かつ厳しい触れが出されたのはこれが初めてであった。こうした触書が出された天保期は、二七〇年続いた江戸時代のなかでも、最も政治・経済・治安が混乱し、幕府が百姓や町人たちに対する取り締まりを強化し始めるようにもなつていた時代であつた。その影響もあつて、高山役所では上層町人の家屋が奢侈で身分不相応であるとして、前述の通達を出すに至つたのである。

「建家造作建具巨細書上帳」の提出 このとき、高山役所が町人たちに対して提出を求めたのが「建家造作建具巨細書」

「書上帳」であった（図II-2-1 参照、以下「書上帳」と略記）。これを受け、高山の町人のうち主要な豪商二七軒は、六月二十五日にそれぞれ「書上帳」を作成して高山役所へと提出している。

「書上帳」は、それに付随する絵図と一緒ににして提出された。提出した町人のうち二五名は、高山町の中心である一之町・二之町・三之町の豪商である。各町の豪商名を示すと以下の通りとなる。

一之町 大阪屋吉右衛門、権十郎、矢島茂右衛門、清三郎、清六、和田屋忠右衛門、奥田屋兵助、田中

半十郎

二之町 桐山屋勘兵衛、桐山屋源兵衛、佐兵衛、細江屋

三郎右衛門、上木屋甚四郎、新兵衛、坂屋清六、打保屋忠次郎、谷屋平兵衛、長瀬屋弥兵衛、加賀屋長右衛門

三之町 杉崎屋甚右衛門、杉崎屋甚三郎、上木屋甚兵衛、

宗左衛門、長五郎、弥兵衛

2 古家、古材利用の普請申請

豪商たちから提出されたこの「書上帳」には多くの付箋が貼られており、これを見ると高山役所から建築にあたつて柱や框（戸や窓、襖などの建具の周囲の枠のこと）を取り替えるよう詳細な指示が出されていることがわかる。例えば、柱間装置（柱と柱の間を充填する壁など）には障子が使用されているものが多く、框は溜塗（表層に透明なウルシを塗

つて仕上げた木枠）とする家が二〇軒あった。それ以外にも、ウルシ塗りの一種である黒塗・春慶塗の建具を使用している家もあり、これらはすべて取り払ったうえで、白木（白地のままの木材）に替えるよう指示されている。

また、座敷と次之間（主要な部屋に隣接する控えの間）との境にある欄間縁（欄間の縁どりの細い材木）については、黒塗や透かし彫りを取り払い、柱の上部をつなぐ装飾材である長押についても取り払うように付箋で明記している。

一方、建物外観についての取り扱いや変更の記載は皆無であつた。「書上帳」をみていくと、外側からみた建物正面の柱間装置や造作について記載の密度が、内部の記載に比べると薄いことが明らかである。これは、高山町の町家建築の外観には古くから定まった様式があり、それが伝統的様式から逸脱していかつたためである。

ところどころで、伝統的な様式を外観に持つ高山町の建築には、古家や古材を再利用することが一般的にみられた。ここでは、町家における古家や古材の使用実態についてみていただきたい。

古家や古材のやりとりは、主に個人売買で成立しており、材木商の仲介はみられない。それは、古家・古材を廃棄せず

に保管しておく習慣が高山町周辺の人びとの間に定着していったからである。

土蔵や貸家の建築工事に関しては、通常でも近郊農村からの仮建家に、小屋の古材が用いられることが多かった。

古家や古材を用いた民家普請の様相は、当時の材木の貴重さを示す一方、貴重な森林資源を有効活用しようとする伝統的な知恵があつたこともうかがわせる。

このことを示す具体的な史料の一につに、「飛驒郡代高山陣屋文書」（岐阜県歴史資料館所蔵）に所収されている「普請願書」があげられる。この史料には、民家の部位ごとに再利用する古材の本数が具体的に記されている。また、他所から古材を購入して用材とする場合には、「古木（古家）売渡人」が明記され、署名押印されている。ここからは、高山役所が家作見分に際して、新材料のみならず、古材の調達先をも検査の対象としていたことがわかる。森林資源が貴重であり、かつ木を伐ってそれを造材し、組み立てるにも多大な労力を要した当時、飛驒国の人びとは古家や古材を廃棄せずに有効利用することを慣習として行っていたのである。

また、江戸時代の高山町でたびたび発生した大火の復興過程においても、周辺の農家建築が活発に移築されて、類焼した町家が再建されるという現象がみられた。こうした古家・古材による民家普請に着目することによって、高山町とその

周辺の農村との密接な用材供給の繋がりをみいだすことができる。以下、その具体例として、嘉永三年（一八五〇）に

火災で類焼した町家の改築事例を、同年八月に高山下向町の周作から出された願書をもとにみていくたい。

古木普請の実例

嘉永三年七月九日、周作が居住していた

高山下向町の借家が類焼した。このため、周作は江名子村（現岐阜県高山市）から古家を移築し、屋敷地を借りて「居宅取建」を行うこととなつた。周作が移築した江名子村の古家の規模は五間半・四間で、これはこの地方の農家建築の標準的な間取りであった。

一方、この古家を用いた移築後の居宅の規模は、二間・六間と全く異なっている。図II-2-2に示したのは、周作から出された願書に添付された絵図である。これをみても、路地に沿つて「店」「居間」「部屋」が一列に並んでおり、これは当時の町家のタイプの建築であった。つまり今回の申請では、江名子村の古家（農家）を解体し、その古材を用いて町家に改造して普請を行うということがわかる。

但し、現実的には古材のみで間取りの異なる町家に改造したとは考えづらく、ほかに何らかの用材が確保されていたと考えられる。

建築材の貯えと提供

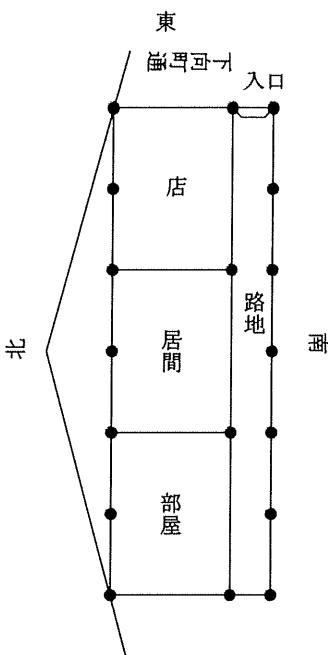
このようないかだの高山町における古木・古家の再利用にあたって、それらを提供する村側では古木を貯えておく「團古木」と呼ばれる習慣があった。この「團古

木」の発生要因としては、次の三つがあげられる。

一つ目は、古家の「取崩」（解体）が行われて、部材が保管される場合である。古家は朽^{さか}腐^ししてもすぐに「建替」にとりかかるのではなく、まずは「取崩」を行うことで再建に備えるのが一般的であった。

二つ目は、建替工事において再利用されなかつた部材が保管される場合である。使用されなかつた部材は、すべて劣化しているわけではないため、「囲古木」として貯えておく状況はよくみられた。

三つ目は、他所から古家や古材を購入した際に、それらを保管する場合である。この場合、普請願書では購入した古家や古材は「買い請け貯^{たま}え置く古木」と記された。



図II-2-2 周作が買って移築する古家の図面
「普請願書」(岐阜県歴史資料館所蔵)より作成。

このように発生した「囲古木」の存在が、多様な古家や古材の売買・譲渡を実現させていた背景であった。また、解体された古家や古材が既存民家とは別に格納されることが、「囲古木」のような形で行われていたという状況からは、木造建築の多い高山町周辺の村々に特徴的な材木利用の方針を指摘できよう。

一方、村方で町方の古家や古材を再利用する例は極めて少なかつた。それでは、村方ではどのようにして家屋が作られてきたのだろうか。

3 村方の家作規制

郡代豊田友直による家作木への規制 飛騨国^{（飛騨）}の民家普請では、町家（高山および古川の町方）と農家（村方）で用材調達の方式が異なっている。

町方では製材された材木を購入して建築用材としたが、村方では高山役所へ伐木申請を行い、そこで伐り出した木を「家作木」として利用した。高山役所は、村方からの申請に対し一軒につき元木二～三本の交付を行なっていたが、これほどの少量で家作を行うのは無理であり、実際には薪などを経て「家作木」が交付されており、この点が町方とは大き

く異なっている。

村方の民家普請に関するこれら申請のあり方に大きな変化が生じたのは、郡代豊田友直（在任期間一八三九～四五）のときであった。

彼は弘化二年（一八四五）に、これまでの方式では白木稼を含めた御林の取り締まりに支障が生じるため、「家作仕法帳」差し出させ、吟味のうえ、実々入用の木品は何本にても相渡し候積もり」とする触れを出した。つまり、当時の実情にそぐわない本数制限を撤廃し、かわって実際に必要な本数であれば何本でも交付するというものであった。ただし、交付の条件として「家作仕法帳」の提出が必要とされ、これに基づいて厳しい吟味がなされることになった。

豊田はこの触れを出すなかで、建築用材としてスギの使用を奨励し、その有用性を具体的に説いている。すなわち、マツ・クリ・雜木は曲木が多く柱などの取り立てが不便であつて、大工・木挽の手間料もかかり、建具の狂いも多かった。

それに対してもスギは生育が早く、二〇年で二尺廻となつて角物（断面が四角い木材）・建具・葺搏（屋根を葺くための薄い板）・折敷（四角でその周囲に低い縁をつけた盆）・樋類などに加工ができる。こうしたスギの有用性を踏まえたうえで、家作木の伐出場所の跡地へスギを順々に植林することが奨励された。これに対してサワラは希少であるため、御用材として貯蔵する方針が示された。

また、同じく弘化二年に、豊田は家作の見分に関する、より具体的な手順を決めている。これによれば、飛騨国は「一国一円御林山」で「百姓持林」がないため、村から家作木の申請があつた際は「御林雜木」を許可のうえ交付するとしている。家作木の交付を受けるための手順は、（一）願書を提出、（二）地役人が既存家屋を見分、（三）申請内容を吟味、（四）そのうえで、「山見役」と「地元村役人」の立ち合いのもと、伐採の許可を示す極印を打つて伐採を実施、（五）さらに、竣工に際しても見分を行うという流れになつていた。

不許可の実態 これら申請の際に出された願書をみてみると、所々に付箋や追筆がみられる。これらが伐木の規制状況を示しており、不許可となる場合があつたことがわかる。不許可とされる場合には、主に「減木」（用材の本数を申請分から少なくすること）、「差止」（工事そのものの不許可ないし書き上げられた用材の項目すべての不許可）の処置がとられた。

例えば、元治二年（一八六五）の「吉城郡村々家木願」（岐阜県歴史資料館所蔵）によれば、申請があつた木材の本数に對して、付箋で「減木申渡」「差止」などが書き込まれている。また、各工事における「減木」の本数が朱で追筆され、末尾でも「減木」の合計本数が記されている。

また、個々の民家普請の用材数などを申請する「木取仕様」

「帳」も願書と併せて提出することが求められた。その帳面にも、不許可となつた用材の箇所には白紙がかけられ、その境目には名主の割印が押された。つまり、高山役所の「減木」や「差止」の指示に従つて、各村の名主が「木取仕様帳」を修正し、再度高山役所へ提出する必要があつたのである。

以上のように、天保期以後、飛騨国では村方の家作木使用

に際しては、高山役所における

吟味が実効性を伴つており、村人からの申請がそのまま許可されていたわけでなかつた。

なお、「木取仕様帳」を集成した史料に、「家作木願留」（岐阜県歴史資料館所蔵）がある。こ

の史料の末尾には、各郡における家作木の申請本数、およびそれに対する交付本数の合計数が記されており、それを表II-12

1-1に示した。

これをみてみると、大野郡で

は元治元年秋と翌二年までの一年間に、二〇三二本の家作木が申請され、これに対する交付本数は一八五三本である。つまり、

申請のうちの約九パーセントにあたる一七九本が「減木」された。同じように、吉城郡では一一パーセントにあたる三〇八本が「減木」されている。全郡を総括してみると、全体的に一・三割程度の「減木」が命じられていた。

このように、村方では高山役所への伐木申請により、「家作木」の交付を受けなければならなかつた。そして、申請本数に対して「差止」「減木」の処置がなされていたのだつた。

森林資源が豊富な飛騨国の町や村では、建築物をはじめ、生活と木々が密接な関わりを持つていた。それゆえ、幕府は町や村の人びとによるこのようないい「家作木」や建築資材などの利用にも目を向けながら、森林資源が枯渇しないよう、彼らの利用に制限をかけていく必要があつたのである。

【参考文献】 上野邦一「高山『願書留』の建築活動関係文書」（『日本建築学会会計画系論文報告集』三六七号、一九八六年）、中村琢巳「幕領・飛騨国の民家普請における『家作木』の規制について」（徳川林政史研究所『研究紀要』四六号、二〇一二年）、高山市教育委員会編『高山市史』建造物編（上）（高山市教育委員会、二〇一四年）

（田中 韶）

【表II-2-1】飛騨国における家作木の申請本数

郡名 年	大野郡	吉城郡	益田郡
元治元年・秋	申請：812本 交付：646本 減木：166本	申請：1911本 交付：1709本 減木：202本	記載なし
元治2年・春	申請：1220本 交付：1207本 減木：13本	申請：1928本 交付：1750本 減木：178本	申請：1063本 減木：記載なし
元治2年・秋	記載なし	申請：835本 交付：705本 減木：130本	申請：522本 交付：350本 減木：172本

「家作木願留」（岐阜県歴史資料館所蔵）より作成。

III

北奥羽の森林とその利用

一 ヒバをめぐる弘前藩領の人びと

1 北奥羽諸藩のヒバと人びとの暮らし

北奥羽地方とヒバ 北奥羽地方に生育する特徴的な樹種の一つにヒバがある。ヒバとは、アスナロとその変種であるヒノキアスナロ両者を指すが、ここでは北海道南部から本州北部に生育するヒノキアスナロをヒバと呼び統一する。

ヒバには（一）成長が遅く、用材として使えるようになるまで二〇〇～二五〇年ほどかかるが、その分木肌が詰まっており、木目が緻密、（二）材木としては切削・ロクロとも加工しやすい、（三）ヒノキチオールという独特的の成分を含み、湿気や水、白アリなどの害虫に強く、耐久性・保存性に優れているなどの特徴がある。これら特徴を活かし、現在でも土台・屋根などの建築材や、浴槽・風呂桶などにヒバ材が使われている。また、岩手県西磐井郡平泉町にある中尊寺金色堂や、青森県弘前市にある弘前城、岩木山神社楼門など、北奥羽地方に残る多くの歴史的建造物にもヒバが使用されている。

これらヒバは、北奥羽地方のなかでも特に下北半島と津軽半島に豊富に生育している（図III-1-1-1参照）。これら地域においては江戸時代からヒバ材の生産が盛んに行われ、人

びとの間に地域を代表する樹種としての意識が根づいていくようになる。例えば、津軽半島に位置する金木町（現青森県五所川原市）出身の作家太宰治は、小説『津軽』のなかで「その古い伝統を誇つてよい津軽の産物は、扁柏（ひば）である。林檎なんかじゃないんだ。（中略）関東、関西の人たちは津軽と言えばすぐ林檎を思い出し、そうしてこの扁柏林については、あまり知らないように見受けられる」と述べており、津軽地方の誇れる産物としてヒバを挙げている。このことからも、ヒバが北奥羽地方における伝統的な産物として位置づいていたことがうかがえよう。

では、このように伝統的な産物として位置づけられてきたヒバは、北奥羽地方においてどのように生産されてきたのだろうか。ここではヒバが豊富に生育する下北半島・津軽半島を有していた盛岡藩・弘前藩を事例に、両藩のヒバ材生産について触れてみたい。

盛岡藩におけるヒバ材生産 まず、盛岡藩におけるヒバ材生産についてみていく。下北半島にはヒバの天然林が標高五〇〇メートルにまで広がっており、そのため盛岡藩はここから生産されるヒバ材をもって藩政初期から材木产地としての地位を確固たるものとしてきた。下北半島から伐り出されるヒバ材は、寛永一七年（一六四〇）頃から全国的な商品として上方市場に流通し始め、明暦期（一六五五～五八）にな

ると、藩は移出する木材に運上金を課し、その徴収を特定の商人に請け負わせる「檜山運上・請負制度」をとるようになつた。この制度は、続く万治期（一六五八～六一）になると機構が整備され、同藩におけるヒバ材生産は寛文期（一六六一～七三）に最盛期を迎えるようになる。

しかし一八世紀に入ると、盛岡藩領では次第に森林の荒廃が目立つようになり、御用材のみならず、領民たちが日常的に使用する薪炭生産にまで影響が出るようになつた。そこで、藩は宝暦一〇年（一七六〇）に下北半島のなかでも特にヒバが生育していた田名部（たなべ）通のすべての森林を「御留山（ごりゅうざん）」とす

る方針を打ち出し、以後、御山奉行を中心とした厳重な森林管理を徹底させていくようになる。



図III-1-1 津軽半島のヒバ林
改造社編『日本地理大系』奥羽篇（改
造社、1929年）、166頁より。

弘前藩におけるヒバ材生産 次に、弘前藩におけるヒバ材生産についてみてみよう。津軽半島を有する弘前藩では、藩政成立とともに領内市場が形成され、さらに中央市場も整備されるようになると、大坂などの都市へ向けて木材の生産と移出が盛んになった。

津軽半島からの材木生産と移出の体制が固まるのは、寛文四年のことであつた。このとき、藩は中師（現青森県外ヶ浜町蟹田）・蓬田（同東津軽郡蓬田村）・後潟・瀬辺地（同青森市）にある「留山」への領民の入山およびヒバの伐り出しを禁じ、材木の伐り出しと移出にあたつての手続きや規則などをおよそ二〇か条にわたつて詳細に定めた。

ヒバと北奥羽諸藩の領民 このように、ヒバは盛岡・弘前両藩にとって藩財政を支える貴重な樹種であつた。しかし一方で、ヒバは領主ばかりではなく、領民たちの生活を支える存在でもあつた。例えば、盛岡藩でヒバが豊富に生育する下北半島では麓村の者たちによる杣稼ぎが日常的にみられ、弘前藩においても藩の御用材生産に麓村の百姓たちが動員されることがあつた。

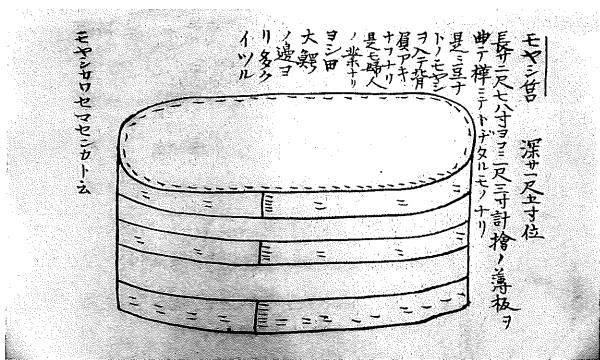
また、ヒバは藩の御用材生産以外にも、領民たちが日常的に使用する弁当箱（ワッパ）や柄杓（ひしゃく）といった曲げ物（図III-1-2参照）、箸や串などに加工され、使用されていた。これらは盛岡・弘前両藩ともにみられたが、それぞれの藩領

で製作目的に違いがみられる。

盛岡藩領では、主に下

北半島の山仕事に従事する者たちを中心に、杣稼ぎの合間に曲げ物や飯用のヘラなどが製作され、彼ら自身によつて

このように、盛岡・弘前両藩で差はあるものの、ヒバは人びとの日常生活を支えるものとしても位置づいていた。しかし、藩・領民双方にとって重要な樹種であったため、彼らの間ではヒバの利用をめぐつて対立が生じることもあった。次にその代表的な事例として、幕末期の弘前藩で発生した藩の役人と、ヒバの曲げ物を製作する檜物師・曲師たちとの対立を具体的にみていただきたい。



図III-1-2 ヒバ曲げ物の一つである「モヤシ筈」
「奥民図彙」(国立公文書館所蔵)より。

これらが日常的に使用された。このようないくつかの製作は、近代以降も同地の林業従事者たちによつて戦後まで続けられた。

これに対し弘前藩領では、檜物師・曲師と呼ばれる職人たち(図III-1-3 参照)によつてヒバ曲げ物の製作・販売がみられた。史料から確認できるものでは、元治元年(一八六四)の時点で城下町の弘前には一八軒の檜物師・曲師たちが存在していた(「弘前町中人別戸数諸工諸家業総括牒」、弘前市立弘前図書館八木橋文庫所蔵)。彼らは製作したヒバの曲げ物を自分たちの店先で販売したり、領内各所で売り歩いたりしていた。

宝暦～寛政期の弘前藩林政

最初に、藩の役人たちと檜物師ら職人たちが対立に至るまでの弘前藩林政の展開を確認してみたい。先にも述べた通り、寛文期以後、弘前藩では津軽半島におけるヒバ材生産の隆盛とともに森林制度が整備されるようになつた。この時期から、弘前藩では藩主導による領内森林の保護・管理体制の整備・確立が次第に図られていくようになる。

ところが現地に派遣された藩の役人たちは、伐り出しを担う山師たちから賄賂を取るなど、次第に勤務態度の悪化と共に伴う取り締まりの弛緩が目立つようになり、宝暦期(一七五一～六四)になると領内森林の荒廃が顕著なものとなってしまった。このときから藩は、森林に対する行政機構や制

度に改編をたびたび加えていくようになるが、領内森林の荒廃は天明二年（一七八二）～翌三年に発生した天明飢饉の際、領民救済のために森林を大々的に開放したことによつて、深刻なものとなつてしまふ。

そこで、藩は寛政期に大々的な林政改革を実施した。この改革の方針の一つとして、「御国用」に資する樹種を今後恒常に伐り出せるよう、村々に至るまで森林管理の徹底と植林の励行を心がけるようにすることが掲げられた。この「御国用」の樹種として挙げられたのがヒバであり、ここからもヒバが藩にとって貴重な資源として捉えられていたことが明らかである。



図III-1-3 「人倫訓蒙図彙」四巻、商人之部より檜物師の図

国立国会図書館所蔵。

天保飢饉と弘前藩 寛政期の林政改革の成果もあって、弘前藩では文政期（一八一八～三〇）に入ると一時的に領内森林の状況に回復の兆しが見えてきた。ところが、こうした状

況を再び一変させたのが天保四年（一八三三）、同六年（一八三五）年にかけて発生した天保飢饉であった。藩はこのときも領民救済のために森林を開放するが、天明飢饉時の反省を踏まえ、利用可能な樹種や森林に制限をかけて領内の森林荒廃を食い止めようとした。しかし藩のねらいとは裏腹に、困窮した領民たちは藩の許可なく森林の伐採を繰り返し、その結果、用材として使用できるような樹木が伐り尽くされ、「御国用御差し支えの義、眼前に相成り申す」ほどの荒廃状況を招いてしまった（「御省略書付留」、『日本林制史資料』弘前藩）。

なお、このときには領民たちによつてヒバが伐り荒らされた事例も多くみられ、これに対して山方の役人たちはヒバが「御停止木の第一」であり、たとえ枝葉であつても伐り取ることは許されないと述べている（「山方御用留」、弘前市立弘前図書館所蔵）。先述の通り、ヒバは用材として使用できるまで成長するのに極めて長い時間を要するため、藩が恒常に伐り出しを行つていくためには保護・管理を徹底する必要がある樹種として位置づけられてきていたのだろう。

天保飢饉による領内森林の荒廃という事態を受け、藩は以後「御国用」の樹種として恒常にヒバ材の生産を行えるようにするため、さまざまな対策をとつていくことになる。これら対策の一つとして、曲げ物へのヒバ材使用の禁止が言い渡されるようになるのであつた。

曲げ物へのヒバ材使用差し止め 曲げ物へのヒバ材使用の差し止めが言い渡されたのは、嘉永七年（一八五四）のことであった。山奉行の配下である山方吟味役・山方締役は、同年二月に近年ヒバが生育する森林が荒廃し、藩の用材生産に支障を来たしているため、今後水^す（食品の水を切るために用いられたふるい）・柄杓・箸・串、およびすべての曲げ物製品へのヒバ材使用を差し止めたいと山奉行に対して具申した。これに併せて、山方吟味役・締役は、今後曲げ物を製作する際にはヒバを使用させ代わりにスギを使用させるようになたいということも併せて進言している。山奉行はこの意見をもつともなことであるとして、用人や家老など藩上層部へ上申した。これにより、三月には曲げ物へのヒバ材使用差し止めが正式に城下へと触れ出されることになる。

ところが、これに対し異を唱えたのが城下の檜物師・曲

師をはじめとする職人たちであった。彼らは五月になると、町奉行を介して難渋している旨を訴え、従来通りヒバを使用して曲げ物を製作できるようにしてほしいと願い出た。しかしこれに対し山奉行は、領内のヒバが枯渇していること、および彼らが曲げ物を製作する際にヒバの柾目材^{まきめざ}を使用していることを理由に、領内森林の取り締まりに関わることであるとして、ヒバ材の使用を許可しなかった。

ヒバ曲げ物の製作には、ヒバの柾目材が使用される。柾目

材とは、年輪に直行するようにして伐り取られる材木で、木目の狂いが少なく、一本の樹から伐り出せる本数も限られており極めて良質な材木である。このことを踏まえると、藩の山方にとつて檜物師たちは、ヒバのなかでも良材を選択して伐り出すため、恒常に用材生産を行ううえで支障を来す存在と捉えていたことがわかる。

なお、同月には箸や串を製作する職人である箸搔たちからもヒバ材使用の願い出が出された。彼らはこれまで自分たちが使用してきた材木は普請で使用するような「上材」ではなく、集積所に集められたもののなかでも品質の悪いものであつたと反論し、それゆえ藩の用材生産にも支障をしていいと主張したのであった。しかし、彼らの願い出はいずれも審議の過程で却下されてしまい、許可が下りることはなかつた。

こうして嘉永七年の段階では職人たちに対してヒバ材使用の許可が下りず、藩は領内森林に対して厳格な姿勢を貫いていた。しかし、城下の檜物師・曲師たちは翌安政二年（一八五五）から慶應四年（一八六八）に至るまでのおよそ一〇年間にわたって、藩に対して粘り強くヒバ材使用の許可を求めて願い出を繰り返すようになる。

では、彼らがヒバ材の使用にこだわる理由は一体何だったのだろうか。このことについて次に詳しくみていきたい。

3 山方と檜物師たちの対立

スギ材使用への不満 安政二年二月二三日、檜物師・曲師

たちがたびたび難渋の旨を訴えたため、町目付が彼らの現況について調査を実施した。これによれば、檜物師・曲師たちの主張は主に二点挙げられる。

一つ目は、ヒバ材の代わりに使用するように藩から命じられたスギ材に対する不満である。彼らによれば、スギ材で作られた曲げ物は領内では注文する者もおらず、その理由は、スギで作られたワッパは夏場に使用すると「飯あめ損し」てしまい、傷みが早いためであった。また、スギで作られた柄杓についても重いため使い勝手が悪く、領内では望む者がいないと述べている。

さらに、檜物師・曲師たちばかりではなく、箸搔たちからもヒバ材使用の願いが出された。彼らはスギ材の箸や串は折れやすく、店へ持参しても買ってもらえないということや、職人たちがスギ材の加工に慣れていないこともあって、製作中に折れてしまうことが多いと主張した。

津軽地方では、食物が腐ることを「あめる」という。従つて、「飯あめ損し」とは飯が腐ってしまうことの意味だと思われる。また、先述したように、ヒバは湿気や水に強い性質

を持っている。これらを踏まえると、弘前城下の檜物師たちはスギのワッパはヒバと比較すると夏場の湿気に弱く、その影響により飯が腐るのも早いため、領内では需要がないことを主張しているのだと考えられる。

そして、ヒバは切削、口クロとも加工がしやすいが、スギと比べると硬い性質を持っている。箸搔たちがスギ材では加工しづらいと述べているのは、このようなヒバの性質と、長年箸や串をヒバで製作し続けてきたことによるものだろう。

以上の点から、加工・製作の面から見ても、用途の面から見ても、曲げ物や箸・串に最も適している材木は弘前藩領内ではヒバだったと言える。加えて、スギで作られた曲げ物や箸を注文、購入する者がいないとしている点からは、藩領内においてヒバの曲げ物や箸などに一定の需要があったこともまたうかがえる。

大館の檜物師・曲師たちの脅威 檜物師・曲師たちが訴えていることの二つ目は、秋田藩領大館(おだてはんりょう おおだて)（現秋田県大館市）の檜物師・曲師たちが領内へ進出していることに対する懸念である。弘前の檜物師たちによれば、元来大館には多くの檜物師・曲師があり、彼らはもともと久保田城下（現秋田県秋田市）へ出向いて曲げ物を販売していた。しかし、大館の曲げ物生産が次第に盛んになり、久保田における流通量が増加すると、久保田に居住する檜物師たちから自分たちが困窮して

しまうと訴えられてしまつたという。その結果、同地での販売を藩から禁じられてしまい、大館の檜物師たちは弘前藩領へ入り込むようになつたという。また、彼らは藩領内で大館の檜物師たちを手引きしている者がいることや、大館の檜物師たちが使用するヒバ材が弘前・秋田藩の境界で伐り出され、大館へと持ち込まれていることも併せて伝えている。

秋田藩領における産物を相撲の力士に見立てて作成された幕末期の番付表によれば、大館を代表する名産物として曲げ物が挙げられている。このことからも、幕末期には同地の曲げ物生産が盛んになつていたことが明らかである。そのため、大館の檜物師たちは生産に必要となる材木、および新たな販路を求めて次第に弘前藩領内へと入り込んでいたと考えられる。

弘前城下の檜物師・曲師たちはこれらを踏まえ、大館の曲げ物が領内で流通していることによつて自分たちがさらに困窮している旨を訴えるとともに、このままでは今まで以上に大館へヒバ材が持ち込まれてしまい、いずれは「御国損」にもなつてしまふと藩に対して警告したのであった。

檜物師たちのこれら訴えは、町方の役人たちを通して山方にも届き、安政二年三月から山方の役人たちによつて、大館の檜物師たちを手引きしたとされる者たちに対する詳細な調査が行われた。しかし、藩の取り調べを受けた者たちの回

答はいずれも曖昧なものばかりで、檜物師たちの訴えを裏付けるようなものはなかつた。その結果、このとき出された彼らの訴えも、結局は審議の過程で取り下げられてしまう形となつた。

それでもなお、弘前城下の檜物師・曲師たちは諦めることなくヒバ材使用の願い出を繰り返した。同年六月には、彼らを支配している町奉行の方からも、檜物師たちからの願い出をいづれは許可してほしいという申し添えが山方に對してなされている。

しかし、藩の山方は彼らから願い出が出されるたびに、それを取り下げ続けた。山方が彼らの願い出を取り下げ続けたのはなぜだつたのだろうか。

「山配」への配慮 その理由については、主に二点挙げられる。一点目は、藩の用材を伐り出すにあたつての山の差配（「山配」）が行き届かないほど、領内のヒバが枯渇している状況である。安政二年四月に山奉行から出された通達によれば、近年領内のヒバは伐り尽くされており、征木舞（弘前藩では屋根の葺板、およびそれを押さえるために用いられる小材を指す）を伐り出すにあたつての「山配」ですら難しい状態にあつた。

さらに、先述した通り、檜物師たちはヒバ材のなかでも良材を用いると山方には認識されていたため、このような状況

下ではなおさらヒバ材の伐り出しを許可することはできなかった。

「諸木取続」の志向 そして、山方が主張するなかでもう一つ重要な点は、「諸木取続」への志向である。文久二年（一八六二）の檜物師・曲師たちの願い出に対する山方吟味役・締役の意見によれば、領内でヒバが枯渇している現状にあっては、「速も諸木取続申さず、御締合相立ち難く存じ奉り候」とある。

弘前藩では有用な森林資源の持続的な利用を「諸木取続」と表現しており、天保飢饉以後、山方はその実現を図ろうとさまざまな対策をとるようになった。しかし、現状ではヒバの小材生産を行うにあたっての「山配」ですら難しい状況にあるため、森林の取り締まりをより強化し、ヒバ材の使用も極力抑えさせなければならない状況にあつたのである。

このように、当時山方の役人たちはヒバをはじめとする有用な森林資源が持続的に利用できるよう常に目を配つており、そのため伐り出しを実施する森林の差配などの計画を立てていたのであつた。

しかし弘前城下の檜物師・曲師たちの願い出は続けられ、彼らは慶応四年一月にせめて飯ワッパ・水嚢・柄杓・搔器の四品だけにはヒバ材の使用を許してほしいと願い出た。これに対し、藩は同年二月に飯ワッパ・柄杓の二品にのみヒバ材

の使用を許可することの一応の決着がついた。

以上、ここまでヒバをめぐる弘前藩の山方役人と職人たちの対立をみてきた。これらからは、ヒバが藩にとつて貴重な資源だつただけではなく、領民たちの生活にとつても欠かせない存在だったことがわかる。

ヒバをめぐる人びとの歴史は、今なお北奥羽地方を代表する樹種としてヒバが根づいていることを考えるうえで、重要な示唆を私たちに与えてくれるのである。

【参考文献】青森営林局編『青森のヒバ』（青森営林局、一九六三年）、農林省編『日本林制史資料』弘前藩（臨川書店、一九七一年）、渡辺喜作『林野所有権の形成過程の研究』資料四 津軽藩林政史（私家版、一九八二年）、成田敏「青森県下北地方の曲げ物細工」（『民具研究』一三〇号、二〇〇四年）、黒瀧秀久『弘前藩における山林制度と木材流通構造』（北方新社、二〇〇五年）、長谷川成一「近世後期の白神山地」（『白神研究』三号、二〇〇六年）、脇野博『日本林業技術史の研究』（清文堂、二〇〇六年）、同「北方の森林資源と林業」（河西英通ほか編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』三巻、清文堂、二〇〇八年）、西川栄明『種類・特徴から材質・用途までわかる樹木と木材の図鑑』（創元社、二〇一六年）

（菅場真仁）

二 秋田藩領阿仁銅山をめぐる森林利用

1 阿仁銅山を支えた森林

鉱山と森林の関係 戦国時代から江戸時代にかけての日本列島では、鉱山の開発が盛んに進められた。

特に一六世紀前半～一七世紀前半は、佐渡相川金銀山・石見大森銀山・但馬生野銀山をはじめとして、各地で金銀山の開発が相次いだ時期である。この時期には、商機をつかもうとする商人や「金堀」と呼ばれる鉱夫たちが鉱山から鉱山へと渡り歩き、まさにゴールドラッシュ・シルバーラッシュというべき様相を呈していた。とりわけ石見産の銀は品質が高く、同地を支配下に置いた戦国大名毛利氏の重要な財源となつたほか、海外にも盛んに輸出されて、アジアを中心とする貿易活動を活性化させた。

一七世紀後半になると、金銀の産出こそ低調になつたが、今度は銅山が積極的に開発されるようになつた。生産された銅は一時的に長崎へ集められたあと、中国・オランダの船を通じてアジア・ヨーロッパの各地へと運ばれ、貨幣の材料などに利用された。

一方で、こうした鉱山開発の展開には、地域的なかたよりがあつたことも見逃せない。図III-2-1をみると、出羽の

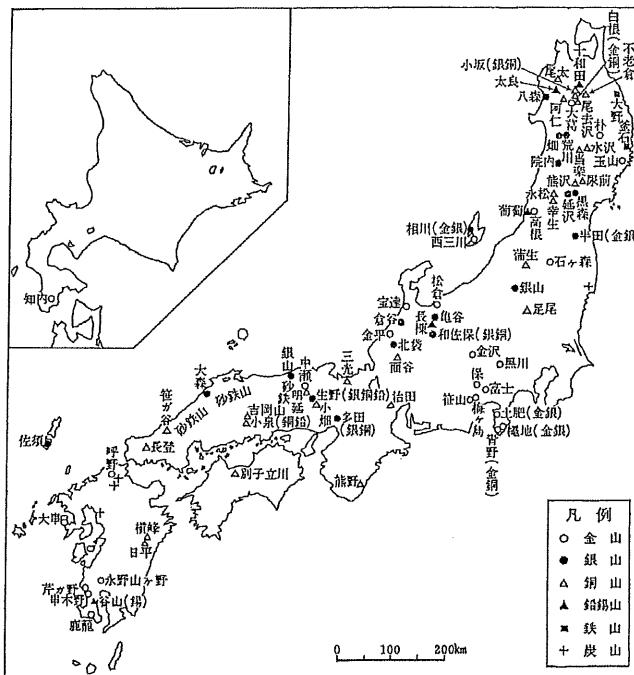
大葛金山・延沢銀山・院内銀山・阿仁銅山、陸奥の半田金銀山・尾太銅山・尾去沢銅山など、当時の重要鉱山が東北地方に集中して分布している様子がうかがえる。このように、比較的大規模な鉱山が相次いで開発された東北地方は、日本における鉱山開発の歴史の主要な舞台であったといえる。

ところで、江戸時代までの鉱山開発では、大量の木材や薪炭が消費された。木材は掘り進めた坑道を支える柱（坑木）などに使用され、薪炭は採掘した鉱石を製鍊し、純度の高い金属を取り出すのに不可欠であった。鉱山というと、ややもすれば地下の鉱物ばかりに目が行きがちであるが、戦国時代～江戸時代における金銀銅山の盛んな開発は、地上の豊富な森林に支えられていたのである。

ここでは、こうした鉱山向けの木材・薪炭生産を、東北地方における森林利用の大きな特徴ととらえ、その具体的な様相を秋田藩領の阿仁銅山を事例に紹介したい。

阿仁銅山の発展と木材・薪炭 阿仁銅山は秋田藩領の北部に位置し、伊予別子銅山や陸奥尾去沢銅山とともに、江戸時代屈指の出銅量を誇った銅山として知られている。この阿仁銅山は、寛文一〇年（一六七〇）に採掘がはじまる急速に生産量を伸ばし、宝永五年（一七〇八）には三六〇万斤（約二二〇〇トン）を産銅する最盛期を迎えた。

こうした阿仁銅山の開発は、周囲に広がる森林の伐採と常



図III-2-1 16~19世紀中期の重要な鉱山分布図

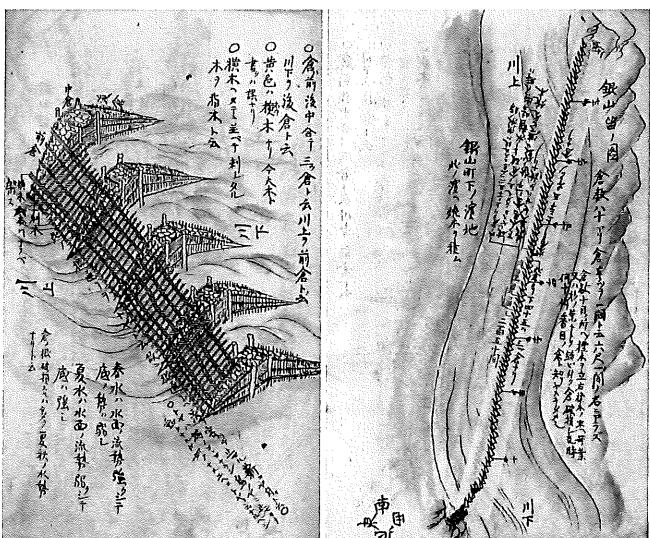
小葉田淳『日本鉱山史の研究』(岩波書店、1968年)、4頁より。

にセットで進められた。

まず材木は、スギをはじめとする針葉樹から生産した。阿仁銅山では、坑木などに使われる丸太のほか、鉱夫たちの住居や製錬施設の建材に用いられる角材・板材など、長さも太さも異なる多種多様な材木が必要とされた(「銅山之木山方御用記」五、国立公文書館所蔵)。斧でこれらの材木に加工したあとは、雪ぞりや川の水流を利用して阿仁銅山まで運送した。

一方製錬用の薪は、ブナやナラなどの落葉広葉樹から生産した。同じ落葉広葉樹でも、サワグルミやホオノキは薪に不向きであったため、基本的には使用しなかった。伐採は斧を使い、長さ二尺〜二尺三寸(約六〇〜七〇センチメートル)、太さ四寸〜五寸(約一二〜一五センチメートル)ほどに伐り揃えてから、雪ぞりや川の水流を利用して阿仁銅山まで運送した。ちなみに川に投入した薪は、下流にもうけた「川留」と呼ばれる装置で回収した。この川留は、図III-2-2のように川をななめに横断するよう設置した木製の柵で、水は通過できても、薪は通過できないつくりになっていた。

また、炭の生産にはナラなどを用いた。斧で適当な長さに伐採したら、山中に築いた炭窯で炭に焼いた。焼き終わった炭は、背中にかついだり、牛に附けたりして阿仁銅山まで運び込んだ。こうした製錬用の炭の需要はとりわけ大きく、重



図III-2-2 川留の模式図

「銅山之木山方御用記」四（国立公文書館所蔵）より。
左は拡大図、右は鳥瞰図。

ず採掘した銅鉱石（硫化銅）を薪で焼き、銅と不純物である硫黄を分離する。その際、銅は化学反応によつて酸化銅という物質に変化する。この酸化銅に炭を加えてさらに燃やせば、酸化銅に含まれる酸素が炭に含まれる炭素と結び付いて二酸化炭素に変化し、最後に純度の高い銅を取り出すことができる。もちろん江戸時代のことであるから、阿仁銅山で働く人びとが右のような化学反応の仕組みを理解していたわけではない。しかし、この時代には長年にわたる試行錯誤によって、薪炭を利用した銅の製錬方法が確立していたのである。

2 森林の減少とその対策

さにして銅の約五倍の分量が必要であった。最盛期の産銅量は約二二〇〇トンなので、このときに消費された炭は単純計算で一万トン以上におよぶ。そのうえ炭は崩れやすく、運送しているうちに一、二割は粉になってしまったので、これを見込んで必要な量よりも多めに製炭しなければならなかつた。

銅山掛山と番山繰 阿仁銅山の發展には森林が不可欠で
あつたが、産銅の最盛期をやや過ぎた享保一〇年（一七二五）
には、すでにその減少が問題となつていた。阿仁銅山近郊の
森林は早くも「伐り尽くし」の様相を呈し、「道法り三里、
五（里又）六里計ばかりの所、山坂を打ち越え運び申す儀に御座候」
（「銅山木山方旧記」乾、国立公文書館所蔵）となるように、
当時は三里も六里（約一二〇二四キロメートル）ほど離れた
場所で材木や薪炭を生産していたという。この時期の秋田藩
は、森林を持続的に利用しようという発想にいまだとぼしく、

阿仁銅山の周辺では需要に任せた無計画な伐採が繰り返されていたのである。

こうした状況を問題視した藩が、重い腰をあげて「伐り尽くし」への対策に乗り出したのは元文五年（一七四〇）のことである。藩はまず阿仁銅山周辺の森林を「銅山掛山」という直轄林に指定し、これを保護・育成することで、阿仁銅山向けの木材・薪炭を確保しようとした。この銅山掛山は、用途に応じて材木生産用の材木山、薪生産用の焼木山、炭生産用の炭木山の三つに区分され、それぞれ管理・利用されていた。

さらに宝暦一二年（一七六二）になると、藩は限られた森林を持続的に利用していくため、銅山掛山で「番山縄」を立案した。番山縄とは、端的にいうと長期的な伐採計画のことだ、たとえば森林が回復するまでの年数を三〇年と見積もった場合、その森林を三〇か所に分けて毎年均等に利用していくれば、三〇年後には最初に伐採した場所で森林が回復し、再び利用できるようになる。これを繰り返して、森林の利用と回復のバランスを保とうとしたのが番山縄である。

こうした銅山掛山における番山縄の立案は、阿仁銅山へ材木・薪炭を安定供給するための画期的な施策であり、その後も森林の状況や産銅量の推移に応じて、臨機応変に計画が修正された。特に天保期（一八三〇～四四）に修正された炭木

山の番山縄は、なんらかの理由で計画通りの製炭ができない場合を考慮し、予備の森林を用意しておく実践的なものであった。さらにこの番山縄は、製炭に不向きな針葉樹を伐採して取り除くなど、炭焼きに適した森林の育成とあわせて実施された。

のこぎりの導入 天保期には、薪を伐採するための新しい道具として「台切」の導入も検討されている。この台切は一人用ののこぎりで、柄をかぶせるコミという部分が歯の方に湾曲している（図III-2-3参照）。一般的に台切といえば、左右両方に柄を取り付け、二人で向かいあつて歯を往復させ、丸太を適当な長さに伐り分けるためののこぎりを指すので、両者を混同しないよう注意が必要である。

ところで、阿仁銅山向けの薪生産には、それまで斧が用いられていた。そのうえ阿仁銅山向けの薪は太く、直径が一五センチメートルほどもあったため、伐採の際には木屑が大量に飛び散り、その分が無駄になってしまった。これに対し、台切を用いた場合には木屑は歯の厚みほどの分しか出ず、断面は平らになる。つまり台切を用いて木屑という浪費を省けば、一本の樹木からより多くの薪を生産でき、番山縄の計画にも余裕が生じることになる。

そこで藩は、秋田藩領を訪れていた仙台藩領の台切職人でも森林の状況や産銅量の推移に応じて、臨機応変に計画が修正された。特に天保期（一八三〇～四四）に修正された炭木

存せず、領内で台切を自給できるよう模索していたのである。このように藩は番山繰の立案や台切の導入によつて、銅山掛山の持続的な利用に努めていた。それが奏功して、銅山掛山の森林は幕末まで枯渇することなく、阿仁銅山は長期にわたり産銅を継続できた。



図III-2-3 台切の模式図

「銅山之木山方御用記」七（国立公文書館所蔵）より。
歯の一部とコミが描かれている。

山向けの薪を生産することにした。この結果、天保一四年には阿仁銅山向けの薪の多くが台切で生産されるようになつた。

ちなみに東作が納品した台切は、約八年間で九四二挺（きよ）にのぼつた。もっとも藩は、角館町（現秋田県仙北市）など、鍛冶屋（かじや）に命じて台切を試作させている。この試作品の出来映えは明らかでないが、藩は東作からの買い上げばかりに依

生産の仕組み ここでは江戸時代の後期に焦点を絞り、阿仁銅山向けの材木・薪炭がどのように生産されたのか、その仕組みを説明しよう。この材木・薪炭生産には、請け負いと藩直営の両方があつた。

まず材木の生産については、直営よりも請け負いの占める割合の方が大きかつたとみられる。たとえば弘化元年（一八四四）には、水無村（現秋田県北秋田市、以下同じ）の喜太郎、根森田村の太郎兵衛、様田村の六郎兵衛、前田村の正吉などが材木の生産を請け負っている。

また、薪の生産も請け負いによるもののが多かつた。文化一年（一八一四）の時点で請け負い人として確認できるのは、打当村（現北秋田市、以下同じ）の金兵衛・長兵衛、比立内村の三左衛門・長四郎・長之助、長畑村の重松、幸屋渡村の久治、鳥越村の喜助・丑松、中村の喜太郎、戸鳥内村の作

3 材木・薪炭生産の担い手

右衛門、それと村名不明の清之一二人である。彼らは伐採から納入までを滞りなく済ませるために、「焼木請負仲間」という組合を結成し、互いに連携しながら薪の生産を請け負った。特に川の水流を利用して薪を運ぶ際には「沈木」と

いって薪が沈没するケースがしばしばあったが、この沈木が大量に生じた場合には、「沈木過半に出候ても一人に相掛け申さず候、其の組合一統の分に仕るべく存じ奉り候」（「銅山木山方以來覚」二、国立公文書館所蔵）とあるように、その損失を仲間全員で分担する決まりであった。

このように阿仁銅山向けの材木と薪は、阿仁銅山周辺に暮らす村人たちの請け負いによつて生産されていた。なお彼らに雇われて、実際に材木や薪の伐り出しに従事した人びとは「山子」と呼ばれた。

一方、炭の生産はもっぱら藩の直営で行われ、これを「直釜」と称した。この直釜の炭焼きに従事した人びとは「釜子」といい、彼らは秋田郡の北東部と山本郡の村々から集められた。弘化元年には総勢二五〇人の釜子が雇用され、合計四〇万貫目余り（約一五〇〇トン）の炭が焼かれている。こうした直釜は、阿仁銅山の周辺に置かれた複数の炭役所が統轄した。この炭役所は、米や味噌、斧などを釜子たちに供給し、反対に彼らが焼いた炭を集荷する機能をもつ直釜の拠点であった。

材木と薪の生産が主に請け負いであつたのに對し、炭の生産がもっぱら藩の直営であったのは、これらのなかでも炭の需要がとりわけ大きく、その生産の可否が阿仁銅山の經營を左右したためである。

炭を焼いた釜子たち 炭役所を中心とする阿仁銅山向けの炭生産について、もう少し詳しくみていく。

炭焼きは、例年五月上旬ころからはじまった。これに先立ち、前年の一二月下旬には、藩の役人たちが「釜頭」とともに村々をまわり、釜子希望者を募集した。この釜頭は炭焼きの熟練者で、釜子に指示を出しながら製炭をスムーズに進める役割になつていたと考えられる。釜子の雇用が決まるど、彼らには一定の額の前金が渡された。

五月上旬ころには、釜子たちが製炭予定の森林へ集合し、炭窯を築いて炭焼きを開始した。製炭に利用する森林は、先述したように、番山縁によつて事前に定められていた。炭焼きの間、釜子たちは山中で暮らしたが、七月一〇日ころから二〇日ころまでの盆休みには、一時的に自分の村に帰ることが許された。帰村の際、釜子には賃金の半分が支払われた。盆休みが明けると炭焼きが再開され、例年九月中旬ころまでには、製炭を終了することになつていた。

このように釜子たちは、農作業で忙しいはずの時期に山中で炭を焼いているため、農業で生計を立てていたとは考えに

くい。こうした釜子たちにとつて、阿仁銅山向けの炭生産は重要な稼ぎ口であった。炭焼きに必要な食糧や道具を藩側で準備・供給する直釜という仕組みは、阿仁銅山の経営だけでなく、周辺地域の暮らしをも支えていたのである。

炭を運んだ牛士たち 釜子によつて焼かれた炭は、いったん炭役所に納入されたあと、牛を操る牛士などによつて阿仁銅山まで運ばれた。ただし、江戸時代の後期には領内で充分な数の牛士を調達できず、盛岡藩領から多くの牛士（南部牛士）を雇い入れている。たとえば、弘化元年に秋田藩が調達した南部牛士は、合計で三〇人であった。南部牛士は一人で牛八頭を操つたため、牛の数は二四〇頭にのぼる。

こうした南部牛士の調達は、葛巻村（現岩手県岩手郡葛巻町）の丹野屋庄兵衛と、姉帶村（現岩手県一戸市）の駒木治右衛門の二人によつて請け負われた。このうち治右衛門は、弘化元年から阿仁銅山山麓にある銀山畠町（現北秋田市）の牛士徳松に、役人への取り次ぎを依頼することにより、秋田藩から南部牛士の調達を請け負うことにつき成功している（「銅山之木山方御用記」二、国立公文書館所蔵）。治右衛門の目には、阿仁銅山向けの炭の運送が、稼ぎとして魅力的に映つたのであろう。

以上のように、阿仁銅山向けの材木・薪炭生産には多くの

山子・釜子・牛士らが関わつており、こうした周辺地域との結び付きなくして、阿仁銅山の経営は成り立たなかつたのである。

【参考文献】小葉田淳『日本鉱山史の研究』（岩波書店、一九六八年）、吉川金次『鋸』（法政大学出版局、一九七六年）、植田晃一「江戸時代の金・銀・銅製鍊技術」（『日本鉱業史研究』三〇号、一九九五年）、渡邊晶『日本建築技術史の研究』（中央公論美術出版、二〇〇四年）、芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山における御用炭生産」（徳川林政史研究所『研究紀要』四五号、二〇一一年）、同「近世阿仁銅山炭木山の森林經營計画」（『林業経済』七五六号、二〇一一年）、同「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産」（河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像』、岩田書院、二〇一三年）、長谷川成一『北の世界遺産 白神山地の歴史学的研究』（清文堂、二〇一四年）、荻慎一郎「鉱業」（『岩波講座日本歴史』一三巻、岩波書店、二〇一五年）、本多博之『天下統一とシルバーラッシュ』（吉川弘文館、二〇一五年）、渡部圭一・芳賀和樹・加藤衛拡「明治中期阿仁鉱山をめぐる山麓村の林産物請負生産」（『筑波大学農林社会経済研究』三三号、二〇一七年）

（芳賀和樹）

IV

大
都
市
江
戸
の
燃
料
と
森
林

一 江戸城御用炭請負山村と村人の意識

1 江戸城御用炭の上納

炭と近世社会 昭和三〇年代のいわゆる燃料革命が起ころまで、日本の主要なエネルギー源は薪や炭であった。人々は森林で木を伐採し、炊事や暖房などに使用したり、工鉱業などの産業に用いたりしてきた。

特に日本の炭は人びとの日常的な生活を支えるばかりではなく、茶道など文化的な面においても多く利用されることで独自の発展を遂げ、世界的にも高品質なものとして位置づけられるようになる。

江戸時代には、將軍の居城である江戸城内でも炭は大量に使われた。そのため、江戸近郊では江戸城内に供給する炭を生産した村があり、「江戸城御用炭請負村」と呼称された。本稿では、「江戸城御用炭請負村」の例として、武藏国秩父郡大野村（現埼玉県比企郡ときがわ町）を取り上げる。

大野村周辺で生産される炭は、「大河原炭」と呼ばれ、代々 江戸城へと上納されてきた。その呼称は、腰越村（現比企郡小川町）宇河原に古城があり、その近辺を以前は大河原と呼んでいた由来があるという。以下、ここでは年代を追いかながら大野村での御用炭上納の実態を確認し、続いて炭の生産・

運搬について紹介する。さらに、これらを踏まえたうえで、江戸城の御用炭上納をめぐる村人たちの意識を探っていくたい。

御用炭上納の起源

まず、大野村における御用炭上納の起源についてみてみよう。天正二年（一五七四）の北条氏邦印判状によると、大野村に隣接する定峰谷の炭焼き人二六名に対して、一人につき年五俵ずつ「おこし炭」「鍛冶炭」を炭奉行人へ上納するよう命じられている。大野村周辺で炭の上納を行っていたことがわかる文書はこれが最初であり、北条氏に対する炭の上納が、当該地域における御用炭生産の起源であつたことをうかがわせる。

その後、徳川家康が関東へ入国して以来、大野村・柄平村（現比企郡ときがわ町）・白石村・皆谷村・坂本村・御堂村（現埼玉県秩父郡東秩父村）の六か村が御用炭を上納してきただという文書があるが、これは後年に作成された文書であり、史料上明確なものとは言い難い。

江戸幕府へ御用炭を上納したことがわかる現存最古の文書は、寛永一四年（一六三七）のものである。それによると、大野村では、寛永一〇年から同一二年まで三年間の炭代として金二両を代官から受け取り、百姓たちの間でそれらを分配していたという。ここからは、大野村の百姓たちが何らかのかたちで幕府の御用炭生産を請け負っていたことが明らか

である。

しかし、寛文期（一六六一～七三）になると、大野村の原木となるカシワが伐り尽くされてしまい、近村の上古寺村（現比企郡小川町）で炭を焼くようになっていたという（図IV-1-1 傍線部参照）。その結果、寛文八年頃には大野村の御用炭生産が中断してしまった。

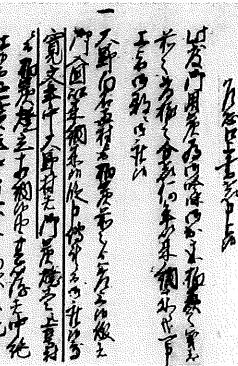
御用炭上納村への指定 こうした状況のなか、翌年に代官近山与左衛門が御炭奉行に就任すると、カシワの植林が大野村をはじめとする村々に対して命じられた。植林

の対象地は、百姓の持畠や屋敷地にまでおよび、代

官は百姓に対して植林を誓約する起請文を提出するよう求めた。その効果もあつたためか、御用炭

の生産は、延宝元年（一六七三）から大野村・柄平村・白石村・皆谷村・坂本村・御堂村・上古

寺村・腰越村・平村（現比企郡ときがわ町）の九か村に再び命じられ、毎年七〇俵から一五〇俵ほどが上納されるようになった。



図IV-1-1 森田家文書「乍恐口上書ヲ以申上候(御用炭由緒二付)」

埼玉県立文書館所蔵のものを加工引用。

一方、幕府代官近山五左衛門は、翌五年に御用炭を生産する山（御炭山）を吟味して、その面積を大野村・柄平村・白石村・皆谷村・坂本村・御堂村・腰越村・平村の八か村に書き上げさせている。この結果、同年大野村の御炭山は、「大河原柏炭御用御林」として指定されることになった。

その後、九か村のうち、大野村・白石村の二か村を除く七か村が私領（旗本領）となり、御用炭の上納は、大野・白石二か村で引き続き担うことになる。当初、二か村の上納俵数は一二〇俵（大野村七〇俵・白石村五〇俵）であったが、次第に増加して一七〇俵にまでなった。

御用炭上納の中斷 しかし、宝永期（一七〇四～一一）になると、炭の品質が問題となつた。宝永二年には、大野村から上納した炭五八俵の焼き加減が悪いと幕府から指摘があ

り、再上納を求められる一件が発生した。幕府はこのとき、今後は炭の量が減つても構ないので、しつかり焼くことを指示している。これに対して、大野村からは請書が提出された。

この一件との関係は不明であるが、宝永期には、幕府から上質な炭（上炭）を上納するようたびたび要求されている。上炭を生産するには、より多くのカシワの原木と良質な木の選定が必要であり、炭を焼いた後も焼き損じや型崩れなどを除く必要があつた。遠方から原木を大量に運搬することは困難なため、大野村では自然と炭釜近辺で原木を調達することになつた。

その一方で、幕府は大野村・白石村の二か村が上納する上炭の数を増やすよう命じ続け、その結果、宝永六年にはカシワの原木が枯渇してしまい、寛文期以来大野村の御用炭上納は再び中断されてしまう事態となつた。

御用炭上納の再開 こうした状況に変化が訪れたのは、享保元年（一七一六）のことであった。このとき、大野村の御炭山一四か所が改めて御林（幕府が直接支配する森林）に指定されたのである。

幕府がこのとき大野村の御炭山を御林に指定した目的は、毎年江戸城に上納する炭を安定的に確保するためであつた。これを受け、大野村では御用炭の生産にあたつては常に雑木

を切り払い、原木のカシワがよく生育するよう管理することを約束し、御用炭の上納再開を受けることとなつた。

その結果、大野村・白石村の二か村で一五〇俵を幕府へ上納することができた。この享保元年の再開以後、大野村における御用炭上納は七〇余年間にわたつて継続することになった。元文三年（一七三八）の由緒書には、享保元年の再開が八代将軍徳川吉宗の就任代初めの「吉礼（めでたい出来事）」であつたと記されている。

御用炭の上納再開以降、上納俵数は次第に増加していく。享保元年暮れには、代官堀内六郎兵衛の命令により一〇〇俵（大野村六〇俵・白石村四〇俵）が上納され、翌享保二年には三五〇俵（大野村二一〇俵・白石村一四〇俵）に上納数が増加している。

御用炭の上納数増加にしたがい、大野村では次第に幕府からの拝借金を願い出るようになった。例えば享保一年には、村で運用してカシワの成育費用などに利用したいので、金一七五両を借りたいと願い出ている。また、延享二年（一七四五）には村の困窮を理由に拝借金を願い出た。

いずれも、幕府から金を借用できたのかは判然としないが、御用炭生産を請け負う村であることを背景に、村の者たちは幕府に対して金銭や生業の保障などを積極的に要求するようになつたのである。

さらに、寛延二年（一七四九）にはカシワが枯渴したため、それ以外の雜木による炭焼きを年寄恒右衛門が三か年三〇両で請け負うこととなつた。

御用炭上納の終焉 幕府は、寛政元年（一七八九）二月に大野・白石両村へ三六〇〇俵の炭を上納するよう命じた。これは、江戸市中へ供給する炭を増産することによって、価格の引き下げを狙つたものと思われる。

大野村では御用炭の原木が入手困難になつたことを理由に一度は上納を拒否するが、同年九月に名主常右衛門がクリ・マツ以外の雜木を使って三か年で一万五〇〇〇俵の炭を上納したいと願い出た。当時、大野村の御炭山は荒廃しており、カシワの成育状況が悪かつたため、常右衛門は炭の上納を維持すると同時に、余分な雜木を伐採することによってカシワの成育を促進させようとしていたと考えられる。

しかし、幕府は翌二年から大野村の御用炭の上納を免除とする方針を採り始めた。その背景には、老中松平定信による寛政改革の儉約令や、伊豆天城御林炭の生産が考えられる。以後、大野村では江戸城御用炭が上納されることはなく、寛政八年に御用炭上納の願い出が大野村からあつたものの、それが許可されることはないなかつた。

その後、幕府は江戸市中の炭確保のため、文化二年（一八〇五）に御林での炭の生産を拡大させるようになる。江戸市

中に供給する炭は、これまで伊豆天城御林を中心に生産されてきていたが、それ以外の関東の御林でも炭を生産して、幕府へ納入するよう命じたのであつた。

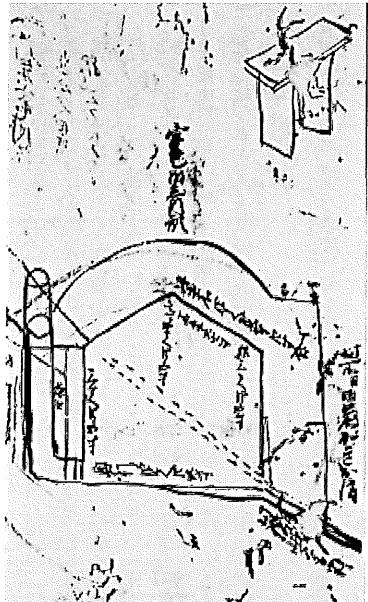
大野村でも、文化二年から文政一〇年（一八二七）にかけて炭が納入されたが、これは江戸城へ上納してきた御用炭とは異なり、江戸市中などに向けたものであった。大野村で生産された炭は、一九世紀に入る頃にはその性格を変えたのである。

2 炭の生産・運搬

炭焼き人の選定と原木の伐採 ここでは、大野村での炭の生産・運搬について順を追つてみていきたい。

まず、五・六月に江戸城内で使われる食材や燃料などを集荷管理する御春屋（江戸城平川口）から代官を通じて、御用炭の上納が命じられる。これに対して、御用炭生産を請け負う村は証文を作成し、代官へと提出する。村内では、七・八月に惣百姓から生産方法の承認を得て、炭焼き人を選定のうえ幕府との契約が結ばれる。

炭焼き人の選定方法は判然としないが、延宝元年に上納が再開されて以降は、村のなかで形成された組を単位として生産が行われたと考えられる。例えば、延宝六年には、大野村



図IV-1-2 森田家文書に描かれた炭釜の図

「御用大河原炭一件(訴願留)」
(埼玉県立文書館所蔵)より。

の五組が一〇俵ずつ、七組が八俵ずつをそれぞれ割り当てられており、天和元年（一六八一）には二〇俵ずつが各組均等に割り当てられている。

続いて、原本木の伐採に入していく。当初は百姓個人が所有していた山から原本木を伐採したが、延宝期の再開からは、大野村・平村・白石村の三か村にある御炭山から伐り出すようになつた（平村は、元禄一五年〔一七〇二〕から旗本領となり除外）。大野村では、伐採する木の選定が済んだら、名主・組頭が確認のうえで百姓全員が立ち合い、代官手代の見分を受けた伐採された。伐採には、人足が多く必要とされ、記録に残っているものをみると、享保四年（一七一九）には、一〇〇俵分の原本木を伐採するのに四〇〇人が動員され、一人につき日雇い賃銭五〇文が支払われている。

原木の伐採とともに、炭釜が作られる（図IV-1-2参照）。釜の規模は、内法で高さ五尺四寸五寸（約一六四×一六七センチ）、横三尺六寸八寸（約一〇九×一一五センチ）、奥行四尺四寸五寸（約一三三×一三六センチ）で、立地は風向きがよく、地形が少し傾いた場所が選ばれた。斜面の谷側に入り口を設定して、釜の下半分は地面を掘り下げて埋もれるようを作る。一つの釜を作るには一〇〇人ほどの人足が動員された。釜の製作に使用する土は、良質の土を他から取ってきて塗り固めるという。

炭焼き作業 それから、八月中旬から翌年正月にかけて、炭を焼く作業が行われる。原本木は、太さが一尺一寸二尺三寸（約三三×六九センチ）まで、長さが三尺五寸五尺（約一〇五×約一五〇センチ）のものが選ばれた。大きさにより二つ、四つ、六つなどに割り、中の赤い芯を削って角を取つて、一つの釜に一三〇×一四〇本を縦に入れた。釜での焼き加減を見ながら、釜口を開閉しながら火を消して炭を仕上げる。原本木を入れて焼きはじめてから炭ができるまで二晩かかる。完成した炭は俵に締め、村の郷藏で保管された。

毎年一つの釜で、一一×一二貫目（約四一×四五キログラム）の炭を焼くことができ、上炭の場合は、八×一〇貫目（約三〇×三八キログラム）ほどのものとなつた。

なお、炭焼きにかかる人足は、焼き上がるまでに延べ六六

○人が動員された。

御用炭運搬と上納 その後、一〇月ごろになると「里出し」（村出し）が行われた。御用炭は幕府の指示があり次第、江戸城御春屋へ運搬された。大野村の御用炭は、まず三里（約一二キロメートル）ほど離れた玉川郷（現ときがわ町）まで馬を使って運ばれた。また、白石村の御用炭は、二里半（約八・五キロメートル）ほど離れた安戸村（現東秩父村）まで同じく馬を使って運ばれた。享保二年の記録によれば、運搬を指揮・監督する宰領たち三人のもと、人足一〇〇人が動員され、一人一俵の炭を運んだという。

各村に集められた御用炭は、さらに周辺村々から集められた馬を使つて安戸村→玉川郷→入間川村（現埼玉県狭山市）→所沢村（現埼玉県所沢市）を経由し、江戸城御春屋まで運搬された。これを「付出し」と言つた。

運搬を終えると、御用炭一〇〇俵につき金三両ずつが人馬を提供した村々へと分配された。

大野村では、御用炭の上納に際して名主・組頭二人が江戸へ出向いて上納を確認することになつており、代官は村へ請取証文を発給した。これら上納が終わると、村では御用炭の代金を勘定した。寛永一〇～一二年の三年間で金二両、延宝元年の上納再開にあたつては、一〇〇俵につき金五両が年貢から相殺され、享保期の上納再開では一〇〇俵につき金五両

が下付されている。幕府から下付された金は、村内で均等に分配された。しかし、御用炭の上納だけでは生活が困難となることもあります。大野村では享保三年に代金の増加を願い出たり、拝借金を願い出たりするようになる。

このほか、村の収入としては、粉炭や屑炭がある。粉炭は御用炭の生産過程で砕けた細かい炭で、屑炭は御用炭にできない粗悪な炭であった。屑炭は一〇〇俵につき一六〇貫目（約六〇〇キログラム）くらい出ていたようで、これらの炭は百姓たちが周辺の村々へ販売することによって収入源となつた。大野村では、これら収入を玉川郷までの里出し人足賃金の一部に充てている。

享保期における大野村の炭焼き勘定をみてみると、炭を焼く費用は高額となり、幕府からの下付金や粉炭などの売却金だけでは不足し、村内百姓で出錢して補填していくようである。炭を焼くための原木の枯渴とともに、炭焼き費用からも御用炭の上納が困難になつていった様子をうかがえよう。

3 村人たちの意識

森林の整備と御用炭生産 最後に、御用炭請負をめぐる村人たちの意識について、森林環境と「御救」の面からみていく。

大野村の御炭山では、御用炭を生産するためにカシワが主に伐採してきた。そのため、カシワを伐採した後の御炭山では、利用されない他のさまざまな木々が放置されることになる。そのことにより、猪や鹿などの動物が増加し、それとともになって作物を食い荒らすなどの獣害がもたらされた。また、そのような環境は、炭の生産原木となるカシワの生育を妨げることになった。

このため村人たちは、カシワの悪木やカシワ以外の雑木を伐採して利用したいとたびたび願い出るようになる。正徳四年（一七一四）には、御炭山のカシワのうち、「太木」・「節木」・「いしれ木」などの悪木を使つて商売炭を焼きたいと願い出た。これは、良質なカシワを生育させるための森林整備を目的とするもので、運上金九〇両の上納と三年間の期限付きであることを条件に許可された。

その後、寛延二年には、大野村の御林一四か所で雑木や曲がった木の伐採願いが出された。これに対し、幕府は代永（年貢銭のこと）三一貫文を三年以内に上納することと引きかえに伐採を許した。

さらに、天明五年（一七八五）には雑木七九一五本の伐採を代永二二貫九五一文で願い出た。しかし、理由は判然としないが、これは幕府から許可がおりず、その後も願い出が繰り返されたが、結局受け入れられなかつた。

このように、村人たちはたびたび御炭山の雑木利用を願い出た。これには、雑木を利用した商売という目的だけでなく、獣害による被害の防止と、カシワの生育を保つための環境整備という意味もあつたのである。なお、獣害に対する対策としては、悪木などの伐採・利用だけでなく、猟師たちによる動物の駆除も行われた。

御用炭生産と「御救」

次に、「御救」についてである。江戸時代の村は、領主に対し年貢・諸役を負担する一方で、生活の成り立ちのために「御救」を要求することが認められた。大野村では、御用炭請負村を理由に「御救」を要求していく。

寛延三年には、大雹降りの被害があつたため、村方の見分と食糧の借用についての願書が代官伊奈半左衛門へ出された。この願書で大野村の者たちは、御用炭の納入を継続していくために、これらの要求を叶えてほしいと訴えている。

明和七年（一七七〇）には、旱魃に見舞われ、大野村でも秋作が「旱損」となり、代官伊奈半左衛門へと願書が提出された。この願書によれば、大野村は御用炭の上納を請け負つており、人足が必要であるが、雜穀などの食糧が不足し困窮している。

これらの願い出によって、実際に食糧の借用が行われたか

は明らかではないが、御用炭の請け負いが、諸役免除の根拠だけでなく、食糧確保（生活救済）の根拠ともなっていたことは注目に値しよう。

以上みてきたように、大野村の人びとの間では、江戸城への御用炭の上納を担つてきたという意識が時代とともに培われていった。この意識は、時として村人たちが生活を営んでいくうえでの重要な拠り所になつていていたといえよう。

【参考文献】君塚仁彦「江戸城御用炭役と村」（『関東近世史研究』二五号、一九八九年）、同「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」（徳川林政史研究所『研究紀要』二四号、一九九〇年）、樋口清之『日本木炭史新装版』（講談社学術文庫、一九九三年）、都幾川村史編さん委員会編『都幾川村史』近世編大門地区Ⅱ（都幾川村、一九九六年）、都幾川村史編さん委員会編『都幾川村史』通史編（都幾川村、二〇〇一年）、小川町編『小川町の歴史』通史編 上巻（小川町、二〇〇三年）、栗原健一「近世中期における御用炭請負山村の食糧確保」（徳川林政史研究所『研究紀要』四五号、二〇一一年）、同「近世山村の獵師と村方騒動」（徳川林政史研究所『研究紀要』四六号、二〇一二年）、丹治健蔵『近世関東の水運と商品取引』（岩田書院、二〇一三年）

（栗原健一）

二 房総の牧と「佐倉炭」

1 幕府による牧の植林政策

房総地方の牧と周辺村々 江戸時代、房総地方には小金牧・佐倉牧・嶺岡牧と呼ばれる広大な幕府直営の牧場があり（図IV-12-1参考）、これらはおもに幕府の軍馬を供給するため設けられた。江戸時代の牧は、現在でいう柵で囲まれた牧場とは異なり、田畠の耕作ができないような台地や丘陵を利用し、その多くは山林原野であった。また馬産については、放牧による自然繁殖に任せているため、計画的とは言い難く、牧と周辺村々との境界線も土手や木々などで仕切る程度であったため、野馬の逃亡や村民による牧への侵入などさまざまな問題が生じた。

牧内や周囲に群生する草木は、村においても飼料や肥料として重要な資源であり、秣場（採草地）としての利用も期待されていた。牧と耕作地の境界が曖昧であるがゆえ、村民たちはたびたび牧内に侵入して秣を採取し、さらに苗木の植栽や隠田畠を耕作することさえあつた。

享保期（一七一六～三六）に入り、幕府はこのような状況を解消すべく、牧場周辺の開発可能な山林原野をはじめ、周辺村の牧場境界付近や牧内に苗木を植え付けていた場所の

世は、享保一一年に定められた新田検地条目に基づき、村民たちによって植林されていた箇所を新田（林畠）として検地し、高付けを実施したのである。しかし、開発された新田の多くは無民家で、本村に属する小規模な持添新田であったため、下総台地の多くの村に数石から数十石程度の幕府領が散在することとなつた。

岩本正倫による牧の改革 寛政期（一七八九～一八〇一）になると、牧場の支配体制が老中支配から若年寄支配に変化した。佐倉牧のうち、佐倉藩預かりの内野牧・高野牧・柳沢牧（いずれも佐倉牧のうち）以外は、小納戸頭取の支配下に置かれた。そして、この小納戸頭取のポストに就いた人物が岩本（石見守）正倫であった。

岩本正倫は、安永五年（一七七六）に小姓組に入り、翌年小納戸を務め、天明七年（一七八七）に小納戸頭取格野馬掛に、寛政四年には部屋住でありながら小納戸頭取となつた（家督を継いだのは文化三年（一八〇六）のことであった）。正倫の父正利の娘お富は、天明七年に將軍となる徳川家斉の父一橋治済の側室であった。つまり、彼は家斉の叔父にあたるため、この抜擢がなされたのである。

岩本の業績としては、嶺岡牧で産出した白牛酪（チーズ・バターの類）を滋養強壮・解熱の薬として家斉に献上し、製

造・販売の許可を得たことが広く知られている。しかし、それだけではなく、岩本はそれまでの慣習を改めて新しい仕法を取り入れた。例えば、牧の管理・運営を担う牧士（身分や役割などの詳細は後述する）の給金や野馬購入のための貸付金、牧内の土手普請の費用などを一手に引き受けて収支の取り扱いを一本化し、役人の見廻りなどを取り止めることで経費の削減を行った。

さらに、岩本は牧内における間伐や植林にも着手した。牧内の立木は野馬の寒暑凌ぎとして重要であったが、立ち枯れなどを見分して間伐し、それを御用炭に加工して売却することを立案した。また、これ以上成長が見込めない古木が多く、

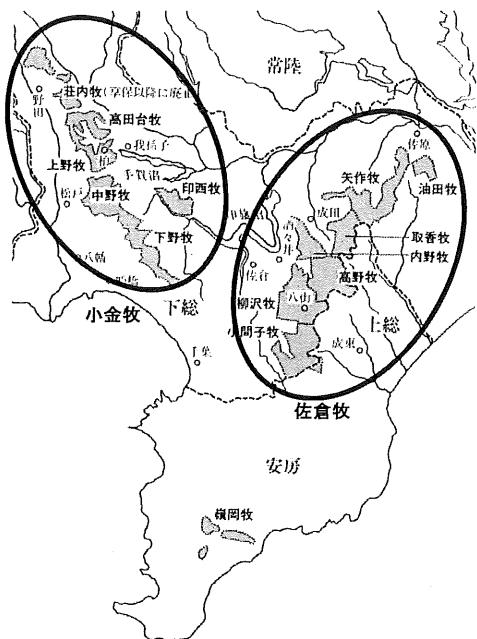
新芽が出ないような場所には新たに苗木を植え付け、野馬の逃亡を防ぐだけでなく百姓の「御救」としても利用できるように試みたのである。

このように、軍馬の供給を目的としていた牧は、植林と間伐を中心とした岩本主導の経済政策により、積極的な経営が推進されるようになつたのである。

とはいっても、牧内の通行道や野馬の水呑場の近くに植林した木々は立ち枯れや野火（一般的に野山の不審火を指す）、野馬喰いなどの被害により、成木（せいぼく）することは難しかつた。そこで幕府はこれらの一部へマツの代わりにクヌギを植えるなど、植林の実効性を高めようとした。

ちなみに、幕府は、クヌギ苗を植え付けていく際に、周辺の村民が植え付けを行つた経験のある場所を採用している。地味により異なる性質を持つ樹木を選択することは、村側から提案され、取り入れられるようになつた。その後、小金牧周辺ではクヌギが引き続き産出され、佐倉牧ではマツが主流になつていく。この結果、牧の縁辺部などでは樹木の成長がみられ、それらを間伐して得た材木が一定の金銭的価値を持つて積極的に取り引きされるようになる。こうした植林・間伐・製炭の動向は、隣接する佐倉藩預かりの牧でも同様に行われていたと推測される。

佐倉牧内で間伐された木々が取り引きされるようになつ



図IV-2-1 江戸時代の牧分布図

久留島浩編『支配をささえる人々』(吉川弘文館、2000年)、137頁の図を加工引用。

たのは、文政期（一八一八～三〇）以降であつたが、その成果が顕著となつたのは、天保期（一八三一～四五）以降になる。払い下げられた木々は、周辺村々による入札いれふたがたびたび行われ、年貢上納の代用として幕府あるいは藩財政の支えとなつていった。このような間伐と払い下げは、幕府が崩壊し、牧が廃止されるまで継続して行われていた。

明治一三年（一八八〇）、参謀本部測量課によつて作成された軍用調査記録である「迅速測図」をもとに、当時の下総台地西部の土地利用をみると、小金牧から佐倉牧にかけて帶状にマツ林が広く分布していたことがわかる。さらに、同じく兵要地誌である『偵察録』によれば、同地六五〇余村のうち、約二割にあたる一五〇村で薪炭を生産していたことが示されている。

このように、寛政期における幕府の植林政策は、下総台地西部の自然環境を変化させ、人々の生業や暮らしに大きな変容をもたらしたのである。

2 牧土川上右仲と佐倉炭

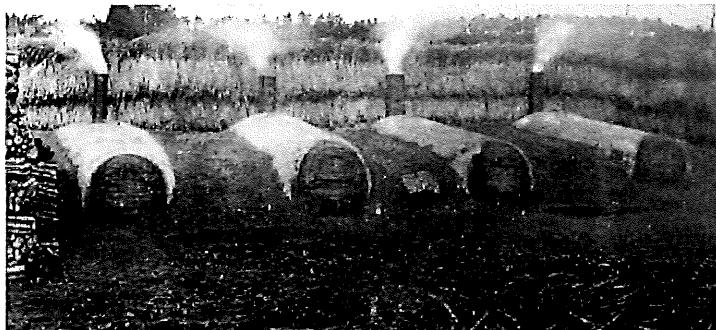
牧士の役割とその変容 牧の現地管理者であつた牧士は、従来、身分こそ一人扶持や二人扶持という極めて低いものであつたが、苗字帶刀みょうじばいとうを許され乗馬や鉄砲の所持を許された

れつきとした武士として紹介してきた。しかし近年では、牧場近辺の有力農民から選ばれ、普段は農業に従事し、支配者に対する年貢や諸役を負担していくことが明らかとなつてゐる。つまり、幕府牧に関する仕事をしているときだけ武士扱いされ、苗字帶刀御免・乗馬認許であつたという評価に変わつてきているのである。

当初は、戦国大名千葉氏以来、野馬捕りの指揮や病馬・弊馬の处置などを監督する「馬方巧者」を牧士として任命していたが、寛政期の牧改正時には、印旛郡富塚村（現千葉県白井市）の名主であり、炭焼き方法に精通した「地方巧者」の川上右仲を小金牧の牧士に任命している。

これには、先述した通り幕府が牧内でのマツの植林に失敗していたことも、関連していると推測される。当初、牧内の野馬の水呑場付近にはマツ苗が植林されたが、立ち枯れや野火による焼失、野馬喰いなどの被害が見受けられ、クヌギへの樹種変更を余儀なくされた。しかしながら、佐倉牧周辺村々にはクヌギ苗を所持している者が少なかつたため、小金牧付近の村から調達しなければならなかつた。すでに小金牧周辺では、樹種植え替え時点より以前、クヌギの植林とそれによる炭の生産・流通が開始されており、これに川上が何らかの形で関与していた可能性がある。

(一七八一～八九)に旗本遠山氏の用人格となり、寛政三年に遠山知行所の総代名主に就任している。村内以外にも最盛期には村外に約一〇〇町歩ともいわれる田畠や山林を所有しており、たびたび発生する野火の延焼に悩まされていた。その対策として、自村から離れた場所には耐火性のあるクヌギを植え、さらにこれを用いて棒炭と呼称されるクヌギ炭を開発したとされる。



図IV-2-2 「佐倉炭」製炭竈（印旛郡船穂村）

「房総林業写真帖」より。

このクヌギ棒炭の具体的な製法については、川上家に伝わる史料「解説書」(大正三年(一九一四))に詳しく記されてい

る。以下それをみていきたい。これによれば、

①秋の彼岸から春の彼岸までの期間で、芽が出て六、七年経った木を長さ一尺五寸(約四五センチメートル)の真木^{まき}に伐り、一五日ほど乾燥させる(薄茶色になつたら適度である)。②真木を竈^{かまど}の奥

より透かすように詰めていき、そのうえに山刀^{やまがたな}で二尺余に伐つた雑木(アゲ木)を積み火を付ける。③竈口には風穴^{かぜあな}という横穴を開け、それ以外は土で塞ぎ、二四時間ほど焼く、④尻穴^{しりあな}という煙が出る穴から青色の煙が消える頃を見定めて、火を止める加減が最重要である、と記されている(図IV-2-2参照)。

小金牧の牧士川上右仲は、「佐倉炭の創始者」として紹介されることもあるが、これは右仲が提唱したクヌギ棒炭を「佐倉炭」という商標で出荷していたことから、そのように称されたようである。取引先は、松戸宿(現千葉県市川市)を中心とした船橋宿(現千葉県船橋市)・行徳宿(現千葉県市川市)などの薪炭商で、江戸の野馬方役所や遠山役所へは、松戸河岸や松戸納屋河岸から津出されていた。

したがって、川上右仲は創始者とまではいわずとも、「佐倉炭」を江戸市中に広めた最大の功労者と評価することができる。なお、明治一五年、川上家五代英太郎は、山林共進会へ「造林保護成績木炭製造等沿革」を出品し、四等褒賞と銀^{ぎん}杯^{ぱい}が授与されている。

3 佐倉藩と御国産炭

「佐倉炭」の普及 江戸時代前期までは、紀州熊野炭や田辺炭（備長炭）などが、上方から江戸に入つてくることが多かつた。しかし、江戸後期には関東全域から伊豆・駿河・遠江・甲斐国にまで産地が広がり、江戸湾を通り海上から運ばれてくる「海手」筋と、利根川・江戸川を中心に内陸舟運・河川交通により運ばれてくる「奥川」筋といつた流通ルートが発達した。これら流通ルートを経て運ばれる炭のなかでも「佐倉炭」は、良質な茶用炭であるとともに、上方に比べて安価に供給されることが評価され、次第に江戸で重宝されるようになる。

木炭の名称については、産地名を冠したものが多いが、その形状や性質、用途によるものなど多種多様であった。一般的に「佐倉炭」は、従来下総国で生産されていた「下総炭」を改良したもので、佐倉という場所で集荷し、千葉に移して江戸へ輸送していくことから、「佐倉炭」と呼ばれるようになったとされる。しかし、それだけではなく、佐倉藩の財政が逼迫し、藩内部から国産品についての意見書が提出されるなかで、領内の村落で多く産出されていた炭が着目されたことも大きく関係しているだろう。

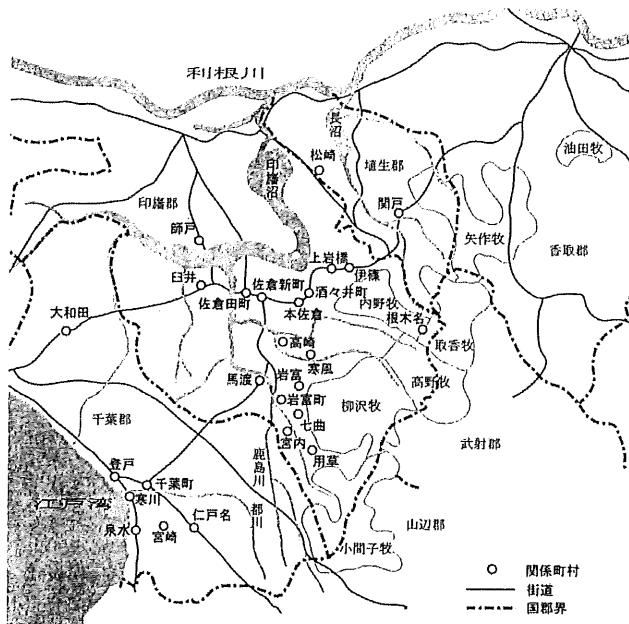
佐倉藩における「御国産炭」生産 佐倉藩は、財政再建の

一環として、炭の専売制を文政八年より開始した。藩は炭の値段・炭仲買人・江戸の炭問屋をいずれも指定し、生産地から江戸の消費地までの運搬方法を取り決め、炭仲買人が直接江戸に運ぶことを禁止した。はじめは、千葉町に藩役人を派出張させていたが、取り扱い業務が繁雑になると炭会所を設立させ専門的に担わせた。

弘化四年（一八四七）になると佐倉藩は、千葉町・登戸町・寒川村・泉水村（いずれも現千葉県千葉市）の仲買人たちに対し、冥加金四〇〇両の上納を条件に、炭の集荷・運送を請け負わせて商業権を認めた。以降、「佐倉炭」の表現が「御買上炭」から「御国産炭」に変化しており、炭が佐倉藩の国産品として奨励されたことがわかる。四町村は、江戸湾を利用して短時間で大量に炭を輸送できる重要な拠点であった（図IV-12-13参照）。

さらに、千葉町の炭仲買人は冥加金だけでなく、藩への献金や貸付金などでも貢献し、藩財政を支えていた。炭仲買人を統括していた千葉町の岩田屋円治は、弘化四年に「冥加永御上納方行司役」となり、安政六年（一八五九）には、「炭方取扱役」を命じられ、明治二年まで重要な役割を担つていった。特に、四町村以外の仲買人による抜け荷などのトラブルが起つた際には、藩の指示を受けて対処しており、その功勞が認められて藩から二人扶助を与えられている。

「」のようすに、幕府によつて馬産を中心としていた牧の經營に、炭焼きの成果が求められるようになつた結果、牧を中心とした地域の植生は変化し、これが佐倉藩領民の生業にも影響を及ぼしていつた。このよくななか、財政が窮乏していた佐倉藩も、領内で多く産出されていた炭を看過することはなく、国産品として「佐倉炭」の生産を標榜するようになる。藩の流通政策とその拠点となつた四町村、炭仲買人たちの尽



図IV-2-3 四町村の位置図

土屋雅人「佐倉炭の流通と市域の四町村」(『千葉いまむかし』19号、2006年)、10頁より。

力によつて、「佐倉炭」は江戸の消費社会において、貴重なエネルギー資源として受け入れられたのであつた。

- 【参考文献】酒々井町史編さん委員会編『酒々井町史』史料集二
（佐倉牧関係一～三）（酒々井町、一九七六、七九、八〇年）、同『酒々井町史』通史（酒々井町、一九八七年）、白井町史編さん
員会編『白井町史』史料集一（白井町、一九八四年）、千葉県史料
研究財団編『千葉県の歴史』通史編 近世一（千葉県、二〇〇七年）、樋口清之『木炭の文化史』（東出版、一九六二年）、同『木炭』（法
政大学出版局、一九九三年）、同『日本木炭史』（講談社学術文庫、
一九七八年）、久留島浩編『支配をささえる人々』（吉川弘文館、
二〇〇〇年）、天下井恵「佐倉炭創始者川上右仲」（白井市郷土史
の会機関誌『たいわ』一五号、一九九八年）、同「佐倉炭と川上右
仲」（白井市郷土史の会機関誌『たいわ』一九号、二〇〇二年）、
白井豊「明治一〇年代における下総台地西部の土地利用と薪炭生
産」（『歴史地理学』二二一号、二〇〇二年）、同「下総台地西部の
牧とその周辺における薪炭林化」（『歴史地理学』二三三号、二〇〇
七年）、土屋雅人「佐倉炭の流通と市域の四町村」（『千葉いまむ
かし』一九号、二〇〇六年）、高木謙一「近世佐倉牧周辺村々にお
ける林産資源の管理と利用」（徳川林政史研究所『研究紀要』四九
号〔『金鯱叢書』四二輯所収〕、二〇一五年）

V

畿内近国の森林と遠国への技術の広がり

一 熊野炭の生産と技術の伝播

1 紀州藩領の產物育成と熊野炭

熊野炭の名声 織豊期から江戸時代にかけて城下町をはじめとする諸都市が発展すると、屋内燃料としての炭の需要はいきおい高まつた。特に江戸は、徳川家康が本拠を構えて以降、人口が飛躍的に増大し、みるみるうちに炭の一大消費地へと変貌した。これにともない、武藏国・上総国・下総国

をはじめとする関東諸国と伊豆国などに、江戸向けの炭産地が多数形成された。このほか、遠く紀伊国からも炭が移入された。また、農産加工や諸工業が盛んな大坂でも、炭の需要は莫大であつた。大坂に対しても、紀伊国・土佐国・日向国などの山間地域に炭産地が形成された。

ただし、焼いた炭を江戸や大坂まで運ぶためには、人馬や舟の揺れ、積み卸しの振動に耐えられるよう、堅い炭を焼く必要があつた。遠隔地であればなおさらである。そのうえ、堅い炭は火保ちも良く、爆跳（割れて破片が飛び散る現象）もそれほどみられないため、利用のうえでも都合が良い。こうした理由から、江戸時代には各地で炭焼き法の改良が進み、次第に堅くて上質な炭が焼かれるようになつた。

なかでも、紀州藩領の紀伊国熊野から産出された「熊野炭」

は高い評価を得た。たとえば、大坂の医者寺島良安によつて正徳期（一七一〇—一六）に編纂された「和漢三才図会」という百科事典は、「炭」の項で熊野を「堅炭」の代表的产地として紹介している（図V-1-1-1 参照）。また時代は下るが、安政六年（一八五九）に江戸から長崎までを旅した長岡藩士の河井継之助は、道中で偶然出会つた江戸の炭屋から「熊野より出る炭、最も良し」との話を聞き、そのことを「壺」と題する旅日記に書き留めている。

こうした熊野炭のなかでも、田辺町（現和歌山県田辺市）の炭問屋、備中屋長左衛門が取り扱つた「備長炭」はとりわけ品質が良く、好評であつた。旧紀州藩士の堀内信が明治二一年（一八八八）から同三四四年にかけて編纂した『南紀徳川史』は、備長炭について「叩けば鎌鉄の如き響きありて、火力久時に堪ゆるは天下無比なり、概ね皆江戸に輸送し葉子商・饅舗等火力の猛烈を要する商工者の専用する処となり、熊野炭中第一等の名声を博せり」と説明している。このように備長炭は、打ち合わせれば鉄のような音がするほど堅く、猛烈な火力と火保ちの良さを特徴としており、江戸の菓子や饅頭を扱う店では燃料として重宝された。

ここでは、加藤衛拵氏の研究などに基づきながら、熊野炭の生産とその技術の伝播について紹介しよう。

紀州藩領の炭専売制 紀州藩紀伊徳川家は、尾張・水戸と

めの重要な条件となつた。

2 熊野における炭焼きの展開

新宮領の炭焼き 熊野のなかでも、新宮領と田辺領では炭の生産が盛んであつた。

新宮領では炭の専売制に力が入れられ、延宝六年（一六七八）には、それにかかる独自の役所が新宮町深谷に開設された。この役所は、天和元年（一六八一）に同町池田に移され、池田役所と呼ばれた。新宮領の炭専売制では、この池田役所が炭問屋を通じて村人に資金を貸し付けて炭を生産させ、焼き上がった炭を同じく炭問屋を通じて集荷することになっていた。池田役所から資金を借り受けた製炭経営者は「庄主」（焼主）と呼ばれ、村々から炭焼き人を雇い入れて炭を生産・納入した。

新宮領で焼かれた炭は、もっぱら江戸で販売された。当初、江戸の炭値段は一両あたり一〇俵前後と高かったため、領民の暮らしだけでなく、領主である水野家の財政も潤した。享保期（一七一六～三六）には、一年間に二五万俵もの炭が生産・集荷されたというが、この時期には炭値段が一両あたり二五俵程度にまで下落し、利益は思うように上がらなかつた。そのため、明和・安永期（一七六四～八一）には水野家によ

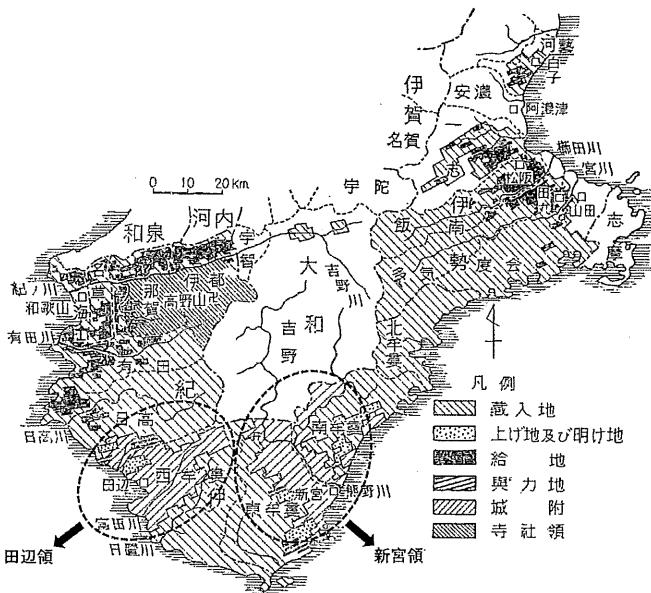
る専売は中斷され、集荷・販売は新宮町の炭問屋にゆだねられた。

ところが天明八年（一七八八）になると、水野家の財政悪化を背景に、熊野炭の利益が再び注目され、池田役所を中心とする炭専売制が再開された。しかし、期待通りの生産量を確保できなかつたため、寛政二年（一七九九）以降には、炭問屋を介さずに資金の貸し付けて炭の集荷を行うよう改めた。炭問屋の関与を炭の江戸廻送と販売に限定することで、炭の生産に対する水野家の統制を強化しようとしたのである。

田辺領の炭焼き 田辺領の炭生産は、富田川上流の三番組と呼ばれる地域を中心に展開した。三番組などで生産された炭は田辺町に集荷され、同所の炭問屋によつて各地へ廻送・販売された。ちなみに、文化一〇年（一八一三）一〇月から同一一年九月までに出荷された炭は約六万七〇〇〇俵および、このうち三万五〇〇〇俵は大坂、一万四〇〇〇俵は和歌山、一万俵は阿波へ販売されている。

ところで、田辺町の炭問屋、備中屋長左衛門が取り扱つた熊野炭が備長炭の名で好評を博するようになつたのは、元禄期（一六八八～一七〇四）以降のことといわれている。少なくともこの時期には、ウバメガシなどのカシ類を用いて上質な炭を焼く技術が確立していたのである。

田辺領では、こうした炭焼き法の流失防止にも注意が向けられた。たとえば、文化一二年に紀伊国尾鷲（現三重県尾鷲市）の八郎兵衛という者が田辺領から炭焼き人を雇い入れて炭を生産したいと願い出てきた際には、「田辺風」の炭焼き法が外部に流失するのを避けるため、彼らが尾鷲におもむくのを禁止している。



図V-1-2 紀州藩領の概略
小田井弘子「紀州藩の支配形態について」(『歴史学研究』188号、1955年)、24頁の第6図を加工引用。牟婁郡(北牟婁郡・南牟婁郡・東牟婁郡・西牟婁郡)一帯が熊野に当たる。

備長炭の製法の伝播 ところが文政期（一八一八～三〇）には、田辺領からやつてきた炭焼き人によって、備長炭の製法が新宮領に伝えられた。いくら炭焼き法の外部流失を避けようとしても、個々の炭焼き人が田辺領外におもむき、持てる技術を活かして金銭を稼ごうとするのを完全に止めるのは難しかつたのであろう。これにより、新宮領でも、より上質な炭が生産できるようになった。ちなみに、幕末期の新宮領には製炭経営者である庄主が約一五〇人いたといわれており、大量の炭が生産され、江戸などに廻送・販売されたことがうかがえる。

ところで、こうした熊野炭が新宮領の特産品であつたことを示す幕末期の逸話が、「昨夢紀事」という史料に残されている。これによると、安政四年頃、新宮領主水野忠央は、将军の側近である御側御用取次平岡道弘の屋敷前に「領産の熊野炭」を大量に積み上げ、道弘はじめ平岡家家中の者が、それを好きなだけ使えるように取り計らつた。このため平岡家では、忠央のことを「炭屋／＼」と渾名して呼んだというのである。というのも、この時期には安政の將軍繼嗣問題が起り、江戸幕府一三代將軍徳川家定の後継者選定をめぐって、御三卿一橋徳川家の慶喜を推す一橋派と、紀伊徳川家の慶福を推す南紀派が激しく争っていた。こうしたなか、南紀派であった忠央は、御側御用取次として権勢をふるつた平岡

に新宮領特産の熊野炭を贈ることで、政争を有利に進めようと考えたのであろう。

いずれにしても、このように紀伊国熊野は全国有数の炭产地として成長し、ほかに類をみないほど高度な炭焼き法を確立していた。こうした熊野の炭焼き法を学び、国産の炭の品質向上に役立てたのが、薩摩・大隅両国と日向国諸県郡の一部を領有した薩摩藩島津家であった。

3 薩摩藩による熊野炭焼き法の導入

御手山の経営 江戸時代後期の薩摩藩は慢性的な財政難におちいつており、文政期には負債が五〇〇万両にまでふくれあがつた。こうした状況を受けた藩は、一〇代藩主島津斉興とその祖父重豪の信任を得た調所広郷を中心に戦財政の再建に乗り出した。調所はまず収支を見直し、余計な出費をおさえて財政の合理化を目指した。また奄美諸島産の黒糖をはじめとして、さまざまな産物に専売制を適用し、これらの生産・販売を藩の統制下に置くことで利益を追求した。

この専売制は林産物にも適用され、領民が炭や椎皮、柞灰などを生産し、自由に他領へ販売することは禁止された。椎皮とは、文字通り常緑広葉樹であるシイの樹皮で、これを煮詰めた液は漁業で使う網の防腐剤として重宝された。また柞

灰とは、常緑広葉樹であるイスノキを焼いてつくった灰のことで、磁器の釉薬（うわぐすり）に用いられた。一方、藩は林産物の専売だけでなく森林の育成にも力をそそぎ、他領から取り寄せたスギやヒノキの苗木を藩直営で植栽したほか、生育後に立木の販売代金を藩と分け合う約束で村人らに植林を奨励した。

さらに嘉永元年（一八四八）には、日向国高岡郷浦之名村（現宮崎県宮崎市）の森林に「御手山」を設定した。この御手山は藩が林産物の生産・輸送・販売を直営する森林で、同三年には同じ日向国の穆佐郷（同宮崎市）・倉岡郷（同宮崎市）・綾郷（現宮崎県東諸県郡綾町）にまで拡大された。御手山の経営には、山奉行一人と同見習一人が「内用掛」として当たり、新設された「御手山支配人」一人が、森林の管理や林産物の生産・輸送・販売を取り仕切った。

この御手山支配人に任命されたのは、すでに植林などで功績をあげていた山元莊兵衛である。莊兵衛はまず御手山の經營方針を固めるため、大坂や九州諸藩の事情に詳しい宮崎商人などに接触し、林産物市場の動向や九州諸藩の森林の状況を調査した。その結果、もつとも有力な商品として浮かび上がってきたのは炭であった。従来、大坂に炭を供給していたのは、紀州藩・土佐藩と飫肥藩・高鍋藩・延岡藩などの九州諸藩であった。しかし、九州諸藩では、近年炭焼きに適した

カシ類が不足し、それ以外の樹木を混ぜて炭を焼くようになつたため、それらの藩で焼かれた炭の評判は下落傾向にあつたという。

こうした情報を得た莊兵衛は、この好機をとらえて薩摩藩産の炭を大坂に売り込み、利益を上げようと考へ、御手山經營の中心に炭の生産・販売を据えた。御手山には、炭焼きに適したカシ類が比較的多く生育していたのである。そこで莊兵衛は、嘉永三年に豊後國から高い製炭技術をもつた人びとを雇い入れ、炭の改良をはじめた。そして、大坂の著名な薪炭問屋である辰巳屋に試製した炭を送付し、品質向上のアドバイスを受けている。その後の改良により、嘉永五年頃から辰巳屋に品質が認められ、辰巳屋を通じて大坂で御手山産の炭が販売されるようになつた。この結果、毎年三万俵以上の炭が御手山から生産され、大坂などへ出荷されるようになつたという。

また莊兵衛は、炭をはじめとする御手山の林産物の販路を拡大するため、輸送体制の整備にも力を入れた。実は、日向地方には藩の御用に利用するための船が九艘配備されていたが、これらの船は年貢米の輸送やそのほかの御用が済んでからでないと、御手山の林産物輸送に利用することができなかつた。大坂の炭値段は冬に向けて上がり、春から夏にかけて下がる傾向にあつたが、なかなか船の順番が回つてこない

ため、値段の良いときに炭を大坂へ運ぶことができなかつたのである。そこで山奉行や莊兵衛は、御手山の林産物輸送専用の船を建造するよう藩庁に上申し、嘉永五年一二月にはこれが認められた。

ちなみに、安政元年四月から同四年三月までの三年間に御手山から生産・出荷された炭は、合計で一七万俵余りとなり、そのうち一〇万俵余りが大坂、五万俵余りが肥前・筑前両国に向けて出荷されていた。このほか、少量ではあるが江戸や瀬戸内方面にも販売された。

炭焼き修行の旅 御手山の經營が軌道に乗りつつあつた安政三年六月、藩は炭焼き法を見聞させるため、莊兵衛の息子藤助らを紀伊国熊野へ派遣した。藤助は父莊兵衛が御手山支配人になると、これにしたがつて鹿児島から日向国に移り、各地の山林調査などに同行した。嘉永七年には「諸木御仕立掛」に就任し、翌年の安政二年には御手山から伐採した材木を江戸の薩摩藩邸まで輸送する手配を命じられるなど、着実に経験を積んでいた。藩はこうした藤助の実績を評価し、御手山をさらに活用するため、江戸・大坂市場で名高い熊野炭の焼き方を見聞させようとしたのであろう。

御手山の用務で江戸に滞在していた藤助は、派遣が命じられた六月に同地を出発し、途中大坂に立ち寄つてから七月一日に新宮町へ到着した。御手山での製炭に従事した「山子」

の嘉吉・松太郎もこれに同行した。こうして藤助と嘉吉・松太郎は新宮領内を見聞してまわったところ、小匠村（現和歌山県東牟婁郡那智勝浦町）の「窯ノ谷」というところに炭窯があつて、焼き方も良いと見受けられたので、この炭窯で炭を焼いていた重次郎という者に炭焼きの稽古をつけてもらつた。藤助は炭だけでなくさまざま林産物についても調査し、一足早く新宮町に戻つてそこにしばらく滞在したが、嘉吉と松太郎は小匠村に五〇日ほど滞在し、炭焼き法の修得に努めた。

そして藤助は、九月に江戸の藩邸に帰着すると「紀州熊野

炭焼法一条井山產物類見聞之成行奉申上候書附」と題する報告書を藩に提出した。ここでは、備長炭をはじめとする熊野炭の焼き方が絵入りで仔細に説明されている。とはいゝ炭の焼き方は、絵や文字の情報だけで修得できるものではない。火の様子や煙の色・においを頼りとする炭焼きの技法は、実地における伝習があつて、はじめて修得できるものであった。藤助と嘉吉・松太郎による炭焼き修行の旅は、御手山の商品的価値をさらに高めるための、藩の命運を賭した旅であった。

熊野炭の焼き方　ここで「紀州熊野炭焼法一条井山產物類見聞之成行奉申上候書附」を参考に、当時の備長炭の製法を具体的に紹介しておこう。

大小を決め、炭窯を築造した。一基の炭窯を築造するのに、二〇日から三〇日程度を要したという。炭窯のまわりの壁を岩石でつくり、窯底となる地面を固めて、さらに煙を逃すための穴を後方につくつたら、伐採しておいた木材を奥の方から寝かせずに立てて詰める。この木材が炭の原料で、直径一〇センチメートル程度のウバメガシやアラカシの細木が使われた。そのうえに小枝などを山盛りにし、これを支えにしら、手前に開けておいた窯口で火を焚き、三日から四日程度かけて天井を乾燥させる。

天井が乾いたら本格的に火をつけて、窯内の温度を上げていく。そうすると、木材から余計な成分が追い出され、煙となつて穴から排出される。三日目くらいに、直径一寸くらいの丸穴を二つだけ残して窯口をふさぐ。さらに二日ほど待つと、追い出す成分がなくなつて、煙は白色から青色へと変化する。煙が青くなつたら、窯口を一昼夜ほどかけて徐々に開けていき、「嵐追」と称してネラシをかける。ネラシとは、炭窯のなかに空気を送り込んで窯内の温度をあげ、炭のなかのガス分を抜き、炭を堅く焼き締める操作を指す。このネラシの巧拙が、炭の出来を大きく左右した。

そして、「柄振」という道具を使つて燃えきかる炭を窯外にかき出し、「炭灰」と呼ばれる消粉をかけて消火すると、

備長炭の完成である。この炭灰は雑木を燃やしてできた灰に、良質な土と炭の屑を混ぜたものである。このように備長炭は消火の際にかけた灰が表面に残るので、いくぶん白くみえる。なお、三〇貫目の木材からは五、六貫目の備長炭が焼けたというから、できあがる炭の重量は、炭窯に入れた木材の重量の一七〇二〇パーセント程度であつた。

御手山経営への導入 藩は藤助らに熊野炭の焼き方を伝習させた一方で、新宮領鎌塚村（現和歌山県新宮市）から炭焼きに長けた清三郎・亀之助親子を雇い入れ、御手山の山子たちに熊野炭の焼き方を伝習させた。

当初、御手山では、豊かな森林を背景に、太木を割って炭を生産していた。ところが、炭の生産・出荷が進むなかで次第に森林が減少し、細木が目立つようになつた。御手山の資源が変化するなかで、藩は細木に大きな付加価値を付ける必要に迫られた。

また御手山経営が直面した変化は、それだけではなかつた。ときあたかも、大坂では太木を割って焼いた炭よりも、細木をそのまま焼いた高級な炭に注文が集まるようになつていた。

このように薩摩藩は、御手山の森林の変化や大坂市場の動向を踏まえ、細木から上質な炭を焼く熊野の先進的な炭焼き法を御手山に導入したのである。

【参考文献】堀内信編『南紀徳川史』一一冊（南紀徳川史刊行会、

一九三二年）、新宮市編『新宮市誌』（新宮市、一九三七年）、鹿児島県編『鹿児島県史』二巻（鹿児島県、一九四〇年）、小田

井弘子「紀州藩の支配形態について」（『歴史学研究』一八八号、一九五五年）、日本木炭史編纂委員会編『日本木炭史』（全国燃

料会館、一九六〇年）、日本史籍協会編『昨夢紀事』二巻（東京大学出版会、一九六八年）、安藤英男校注『塵壺』（平凡社、一

九七四年）、藤本清二郎「紀州『新宮領』の炭専売制と民衆」（和

歌山大学『紀州経済史文化史研究所紀要』九号、一九八九年）、和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史』近世（和歌山県、一九九〇年）、上原兼善「嘉永・安政期薩摩藩の林產物仕法」（袖木

学編『日本水上交通史論集』五巻、文献出版、一九九三年）、渋谷葉子「紀州藩『御仕入方』政策の展開と田辺領」（『日本歴史』

六〇七号、一九九八年）、岸本定吉『炭』（創森社、一九九八年）、加藤衛拡「紀州熊野炭焼法一条井山產物類見聞之成行奉申上候書附解題」（佐藤常雄ほか編『日本農書全集』五三巻、農山漁村文化協会、一九九八年）、田辺市史編さん委員会編『田辺市史』通史編II（田辺市、二〇〇三年）、笠原正夫『近世熊野の民衆と地

域社会』（清文堂、二〇一五年）

（芳賀和樹）

二 明治の森林事情と吉野林業

1 日本の近代化と木材需要

森林資源の確保 明治維新に際して、各地の森林は旧領主による管理・運営体制が瓦解し、規制が解除されていったため、乱伐が相次ぎ、荒廃が進行していったといわれる。この

ような事態に直面した明治新政府は、土砂流出の防止や水源の涵養といった、森林の持つ「国土保全」機能を維持する必要に迫られるとともに、「殖産興業」のための木材需要に対応するため、新たな森林政策を講じなければならなくなつた。

旧幕府や各藩が直轄していた「御林」は、維新後、「官林」として再編された。明治初年の林政は、この官林の經營を重視しており、明治四年（一八七一）七月には、民部省により「官林規則」が制定され、良材の伐採制限や水源林の禁伐などが打ち出された。しかし、直後に民部省は廃止され、官林經營を引き継いだ大蔵省では、大蔵大輔の井上馨を中心に、国家財政を確保するため、民部省で定めた方針を転換し、官林を民間に払い下げ、資金を調達する政策を開拓していった。折からの開墾奨励策ともあいまって、払い下げられた官林は開墾を名目に伐木され、森林荒廃はますます進行していく。

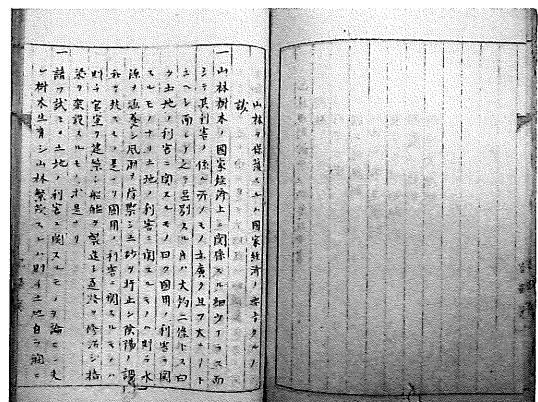
大蔵省の政策に対しても、各省からの反発も少なくなかつた。例えば、工部少輔代理の佐野常民は、造船・鉄道などに用いる材木や工業燃料となる木炭が欠乏し、さらには森林荒廃による国土保全機能が麻痺するなどとして、官林払い下げの撤回を建議している。製艦用材を確保したい海軍省でも、海軍大輔勝義邦（海舟）が、官林払い下げ政策に批判的であつた。

こうしたなか、明治七年一月に、大蔵省に代わって内務省が官林を管轄するようになると、新たな動きが出てくる。翌八年五月、内務卿の大久保利通は太政大臣の三条実美に建議書を提出し、同省が緊急に着手すべき事業の一つに「山林保存・樹木栽培」を掲げた（『大久保利通文書』六）。大久保は、森林による国土保全の効用を説くとともに、土木建築・船舶建造・鉄道敷設などの近代化の需要に応じるためにも、森林經營を国家が取り組む重要課題と位置づけたのである。明治政府が、西洋諸国に肩を並べるべく推進する「殖産興業」や「富國強兵」政策には、大量の良材が不可欠であつたからである。

ドイツ林学の導入 図V-1-2-1に示した大久保利通の建議「山林ヲ保護スルハ國家經濟ノ要旨タルノ議」をはじめとした一連の文書を起草したのは、松野彌助という長州出身の内務官僚であったという。松野は、明治三年に北白川宮能

久親王のドイツ留学に随行し、同じ長州出身者でベルリンに滞在していた青木周蔵の勧めによって、経済学から林学へと転向し、ベルリン郊外のエーベルスワルデ官立山林学校で、ドイツ林政を本格的に学んだ人物であった（図V-2-2参照）。

松野は、岩倉具視を正使とする遣外使節団がドイツに到着した際に、岩倉・大久保・木戸孝允らに森林の保護・育成が国家経済にいかに有効であるかを語り、大久保らを啓発したとされる（『明治林業逸史』）。明治八年に帰朝した後、松野は内務省地理寮木石課で森林事務を担当したので、前述した大久保建議に関与していいたとしても不思議ではない。



図V-2-1 大久保利通の建議「山林ヲ保護スルハ國家經濟ノ要旨タルノ議」

国立公文書館所蔵。

実際、先の建議に附属した「山林規則」には、ドイツ林学の影響を受けた条項も多く含まれていたのである。

「富在山林（富は山林に在り）」と主張していた品川は、森林を保護しなければ、薪炭などの日用品が欠乏し、鉄道敷設や電線架設などにも支障を来たすだけではなく、土砂災害も招来しかねず、国民生活に大きな影響を与えるだろうと危惧していた。そのため森林整備の必要性を論じ、「山林の事、専ら官の保護にのみ委ぬべきものは、苟くも有志たらんものは、自ら奮つて相共に改良蕃殖の道を講ぜばあるべからず」（奥谷松治『品川弥二郎伝』）と主張し、官民挙げての森林整備と国力の増進に期待を掛けていたのである。

近代日本へのドイツ林学の導入を語る際には、長州出身の品川弥二郎の存在も無視できない。品川は明治三年に欧洲出張を命じられ、その後ドイツ公使館に勤務、同九年に帰朝した後は内務行政へと転じ、一四年に農商務少輔になつてからは、殖産興業に尽力していった。農業の奨励はもとより、森林事業にも着目しており、ドイツ林学に感化されて、国家による森林の直接經營に積極的な意義をみいだしていた。海外留学生に林学を専攻するよう積極的に勧めてもらっている。



図V-2-2 松野碩
『明治林業逸史』より。

こうしてわが国の林政は、西洋文明の影響を受けて、明治以降、新たな一步を踏み出していったのであるが、気候・風土が異なるドイツの林業技術を、日本にそのまま適用することは難しかつたといわねばならない。

そこで目が向けられたのは、むしろ江戸時代以来、森林を育成しながら造林技術を確立し、持続的な林業を開拓していく国内の林業地帯であった。とりわけ、江戸初期から人工造林を推進し、木材を安定的に供給して、林業経営に着実な成果をあげていた奈良県吉野川流域の吉野林業は注目的であつた。実際、官民一体での森林整備を提唱していた品川弥二郎も、吉野林業に注目していたことで知られている。

松野碩が設立に尽力した農商務省所管の東京山林学校に学び、ドイツのターラント山林学校でドイツ林学を修得した

本多 静六（慶應二年〔一八六六〕～昭和二七年〔一九五二〕）も、ドイツ林学を日本に直接応用することの困難さに直面していた一人であった。そのため、日本の林業を学び直そうと選んだ先が、まさに吉野の地であったのである。本多はこの地で日本の林業を再発見し、後年、吉野林業の知見を随所に盛り込んだ造林学の大著を世に問うことになる。

2 吉野林業への注目

土倉庄三郎の存在意義

吉野の地で造林法を学んだ本多静六は、当時を回顧して次のように述懐する。「吉野の造林法と、ドイツの造林学との学理に拠りて、漸く日本の造林学を構成せり。而して、其の吉野の造林法とは、實に土倉翁に就て学び得たるものなり」（田中淳夫『森と近代日本を動かした男』より）。本多は、ドイツ林学の理論を背景に持ちながら、吉野で造林法の実態を学んで、まさに「日本の造林学」を極めたのである。その際、「土倉翁」の監督のもと、間伐や枝打ちなどをを行い、「土倉翁」から直接指導を受けた

という。

この「土倉翁」こそ、近代吉野林業を語るうえでは欠かせない土倉庄三郎のことである。

土倉庄三郎（天保二年〔一八四〇〕～大正六年〔一九一

七）は、奈良県吉野郡川上村大滝の出身で、吉野地方最大の山林地主にして材木商であった。明治以降の吉野林業の技術向上や、木材の流通経路の開発などに大きな足跡を残すとともに、吉野林業の技術や現場の経験を各地に提供していくことで知られている。そのうえ吉野林業だけではなく、近代日本の林業・林政にも刺激を与え続けた人物でもあった。莫大な資産を背景に、明治政府の上層部と親密な交流を結び、政界・教育界などでも活躍した。

明治二三年（一八九〇）、東京上野で開催された第三回内国勧業博覧会は、これまで農業部門の一部に位置づけられていた林業が、初めて独立した一部門として扱われたという点で、林業にとって画期的な勧業博覧会となつた。

この記念すべき博覧会に、土倉庄三郎は吉野川を流送した桴（筏）の実物と、「檍木（垂木）・洗丸太（磨丸太）・樽丸」といった吉野を代表する材を出展したのである。この桴は、全長約六〇メートル、幅約二・五メートルに及ぶ巨大なもので、桴に組まれた材木一本一本が商品となつた。

なお、「檍木」とは、家屋の屋根板を支えるために棟から桁へ渡す細長い材のことで、洗丸太の一種の小丸太を指した。その「洗丸太」とは、皮を剥ぎ、川の水で濡らしながら表面を砂で研磨した丸太のことである。「樽丸」とは、樽や桶の部材のことで、運搬の際にこれらの部材を丸く束ねたので、

こう呼ばれた。このように洗練された吉野材と、手の行き届いた搬送技術は、東京の人々を驚かすに十分なインパクトを持ち、吉野林業の実態を関東に広める大きな契機となつた。

吉野材の出展に際しては、「和州吉野木材及樽の解説」（『吉野林業史料集成』五）という土倉による解説書も作られた。これは、単に出展物の紹介だけではなく、吉野の土質や気候・風土もあわせて解説し、さらに植林から伐採・搬送・利用・効能など、吉野林業の全貌をコンパクトにまとめたものであつた。

この解説書によれば、明治以来、吉野の「山林培養法」や「木材桴乗法」などの実況を視察・巡回したのは、県知事などのか、農商務大輔の品川弥二郎、元老院議官の河田景興、ドイツ・フランスの山林審査官、有志の華族しかいなかつたという。そのなかでも品川弥二郎（図V-12-3参照）は、官民を挙げて、森林を整備すべきだと主張していたことから、吉野の「山林培養法」に強い関心を持ち、各地で卓抜した吉野の造林法を推賞していったという。それでも土倉は、吉野の知名度は低いと見なしていたようで、より多くの人々に吉野林業の技術を広めたいと思っていたようである。

土倉自身、解説書のなかで「内地各国有志諸君の参考に供し、山林及び運輸の便を改良ならしめんことを冀望すればなり」と述べているように、吉野材や吉野の林業技術を参考に



図V-2-3 品川弥二郎銅像
東京都千代田区にて撮影。

して、各地で造林法の改良が図られ、流通網の形成も視野に入れた林業經營が進展することを強く希望していたのである。土倉にとつては、「森林の育成こそが、「國家富強の基礎」であると確信していたからに他ならない。

あいつぐ視察と解説書の出版 第三回内国勧業博覧会をきっかけに、土倉庄三郎の名は関東を中心に全国へと知れ渡り、吉野林業も有名になつた。官民を問わず、多くの視察者が土倉の地元である川上村を訪れ、吉野地方はその対応に追われることとなつた。

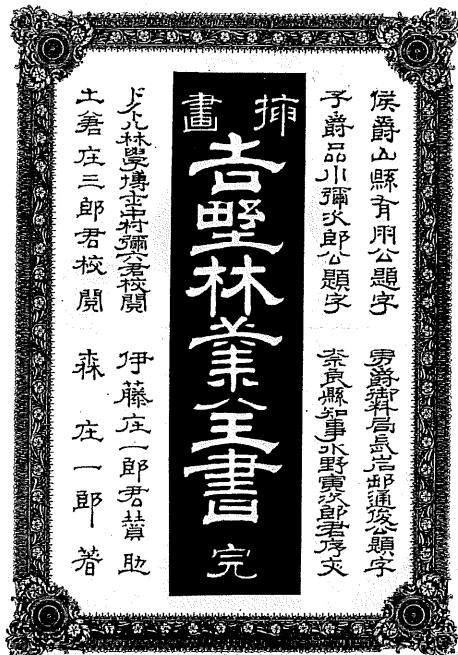
なかでも博覧会の直後に吉野を訪れたのが、農商務省山林局に勤務し、当時愛媛大林区署長となつていた村田重治や、東京山林学校の学生望月常であつた。彼らは、ドイツ林学の視点で、吉野の造林技術と森林經營を論じ、それぞれ『大日本山林会報』に視察結果をもとにした論説を掲載している

(『吉野林業史料集成』五)。これらの論説は、林学者や林野官僚、全国の林業家に、吉野造林の実態を知らしめるのに効果的だったのはいうまでもない。民間からは天竜(現静岡県浜松市)や水俣(現熊本県水俣市)、小国(現熊本県阿蘇郡小国町)、智頭(現鳥取県八頭郡智頭町)などから視察があいつぎ、吉野の造林家が、林業教師として各地に派遣されることもあった。

吉野林業への関心が一層高まるなかで、明治二〇年代から三〇年代にかけて、地元吉野でも吉野林業の解説書が出版されていった。そこでは、単に造林技術だけではなく、吉野のスギ・ヒノキの品種や栽培法を解説したものも登場した。例えば、川上村(現奈良県吉野郡川上村)の高貝儀三郎による『吉野名産杉檜栽培解説書』(明治二十四年)、西河村(同上)の上平豊吉が著した『吉野杉檜栽培法』(明治二九年)などがそれにあたる。とりわけ上平の著作は、前年の明治二八年に京都で開催された第四回内国勧業博覧会に、スギとヒノキの種子を出品して、有功三等賞を受賞したことを機に、従来著していた栽培法を増補・訂正してまとめたものであった。装丁が異なるものや、別の印刷所から発行されたものもあるということなので、上平の著作は大量に頒布されたことがうかがわれる。

吉野林業を各地に知らしめるうえで、最大の影響力を持つ

た著作が、川上村の森庄一郎が著した『挿画吉野林業全書』（明治三一年）であった（図V-12-4参照）。吉野の材木商にして森林經營者であった森が、伐り出し・加工・運材技術など吉野林業の全技術体系を網羅的に描き、さらに材木の販売までを詳述した文字通りの『全書』であった。山県有朋や品川弥二郎、御料局長の岩村通俊が題字を寄せ、序文は奈良県知事の水野富次郎が執筆している。吉野の林業家伊藤庄一郎の助力を得て、校閲は林学博士の中村弥六とともに、土倉庄三郎が当たった。土倉は出版費用も提供したといわれる。この『全書』は、一〇〇枚以上の挿絵が掲載されていことがある。この『全書』は、大きな特徴であった。文字だけでは伝わりにくくことでも、視覚をもつて訴えたことでわかりやすくなつた。



図V-2-4 『挿画吉野林業全書』表紙
徳川林政史研究所所蔵。

この『全書』は、明治三一年一二月に出版されるのだが、出版前から大きな期待が寄せられていたことも注目できる。すなわち、出版される前の一〇月に刊行された『大日本山林会報』第一九〇号には、次のようにある。

「去る八月十日より九月三十日迄、五千部の予約募りたるに、期限中已に予約に超過し、尚宮内省御料局より一百部御買上げ申込あり、各府県郡衙・大小林区署・農学校等より続々申込あるを以て、更に五千部の予約申込募集中なりと云う」。吉野林業の全貌を余すところなく著した『全書』は、各方面からの注目的的であつたことが明白である。とりわけ、皇室の森林である御料林を管轄していた宮内省御料局からも、目を向けられていたことは、江戸時代から続く吉野の造林・林業技術がいかに優れていたかを示していよう。

本書卷末に掲載された販売書店の一覧によれば、『全書』は、仙台・東京・名古屋・大阪・奈良・広島・福岡・熊本・鹿児島の書店で、販売されていたことがわかる。こうして吉野の造林技術は広く伝播し、各地で吉野を模倣した人工造林が現出することとなる。

『全書』が刊行された翌明治三二年七月一六日には、大日本林学会の初めての地方総会が奈良市で開催された。この総会は、大日本林学会幹事長の田中芳男や山林局長原保太郎ら、各地の林業関係者二四五名が参加する盛会となつた。この時、

土倉庄三郎は「天然林と人造林との比較実歴談」という演題で講演し、土倉に学んだ本多静六も「枝打之原則」という講演を行つた。翌一七・一八日に、吉野林業地の団体視察が行われ、一四〇余名が参加したこと、大きな話題となつた。

3 吉野林業の技術と地域性

密植・多間伐・長伐期 こうして吉野林業の技術は、各地に伝播していったのであるが、その受容はそう簡単であつたわけではない。そもそも吉野の造林技術は、吉野の気候・風土や経済環境のもとでこそ、成立しうるものであり、単純に造林技術だけを取り出して、別の土地で導入しようとしても、定着させることは難しかつたのである。

それでは、江戸時代に確立したといわれる吉野林業の技術とは、どのような特徴をもつていていたのであらうか。

吉野林業の造林技術は、一般的に「密植」・「多間伐」・「長伐期」として特徴づけられる。

「密植」とは、苗を植える時に、極端に狭い間隔で植えることで、吉野の場合は、一町歩（約一万平方メートル）当たり一万本の割合で、大面積にわたつて実施された（一般的には一町歩につき三〇〇〇～四〇〇〇本の植え付けという、図V-12-5参照）。密植によつて木と木の間が狭くなるの

で、夏期に繁茂する雑草や蔓を刈つたり、枝打ちする作業は手間がかかつた。

『吉野林業全書』には、「杉檜植付后、向ふ三ヶ年間は、毎年二回づゝ梅雨の頃と夏土用后とに下草を刈り（鎌を用ゆ）、爾后四年間は、毎年一回づゝ夏土用中に下草を刈り、之を其のま肥料に供すへし」、「植付后八年九年の兩年は、藤蔓其他蔓草類を取り除け、其翌年（十年目を云ふ）地上より小さなものは二三尺、大なるものは五六尺まで下枝（したえだ）を打落し（鉢を用ゆ）、十四五年目に至りて、地上より小さなものは五六尺、大なるものは八九尺計り下枝を打落すべし」などと、各時期に行う作業の様子が具体的に記されている。

密植すると、日照が限られるため、生育は遅くなるが、その分年輪が密で優良な材を得ることができた。

生長に伴つて、混雜してきた林から、生育のあまり良くない立木を抜き伐りすることを「間伐」といった。吉野における間伐は、植え付けから一四、五年目に始まり、主利用材を伐採（主伐）するまで、八五年もの長期にわたつて、少量ずつ都合一三回も実施された（図V-12-5参照）。このように、木の生長にあわせて頻繁に間伐をしたので、「多間伐」といわれる。「間伐の巧拙によりて、樹木の良否と発育の速をいたす」と『全書』で指摘されるように、間伐によつて

生育不良の立木を取り除き、残すべき優良木を選定することは、造林業において最も注意を要する作業であった。

こうして苗木を密植し、間伐による優良木の選定を繰り返すことで、木の根元と先が同じ太さで、節の少ない、緊密な年輪と真っ直ぐな木目を持つ大径木ができるのである。

そして、主伐は、通常の主伐林齡（スギは四〇～五〇年）の二倍に相当する、八〇～一〇〇年目（それ以上の場合もある）に実施した。これを「長伐期」施業といつた。

大径木に育った木は、おもに薄い板状の「樽丸」（樽・桶の部材）として利用された（図V-12-6参照）。元禄期（一六八八～一七〇四）に、摂津の伊丹や池田で始まった酒造業は、やがて京都の伏見や播磨の灘へと波及し、近畿地方で酒樽・酒桶用の木材需要が増大していった。吉野材は、年輪が密なため水漏れしにくく、大きな評判となり、この時期に需要はますます高まつた。

間伐材の利用 しかし、吉野林業は、商品価値の高い大径木生産に特化したわけではなかつたところに、その真骨頂があつた。主伐材だけではなく、間伐材も商品化され、しかも、その太さにあわせて利用が異なつていたのである。

吉野林業の個性 以上みたように、吉野林業とは、吉野の自然条件や市場条件のもとで産み出された、吉野独自の造林技術であり、それをそつくりそのまま条件の異なる他の地域に移植しようとしても、必ずしも成功するとは限らなかつたといえる。

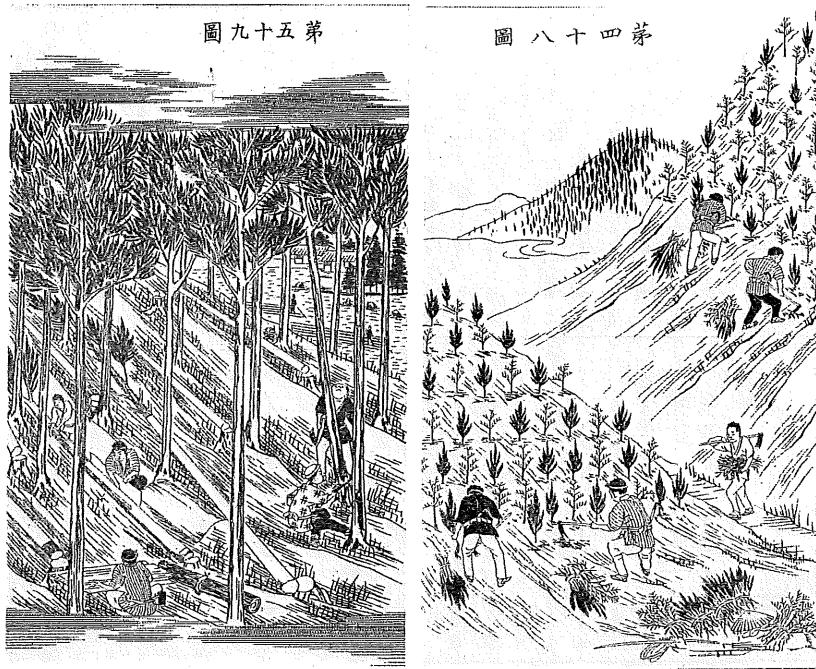
この点に関しては、すでに江戸後期の下野国黒羽藩の大（磨丸太）は、七番間伐木に相当する四〇年生前後のスギ（磨丸太）は、七番間伐木に相当する四〇年生前後のスギ

を、立木の段階で選りすぐつて、「夏土用后三十日前后に根を切り放ち、枝を打たず、皮付の辰三ヶ月間山中に放還」したものと、立冬の頃に川辺に運び、皮を剥ぎ、水で濡らしながら砂で研磨した材であった（図V-12-7参照）。また、櫻木などの建築材の加工過程で出る端材も、商品化したことでも特筆できる。

このように、主伐材だけではなく、間伐材を加工してさまざまな商品に仕立てることができたのは、近くに大坂や和歌山などの都市が発達し、木材需要が大きかつたからに他ならない。吉野林業の造林技術は、木材市場の需要に柔軟に対応することで生まれた、まさにこの土地ならではの独自の技術であつたのである。

そして、木材生産を安定的に循環させるためには、輸送路の確保も不可欠であつた。吉野の場合は、吉野川での舟（筏）流しの方法がとられ、舟利用を促進するために、河川が改修され、浚渫技術も進歩していったのである。

この点に関しては、すでに江戸後期の下野国黒羽藩の大



図V-2-5 苗木の植え付け（右）と間伐の様子（左）
『挿画吉野林業全書』（徳川林政史研究所所蔵）より。



図V-2-6 樽丸製造の様子
『挿画吉野林業全書』（徳川林政史研究所所蔵）より。



図V-2-7 樅木製造（右）と洗丸太製造（左）の様子

『挿画吉野林業全書』（徳川林政史研究所所蔵）より。

本書には、吉野造林の特徴が随所にコメントされているのも、注目できる。例えば、吉野の「多間伐」については、以下のように指摘されている。

吉野にてハ、山林の伐すかしは、拔伐と唱、植付てより廿年目位より七、八年目ヅ、にて拔伐いたし、右拔伐ハ用に相成候ニ付、材木に仕出し候ハ、相應に売候ゆヘ、捨木にハ相成不申（『日本農書全集』五六巻）

つまり、吉野では「拔伐」（間伐）で伐った木も、市場価値があるため無駄にはならないとある。

しかし、これはあくまでも「国柄」、すなわち吉野地方の特徴であつて、「此辺」では「買人有ども、下直にて損也」というように、黒羽藩の周辺では、買う人はいても安いため、吉野の真似をするとかえつて損をすると見抜いているのである。

要するに黒羽は、吉野のように大都市の近郊に位置しておらず、江戸から遠いため、間伐材を売りにくないのである。川を使って輸送するだけで、赤字となりかねなかつた。吉野造林を模倣して密植をしてしまつては、苗木を無駄にするだけ

であつたといえる。したがつて、黒羽では、吉野のように三尺（約九〇センチメートル）置きに密植をするのではなく、植え間を二間（約三・六メートル）と植え幅を広くとつた。

このようにすると、日照が多く、肥大生長が早いため、一本一本の質は吉野には劣るもの、板を取れるような大径木を比較的早く育てることができた。すなわち、「太山」（太い木が生えた山）をつくり、そこから「左知」（幸）が得られる展望したのであつた。

しかも黒羽地方は、春の彼岸の降雪のために、密植しては、木々が将棋倒しに倒れてしまつて損害を被るという問題もあつた。市場条件とあわせて自然条件を考慮しても、密植は向かないと看破していたのである。

こうしてみると、興野は、吉野の「国柄」を参考にしながら、黒羽の地域性を客観的に把握して、自身の土地に適合した造林技術を確立したことになる。

このように、江戸時代から吉野の造林技術は注目されながら、その無批判な導入は、失敗のもとだと見抜かれていたのである。そうであるならば、明治二〇～三〇年代に吉野林業が再発見され、その先進的な技術が各地に伝播していくとしても、それを直接模倣することで、成功できた例はきわめて少なかつたといえるであろう。

むしろ、吉野林業を参考にして、各地の自然条件や市場・

経済条件に見合うよう、試行錯誤を繰り返した結果、その地域独自の技術が産み出されていったと考えられるのではないか。

「密植」・「多間伐」・「長伐期」という個性的な造林法を確立させ、市場経済と結びついて、江戸初期から先進的な林業を開拓していく吉野。明治以降、土倉庄三郎の啓蒙活動や『吉野林業全書』の刊行などによって、吉野林業の技術体系は日本各地に伝播していった。その直接的な模倣は難しかったとはいって、吉野林業の知見を得ることで、各地の林業技術に磨きがかかる、新たな造林法が創出されるきっかけともなつた。天竜川流域の植林事業を主導した金原明善も、吉野林業をそのまま模倣するのではなく、文字通り活用しながら天竜林業を充実させていったことで知られている。

このような影響力・浸透力という点においても、吉野地方は、他に例を見ない固有の個性を持つた林業地帯であったと指摘できるようと思われる。

吉野林業のインパクトを受け、整備・造成されていった各地の森林資源は、日清・日露戦争を機に始まつた日本の産業革命の基盤となり、鉱工業・土木・造船・軍需・バルブなどの各種需要に応えていくことになる。

【参考文献】寺尾辰之助編『明治林業逸史』（大日本山林会、一九三一年）、服部希信「明治初年に於ける森林荒廃」（『林学会雑誌』一三卷七号、一九三二年）、奥谷松治『品川弥二郎伝』（高陽書院、一九四〇年）、土倉祥子『評伝土倉庄三郎』（朝日テレビ・ニュース社出版局、一九六六年）、筒井迪夫『森林法の軌跡』（農林出版株式会社、一九七四年）、赤羽武編『明治農書全集』一三巻（農山漁村文化協会、一九八四年）、加藤衛拡「吉野林業全書」の研究（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五八年度、一九八四年）、赤羽武ほか編『吉野林業史料集成』五（筑波大学農林学系、一九八九年）、佐藤常雄ほか編『日本農書全集』五六巻（農山漁村文化協会、一九九五年）、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』（東京堂出版、二〇一二年）、田中淳夫『森と近代日本を動かした男 山林王・土倉庄三郎の生涯』（洋泉社、二〇一二年）、成田雅美「廢藩置県後の官林伐木規制」（徳川林政史研究所『研究紀要』四七号、二〇一三年）、大田原市黒羽芭蕉の館編『近世黒羽の林政家興野隆雄と興野家文書の世界』（大田原市黒羽芭蕉の館、二〇一三年）、徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学II』（東京堂出版、二〇一五年）、並松信久「土倉庄三郎の富国殖林思想」（『京都産業大学論集』社会科学系列三三号、二〇一六年）

（藤田英昭）

あとがき

本書は、文部科学省から科学研究費補助金「特定奨励費」の交付を受けて実施した、一連の調査・研究・普及事業の成果である。当研究所では、徳川林政史研究室として大正一二年に発足して以来の研究蓄積を徹底的に再検討するとともに、全国に散在し、また散逸の危機にある林政関係史料を調査・研究することで、平成二一～二三年度には三〇〇年におよぶ江戸時代の森林政策の大枠を提示した。さらに、平成二四～二六年度には、現代的課題を見据え、水源涵養林や海岸林といった「国土保全」に資する森林の成立過程について解明した。これら成果は、東京堂出版から『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』（二〇一二年）、『同 森林の江戸学Ⅱ』（二〇一五年）として刊行・発表されている。

平成二七年度以降は、研究の対象を森林だけではなく山間部の「地域社会」にも広げ、中部山間地域や北奥羽地方、関東近郊などに暮らした人びとと森林との関わり合いの歴史を検討してきた。現在、我が国の森林は深刻な森林荒廃に直面している一方で、国民の祝日として「山の日」が制定されたり（平成二六年）、山間地域の魅力を再発見することによって地域を活性化させようとする動きが活発にみられたりしている。地域の人びとがどのように森林を利用し、育ててきたのかを過去の事例から検証することは、今後地域資源として森林を活用させていくにあたって重要な示唆を与えてくれるものと考える。

そこで我々は、当研究所所蔵の木曽山関係史料の分析を進めるとともに、岐阜県歴史資料館・弘前市立弘前図書館・埼玉県立文書館などが所蔵する林政関係史料を調査・収集することで、村人たちによる植林活動や都市向けの薪炭生産、職人たちによる木工品（箸や弁当箱）づくりの実態を検討してきた。そして、これらの調査・研究成果は、研究集会における報告などを通じて所内でも共有し、地域に暮らす人びとと森林との関わり合いの歴史について議論を深めてきた。

また、これらの成果は公開講座でも市民にわかりやすく紹介した。たとえば、平成二八年一一月には、高山市教育委員会との共催で、「徳川林政史研究会 公開講座 in 高山 《再発見・飛騨の林政——山の恵みと高山の町——》」を開催し、飛騨の林政と高山町周辺の町家・農家建築との関わりについて紹介した。

直近では、同二九年一一月に「徳川林政史研究会 公開講座 in 岩手 《新視点・北奥羽の歴史——森林をめぐる江戸時代の人びと——》」を岩手史学会との共催で企画・開催し、江戸時代における北奥羽地方の林政・林業の様相を紹介した。いずれも幸い多くの方々が参加され、「是非また続きを企画してほしい」といった感想をいたたくことができた。本書は、こうした調査・研究・普及

事業の成果を集約したものである。

本書が成るまでには、各執筆者はもちろんのこと、調査等で当研究所の若手研究生・研究員の多数の協力を得た。また、関係史料の所蔵機関の方々にも大変お世話になった。これら各位に対し、心から感謝の意を表する次第である。

本書を通じて、全国各地に暮らす人びとがいかにして森林とともにあゆみ、それらを守り育ててきたのかを読みとつていただければ幸いである。

平成二〇年三月

徳川林政史研究所副所長

深井 雅海

執筆者一覧

竹内 誠 (たけうち・まこと)

1933年東京都生まれ。東京教育大学大学院博士課程修了。

徳川林政史研究所所長・東京都江戸東京博物館名誉館長。

主要著書：『寛政改革の研究』（吉川弘文館）、『江戸社会史の研究』（弘文堂）

深井雅海 (ふかい・まさうみ)

1948年広島県生まれ。國學院大學文学部卒業。

徳川林政史研究所副所長。

主要著書：『徳川将軍政治権力の研究』（吉川弘文館）、『日本近世の歴史3 綱吉と吉宗』（吉川弘文館）

田中 彰 (たなか・あきら)

1951年岐阜県生まれ。佛教大学文学部卒業。

一般財団法人金森顕彰会事務局長・高山市史編纂専門員。

主要著書：『飛騨高山明治・大正・昭和史』（飛騨・高山 天領三百年記念事業推進協議会）、『高山市史』飛騨国絵図編ほか（高山市教育委員会）

太田尚宏 (おおた・なおひろ)

1963年東京都生まれ。東京学芸大学大学院修士課程修了。

徳川林政史研究所特任研究員・人間文化研究機構国文学研究資料館研究部准教授・駒澤大学非常勤講師。

主要著書：『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』（岩田書院）、『古文書解読事典〔改訂新版〕』（共編、東京堂出版）

栗原健一 (くりばら・けんいち)

1971年埼玉県生まれ。立正大学大学院博士後期課程単位取得満期退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・熊谷市社会教育課市史編纂室嘱託・立正大学非常勤講師。

主要論文：「近世中期における御用炭請負山村の食糧確保」（徳川林政史研究所『研究紀要』45号）、
「近世備荒貯蓄の形成と村落社会」（『関東近世史研究』63号）

田原 昇 (たはら・のぼる)

1972年東京都生まれ。慶應義塾大学大学院後期博士課程単位取得退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京都江戸東京博物館学芸員。

主要論文：「近世伊那谷における樽木成村支配の様相」（徳川林政史研究所『研究紀要』38号）、
「享保度林・新立林と私林・民有林の形成」（『農業史研究』44号）

藤田英昭（ふじた・ひであき）

1973年新潟県生まれ。中央大学大学院博士後期課程単位取得満期退学。

徳川林政史研究所研究員・明海大学非常勤講師・学習院女子大学非常勤講師。

主要論文：「尾張家一四代徳川慶勝の藩政改革と櫟木植栽」（徳川林政史研究所『研究紀要』43号）、
「草莽と維新」（『講座明治維新 第3巻 維新政権の創設』有志舎）

高橋伸拓（たかはし・のぶひろ）

1980年滋賀県生まれ。立正大学大学院博士後期課程単位取得満期退学。

茨木市立文化財資料館学芸員。

主要著書・論文：『近世飛騨林業の展開』（岩田書院）、「飛騨幕領における白木稼の展開」（徳川林政史研究所『研究紀要』47号）

高木謙一（たかぎ・けんいち）

1981年東京都生まれ。駒澤大学大学院博士課程後期単位取得退学。

徳川林政史研究所非常勤研究員・駒澤大学非常勤講師。

主要論文：「近世下総国における『野』の認識変容と『牧』の成立」（『駒沢史学』74号）、「近世佐倉牧周辺村々における林産資源の管理と利用」（徳川林政史研究所『研究紀要』49号〔『金鯱叢書』42輯所収〕）

芳賀和樹（はが・かずき）

1986年山梨県生まれ。筑波大学大学院博士後期課程修了。

徳川林政史研究所非常勤研究員・立正大学非常勤講師。

主要論文：「秋田藩における御札山の管理・利用」（徳川林政史研究所『研究紀要』51号〔『金鯱叢書』44輯所収〕）、「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画」（『林業経済』756号）

萱場真仁（かやば・まさひと）

1987年宮城県生まれ。学習院大学大学院博士後期課程在学。

徳川林政史研究所非常勤研究員。

主要論文：「弘前藩領における水源涵養林『田山』の利用と実態」（『学習院史学』54号）、「ヒバをめぐる幕末弘前藩の山方と弘前城下の檜物師・曲師たち」（徳川林政史研究所『研究紀要』51号〔『金鯱叢書』44輯所収〕）

江戸時代の森林と地域社会
平成三〇年三月三一日発行

編集・発行 〒171-0031 豊島区目白三一八一十一

公益財団法人徳川黎明会

徳川林政史研究所

電話 〇三二（三九五〇）〇一一七

印刷・製本 〒600-8805 京都市下京区中堂寺鎌田町二
株式会社 図書印刷 同朋舎

電話 〇七五（三六二）九一二二一

本書の刊行には、科学研究費補助金（特定奨励費）を充當しています